

# 令和8年第2回（3月）上越市議会定例会

## 厚生常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
報告第2号	専決処分した事件の承認について(令和7年度上越市一般会計補正予算(専第6号))	生活援護課	1～2
議案第14号	令和7年度上越市一般会計補正予算(第7号)	福祉課ほか	3～9
議案第15号	令和7年度上越市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	国保年金課	10～11
議案第16号	令和7年度上越市介護保険特別会計補正予算(第3号)	高齢者支援課	12～13
議案第17号	令和7年度上越市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	国保年金課	14
議案第29号	上越市介護保険条例の一部改正について	高齢者支援課	15～20
議案第30号	上越市国民健康保険税条例の一部改正について	国保年金課	21～33
議案第5号	令和8年度上越市一般会計予算	福祉課ほか	34～150
議案第6号	令和8年度上越市国民健康保険特別会計予算	国保年金課	151～160
議案第7号	令和8年度上越市診療所特別会計予算	地域医療推進課	161～163
議案第8号	令和8年度上越市介護保険特別会計予算	高齢者支援課	164～185
議案第9号	令和8年度上越市後期高齢者医療特別会計予算	国保年金課	186～192
議案第10号	令和8年度上越市病院事業会計予算	地域医療推進課	193～198

## 予算案件における目標の記載について

全ての事業を義務的事業、経常的事業、政策的事業に分類し、下記のように整理して記載しています。

- 1 義務的事業…生活保護など扶助費全般や戸籍事務、国県事業等への負担など
  - ・法定受託事務など法令等の目的・趣旨と事業の目的と合致しており、市民に安定的にサービスを提供することが目標であるため記載しません。
  - ・市の政策としてサービスを付加する場合は記載しています。
- 2 経常的事業…財務会計事務、契約事務、庶務事務、施設の維持管理運営など
  - ・行政運営に必要不可欠な財務会計事務などの内部管理事務については、滞りなく実施することが目標であるため記載しません。
  - ・施設の維持管理運営は、適切な維持管理と運営により市民等が安全安心に利用できることが目標であるため記載しません。ただし、施設の付加価値を高めるための取組を実施し、入館者や利用者数、利用件数や実施件数などを設定できる場合は目標を記載しています。
- 3 政策的事業…上記以外の事業
  - ・全ての事業について目標を記載しています。

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	報告第2号
提出課	生活援護課

歳出科目 (P156～P157)	3款1項1目	社会福祉総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
要援護世帯除雪費助成事業	63,680	22,000	85,680

主な補正財源		主な経費	
一般財源	22,000	扶助費	22,000

【補正理由】

1月下旬から続いた大雪により、要援護世帯の除雪支援に係る経費に不足が見込まれることから、補正予算を専決処分したもの（2月4日専決）

【補正内容】

(財源内訳)

区分	補正前	補正額	補正後
一般財源	61,000	22,000	83,000

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
扶助費	要援護世帯除雪費助成給付費	61,000	22,000	83,000

歳出科目 (P 156～P 157)	3 款 4 項 1 目	災害救助費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
要援護世帯等除雪事業	0	20,148	20,148

主な補正財源		主な経費	
県支出金	20,148	需用費	182
		委託料	15,542
		使用料及び賃借料	4,424

【補正理由】

1月下旬から続いた大雪により、2月4日に大島区において、災害救助法が適用されたことを受け、要援護世帯の除雪支援に要する経費を計上するため、補正予算を専決処分したもの（2月4日専決）

【補正内容】

(財源内訳)

	区分	補正前	補正額	補正後
県支出金	災害救助費負担金	0	20,148	20,148

(歳出)

	区分	補正前	補正額	補正後
需用費	燃料費	0	182	182
委託料	要援護世帯等除雪委託料	0	15,542	15,542
使用料及び賃借料	機械借上料	0	4,424	4,424

<対象世帯数等>

対象見込世帯数	限度額
140 世帯	143,900 円／1 世帯

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第14号
提出課	福祉課

歳出科目 (P62～P63)	3款1項1目	社会福祉総務費
----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
社会福祉総務管理費	50,612	10,000	60,612

主な補正財源		主な経費	
寄附金	10,000	積立金	10,000

【補正理由】

篤志家からの寄附金を上越市社会福祉施設整備基金へ積み立てるため、増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
寄附金	社会福祉施設整備費寄附金	0	10,000	10,000

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
積立金	社会福祉施設整備基金積立金	0	10,000	10,000

<積立金に係る寄附金の状況>

- ・令和7年度寄附金 個人1件

<参考>

- ・上越市社会福祉施設整備基金  
寄附金等を積み立て、社会福祉施設の整備に要する資金に充てるために設置
- ・基金残高 465,129 (令和8年3月末見込み)

提出課	生活援護課
-----	-------

歳出科目 (P62～P63)	3款1項1目	社会福祉総務費
----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
生活困窮者自立支援事業	726,357	△22,245	704,112

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	△22,260	負担金補助及び交付金	
一般財源	15		△22,245

【補正理由】

住民税非課税世帯に対する物価高騰支援給付金が当初の見込みを下回ったことから、所要額を減額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	27,549	△22,260	5,289
一般財源		0	15	15
合計		27,549	△22,245	5,304

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
職員手当等	時間外勤務手当	100	0	100
需用費	消耗品費	18	0	18
役務費	通信運搬費・手数料	431	0	431
負担金補助及び交付金	物価高騰支援給付金	27,000	△22,245	4,755
合計		27,549	△22,245	5,304

提出課	福祉課
-----	-----

歳出科目 (P62～P65)	3款1項4目	障害者自立支援費
----------------	--------	----------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
介護給付・訓練等給付事業	5,532,195	224,319	5,756,514

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	113,151	扶助費	224,319
県支出金	56,575		
一般財源	54,593		

【補正理由】

介護給付・訓練等給付事業のサービス利用量が当初の見込みを上回ることから、所要額を増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	障害者自立支援給付費負担金	2,762,596	113,151	2,875,747
県支出金	障害者自立支援給付費負担金	1,381,298	56,575	1,437,873
障害者支援施設等措置費負担金		47	0	47
一般財源		1,388,254	54,593	1,442,847
合計		5,532,195	224,319	5,756,514

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
扶助費	介護給付・訓練等給付費	5,526,380	224,319	5,750,699

提出課	高齢者支援課
-----	--------

歳出科目 (P64～P65)	3款1項5目	老人福祉費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
福祉施設建設事業	8,081	23,838	31,919

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	23,838	負担金補助及び交付金	23,838

【補正理由】

国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の内示が見込まれることから、介護保険施設の大規模修繕等に係る補助金を増額するもの

【補正内容】

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の交付見込み（国10/10）

施設種別	施設名称 (事業者)	位置	事業内容	交付額
認知症高齢者グループホーム	グループホーム癒しの家「直江津」 (有限会社藤田企画)	港町1	空調機器及び外壁の改修	7,645
認知症高齢者グループホーム	グループホーム癒しの家「柿崎」 (有限会社藤田企画)	柿崎区 芋島新田	空調機器及び浴室内介護リフトの改修	5,300
小規模多機能型居宅介護	こぶしの丘 (株式会社福祉ネットワーク研究所)	国府1	非常用自家発電設備の整備	6,808
小規模多機能型居宅介護	こぶしの丘 (株式会社福祉ネットワーク研究所)	国府1	施設裏の斜面への土留め設置工事	4,085

(歳入)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	6,160	23,838	29,998

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	6,160	23,838	29,998

提出課	国保年金課
-----	-------

歳出科目 (P64~P65)	3款1項5目	老人福祉費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
後期高齢者医療制度運営費	2,900,164	△76,649	2,823,515

主な補正財源		主な経費	
県支出金	△22,271	負担金補助及び交付金	
一般財源	△54,378		△39,087
		繰出金	△37,562

【補正理由】

新潟県後期高齢者医療広域連合の決定に基づき、事務費負担金及び療養給付費負担金を減額するほか、保険基盤安定負担金の交付決定にあわせて、後期高齢者医療特別会計への繰出金を減額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
県支出金	保険基盤安定負担金	443,007	△22,271	420,736
一般財源		2,457,157	△54,378	2,402,779
合計		2,900,164	△76,649	2,823,515

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
負担金補助 及び交付金	事務費負担金	143,539	△26,439	117,100
	療養給付費負担金	2,122,741	△12,648	2,110,093
繰出金	後期高齢者医療特別会計事務費繰出金	43,206	△7,866	35,340
	保険基盤安定繰出金	590,678	△29,696	560,982
合計		2,900,164	△76,649	2,823,515

提出課	健康づくり推進課
-----	----------

歳出科目 (P66～P67)	4款1項3目	予防費
----------------	--------	-----

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
高齢者等予防接種事業	412,440	△137,340	275,100

主な補正財源		主な経費	
一般財源	△137,340	委託料	△137,340

【補正理由】

高齢者インフルエンザ及び高齢者新型コロナウイルスワクチン接種者数が当初の見込みを下回ることから、委託料を減額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分	補正前	補正額	補正後
一般財源	342,999	△137,340	205,659

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
委託料	高齢者インフルエンザ予防接種業務委託料	163,557	△22,115	141,442
	高齢者新型コロナウイルスワクチン予防接種委託料	179,442	△115,225	64,217
合計		342,999	△137,340	205,659

<接種者数>

(単位：人)

区分	接種予定者	実績見込み	比較増減
高齢者インフルエンザ	43,030	37,202	△5,828
高齢者新型コロナウイルスワクチン	14,860	6,577	△8,283

提出課	福祉課
-----	-----

歳出科目 (P66~P67)	4款1項4目	環境衛生費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
斎場整備事業	159,530	△5,642	153,888

主な補正財源		主な経費	
市債	△5,700	工事請負費	△5,642
一般財源	58		

【補正理由】

整備にかかる工事費が確定したことから、予算を整理するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分	補正前	補正額	補正後
市債	157,800	△5,700	152,100
一般財源	933	58	875
合計	158,733	△5,642	153,091

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
工事請負費	斎場建設工事	158,733	△5,642	153,091

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第15号
提出課	国保年金課

### 令和7年度上越市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要

#### 【補正理由】

- (1) 国民健康保険に加入する出生者数が当初の見込みを下回ることから、出産育児一時金を減額するもの
- (2) 特定健康診査の受診者が当初の見込みを下回ることから、特定健康診査委託料を減額するもの
- (3) 保険基盤安定繰入金の確定等に伴い、一般会計からの繰入金を減額するほか、特定健康診査の受診者が当初の見込みを下回ることから特定健康診査自己負担金を減額するとともに、収支の均衡を図るため、基金繰入金を増額するもの

#### 【補正内容】

(歳入)

(単位：千円)

款	区分	補正前	補正額	補正後
6	繰入金	1,300,234	△18,440	1,281,794
	一般会計繰入金	1,093,496	△27,431	1,066,065
	基金繰入金	206,738	8,991	215,729
8	諸収入	51,153	△1,046	50,107
合計		1,351,387	△19,486	1,331,901

(歳出)

(単位：千円)

款	区分	補正前	補正額	補正後
2	保険給付費	11,911,596	△4,500	11,907,096
5	保健事業費	206,321	△14,986	191,335
合計		12,117,917	△19,486	12,098,431

【補正額の内訳】

(歳入)

6 款	繰入金	△18,440 千円	
	・ 一般会計繰入金 (保険基盤安定繰入金)		△17,567 千円
	・ 一般会計繰入金 (未就学児均等割保険料繰入金)		△133 千円
	・ 一般会計繰入金 (出産育児一時金等繰入金)		△3,334 千円
	・ 一般会計繰入金 (財政安定化支援事業繰入金)		△6,109 千円
	・ 一般会計繰入金 (産前産後保険料繰入金)		△288 千円
	・ 国民健康保険財政調整基金繰入金		8,991 千円
8 款	諸収入	△1,046 千円	
	・ 雑入 (特定健康診査自己負担金)		△1,046 千円

(歳出)

2 款	保険給付費	△4,500 千円	
	・ 出産育児一時金		△4,500 千円
5 款	保健事業費	△14,986 千円	
	・ 特定健康診査費		△14,986 千円

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第16号
提出課	高齢者支援課

## 令和7年度上越市介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要

### 【補正理由】

- (1) 保険料収入が当初の見込みを上回ることから、増額するもの
- (2) 保険給付費、地域支援事業費について、決算見込みにあわせてそれぞれ補正するもの
- (3) 歳入歳出の収支の均衡を図るため、基金繰入金を減額し、基金積立金を増額するもの

### 【補正内容】

(歳入) (単位：千円)

款	区 分	補正前	補正額	補正後
1	保険料	5,114,389	143,867	5,258,256
3	国庫支出金	5,767,477	△42,585	5,724,892
4	支払基金交付金	6,286,972	△93,000	6,193,972
5	県支出金	3,467,136	△8,593	3,458,543
7	繰入金	3,681,629	△74,752	3,606,877
合 計		24,317,603	△75,063	24,242,540

(歳出) (単位：千円)

款	区 分	補正前	補正額	補正後
2	保険給付費	22,568,779	△271,235	22,297,544
3	地域支援事業費	1,172,787	16,742	1,189,529
4	基金積立金	134,730	179,430	314,160
合 計		23,876,296	△75,063	23,801,233

### <歳入の内訳>

○保険料	第1号被保険者保険料	143,867
○国庫支出金	調整交付金	△27,613
	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	△8,856
	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）	△6,116
○支払基金交付金	介護給付費交付金	△85,507
	地域支援事業支援交付金	△7,493
○県支出金	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	△5,535
	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）	△3,058

○繰入金	介護給付費繰入金	△33,904
	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）	3,223
	介護保険財政調整基金繰入金	△44,071
<歳出の内訳>		
○保険給付費	居宅介護サービス給付費	△271,235
○地域支援事業費	生活支援体制整備事業費	16,742
○基金積立金	介護保険財政調整基金積立金	179,430

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第17号
提出課	国保年金課

## 令和7年度上越市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の概要

### 【補正理由】

- (1) 保険料収入が当初の見込みを上回ることから増額するもの
- (2) 保険基盤安定負担金の交付決定に伴い、一般会計からの繰入金を減額するもの
- (3) 後期高齢者医療広域連合納付金について、保険料負担金の増額分と保険基盤安定負担金の減額分を補正するもの
- (4) 決算見込みにあわせ、後期高齢システムの改修に係る委託料を減額するほか、保険料還付金に不足が見込まれることから所要額を増額するもの

### 【補正内容】

(歳入) (単位:千円)

款	区 分	補正前	補正額	補正後
1	後期高齢者医療保険料	2,183,344	146,421	2,329,765
4	繰入金	633,884	△37,562	596,322
	保険基盤安定繰入金	590,678	△29,696	560,982
	事務費繰入金	43,206	△7,866	35,340
6	諸収入	18,787	2,697	21,484
	延滞金	1	124	125
	保険料還付金	9,059	2,573	11,632
合 計		2,836,015	111,556	2,947,571

(歳出) (単位:千円)

款	区 分	補正前	補正額	補正後
1	総務費	64,882	△7,866	57,016
	一般管理費	47,609	△7,866	39,743
2	後期高齢者医療広域連合納付金	2,786,591	116,849	2,903,440
3	諸支出金	9,109	2,573	11,682
合 計		2,860,582	111,556	2,972,138

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第29号
提出課	高齢者支援課

## 上越市介護保険条例の一部改正について

### 1 改正理由

令和7年度税制改正に伴う令和7年12月の介護保険法施行令の改正により、第1号被保険者の介護保険料の所得段階の適用に係る特例が設けられることから、所要の改正を行うもの

### 2 改正内容

令和7年度税制改正における給与所得控除額の見直しの影響により、第1号保険料の標準段階が変わりうる第1号被保険者については、給与所得控除額見直し前と同様の判定となるよう、保険料率の算定に関する合計所得の額の算定方法の特例並びに保険料率の算定に関する市民税世帯非課税者及び市民税が課されていない者の基準の特例を設ける。(附則第19条、第20条関係)

### 3 施行期日

令和8年4月1日

### 4 上越市介護保険条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改正案	改正前
<p><u>附 則</u>  <u>(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)</u>  <u>第19条 第1号被保険者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。))に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。)</u>のうち、<u>令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。))の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。)</u>の令和8年度における保険料率の算定についての第8条第1項(第6号から第</p>	

改 正 案	改 正 前
<p>16号までに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号中「<u>地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下、附則第17条を除き、「合計所得金額」という。)</u>」とあるのは、「<u>合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。附則第17条を除き、以下同じ。)</u>」とする。</p> <p>2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第8条第1項(第6号から第16号までに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号中「<u>地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若し</u></p>	

改 正 案	改 正 前
<p><u>くは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下、附則第17条を除き、「合計所得金額」という。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。附則第17条を除き、以下同じ。）」とする。</u></p> <p><u>3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第8条第1項（第6号から第16号までに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下、附則第1</u></p>	

改 正 案	改 正 前
<p><u>7条を除き、「合計所得金額」という。）</u>」とあるのは、「<u>合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。附則第17条を除き、以下同じ。）</u>」とする。</p> <p style="text-align: center;">（追加）</p> <p><u>（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）</u></p> <p><u>第20条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第8条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。</u></p> <p><u>(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において</u></p>	

改 正 案	改 正 前
<p><u>当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）</u></p> <p>(2) <u>地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの</u></p> <p>ア <u>令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合</u></p> <p>イ <u>令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合</u></p> <p>ウ <u>令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合</u></p> <p>(3) <u>地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの</u></p> <p>ア <u>令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方</u></p>	

改 正 案	改 正 前
<p><u>税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合</u></p> <p>イ <u>令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合</u></p> <p>ウ <u>令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合</u></p> <p>2 <u>第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第8条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。</u></p> <p style="text-align: right;">(追加)</p>	

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第 3 0 号
提 出 課	国保年金課

## 上越市国民健康保険税条例の一部改正について

### 1 改正理由

子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、医療保険料に合わせて支援金を納付することになることから、国民健康保険税の賦課に係る規定を整備するほか、所要の改正を行うもの

### 2 主な改正内容

- (1) 国民健康保険税の課税額に子ども・子育て支援納付金課税額を加える。（第 3 条関係）
- (2) 子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する 1 8 歳以上被保険者につき算定した 1 8 歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。（第 3 条関係）
- (3) 基礎課税額の所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を改める。（第 4 条から第 6 条関係）
- (4) 子ども・子育て支援納付金に係る減算額を定めるとともに、基礎課税額の見直しに伴い、減算額を改める。（第 2 5 条関係）
- (5) 改正後の上越市国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。（附則第 2 項関係）
- (6) その他文言を整備する。

### 3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

### 4 上越市国民健康保険税条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>(課税額)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、新潟県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療</p>	<p>(課税額)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、新潟県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療</p>

改 正 案	改 正 前
<p>の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、<u>介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) <u>子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（新潟県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</u>（追加）</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（2項世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。</u>（追加）</p> <p>（基礎課税額の所得割額）</p> <p>第4条 前条第2項に規定する基礎課税額の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.90</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 基礎控除後の総所得金額等がないとき</p>	<p>の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）<u>及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>（基礎課税額の所得割額）</p> <p>第4条 前条第2項に規定する基礎課税額の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.50</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 基礎控除後の総所得金額等がないとき</p>

改 正 案	改 正 前
<p>は、当該被保険者に係る他の市町村の基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の6.90</u> を乗じて算定する。</p> <p>3 略 (基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第3条第2項に規定する基礎課税額の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>2万円</u> とする。 (基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第6条 略</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定に該当し、被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって、同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって、特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下同じ。）以外の世帯 <u>2万2,000円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>1万1,000円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>1万6,500円</u> (子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)</p> <p>第10条の2 第3条第5項に規定する子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額は、被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の0.29</u> を乗じて算定する。 (追加) (子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第10条の3 第3条第5項に規定する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>1,500円</u> とする。 (追加) (子ども・子育て支援納付金課税額の18</p>	<p>は、当該被保険者に係る他の市町村の基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の7.50</u> を乗じて算定する。</p> <p>3 略 (基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第3条第2項に規定する基礎課税額の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>1万9,400円</u> とする。 (基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第6条 略</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定に該当し、被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって、同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって、特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下同じ。）以外の世帯 <u>2万6,000円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>1万3,000円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>1万9,500円</u></p>

改 正 案	改 正 前
<p><u>歳以上被保険者均等割額)</u>  <u>第10条の4 第3条第5項に規定する18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について48円とする。</u>  (追加)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第25条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、それぞれ基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)、介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)並びに子ども・子育て支援納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(2項世帯主を除く。) 1人について <u>1万4,000円</u></p> <p>イ 略</p> <p>⑦ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万5,400円</u></p> <p>⑧ 特定世帯 <u>7,700円</u></p> <p>⑨ 特定継続世帯 <u>1万1,550円</u></p> <p>ウ及びエ 略</p> <p>オ <u>子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(2項世帯主を除く。) 1人について 1,050円</u> (追加)</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(2項世帯主を除く。) 1人について <u>1万円</u></p> <p>イ 略</p> <p>⑦ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万1,000円</u></p> <p>⑧ 特定世帯 <u>5,500円</u></p> <p>⑨ 特定継続世帯 <u>8,250円</u></p> <p>ウ及びエ 略</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第25条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、それぞれ基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(2項世帯主を除く。) 1人について <u>1万3,580円</u></p> <p>イ 略</p> <p>⑦ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万8,200円</u></p> <p>⑧ 特定世帯 <u>9,100円</u></p> <p>⑨ 特定継続世帯 <u>1万3,650円</u></p> <p>ウ及びエ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(2項世帯主を除く。) 1人について <u>9,700円</u></p> <p>イ 略</p> <p>⑦ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万3,000円</u></p> <p>⑧ 特定世帯 <u>6,500円</u></p> <p>⑨ 特定継続世帯 <u>9,750円</u></p> <p>ウ及びエ 略</p>

改 正 案	改 正 前
<p><u>オ 子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（2項世帯主を除く。）1人について 750円</u>（追加）</p> <p>(3) 略</p> <p>ア 基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（2項世帯主を除く。）1人について <u>4,000円</u></p> <p>イ 略</p> <p>⑦ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,400円</u></p> <p>⑧ 特定世帯 <u>2,200円</u></p> <p>⑨ 特定継続世帯 <u>3,300円</u></p> <p>ウ及びエ 略</p> <p><u>オ 子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（2項世帯主を除く。）1人について 300円</u>（追加）</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,000円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>5,000円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>8,000円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>1万円</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</u></p> <p>ア 前項第1号オに規定する金額を減額した世帯 <u>225円</u></p> <p>イ 前項第2号オに規定する金額を減額した世帯 <u>375円</u></p> <p>ウ 前項第3号オに規定する金額を減額した世帯 <u>600円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>750円</u>（追加）</p> <p>3 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る子</u></p>	<p>(3) 略</p> <p>ア 基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（2項世帯主を除く。）1人について <u>3,880円</u></p> <p>イ 略</p> <p>⑦ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,200円</u></p> <p>⑧ 特定世帯 <u>2,600円</u></p> <p>⑨ 特定継続世帯 <u>3,900円</u></p> <p>ウ及びエ 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>2,910円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,850円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,760円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>9,700円</u></p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>(1)～(6) 略</p>

改 正 案	改 正 前
<p><u>ども・子育て支援納付金課税額の所得割額</u> 当該出産被保険者につき第10条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(8) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額</u> 当該出産被保険者につき第10条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第4条、第7条、<u>第9条、第10条の2及び第25条</u>の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有す</p>	<p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第4条、第7条、<u>第9条及び第25条</u>の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有す</p>

改 正 案	改 正 前
<p>る場合における第4条、第7条、<u>第9条、第10条の2及び第25条</u>の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>6 略</p> <p>（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条、<u>第9条、第10条の2及び第25条</u>の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第25条第1</p>	<p>る場合における第4条、第7条、<u>第9条及び第25条</u>の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>6 略</p> <p>（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条、<u>第9条及び第25条</u>の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第25条第1</p>

改 正 案	改 正 前
<p>項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条、<u>第9条、第10条の2及び第25条</u>の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条、第7条、<u>第9条、第10条の2及び第25条</u>の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所</p>	<p>項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条、<u>第9条及び第25条</u>の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条、第7条、<u>第9条及び第25条</u>の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所</p>

改 正 案	改 正 前
<p>得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条、<u>第7条、第9条、第10条の2及び第25条</u>の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、<u>第9条、第10条の2及び第25条</u>の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定す</p>	<p>得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条、<u>第7条、第9条及び第25条</u>  <u>    </u>の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、<u>第9条及び第25条</u>  <u>    </u>の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定す</p>

改正案	改正前
<p>る特例適用利子等の額（以下この条及び第25条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第25条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、<u>第9条、第10条の2及び第25条</u>の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第25条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第25条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康</p>	<p>る特例適用利子等の額（以下この条及び第25条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第25条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、<u>第9条及び第25条</u>の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第25条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第25条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康</p>

改 正 案	改 正 前
<p>保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、<u>第9条、第10条の2及び第25条</u>の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、<u>第9条、第10条の2及び第25条</u>の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第</p>	<p>保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、<u>第9条及び第25条</u>_____の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、<u>第9条及び第25条</u>_____の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第</p>

改 正 案	改 正 前
<p>46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>15～21 略</p>	<p>46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>15～21 略</p>

## 参考 子ども・子育て支援金制度創設に伴う保険税率の設定等について

### 1 子ども・子育て支援制度について

#### (1) 目的

少子化・人口減少が危機的な状況にある中、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）において、子ども・子育て政策の給付拡充を図るため、子どもや子育て世代を社会全体で支える仕組みとして導入された。

#### (2) 支援金の使途について

支援金は、「児童手当の拡充」、「妊婦のための支援給付」、「出生後休業支援給付」、「育児時短就業給付」、「育児期間中の国民年金保険料免除」、「こども誰でも通園制度」に充てるとされている。

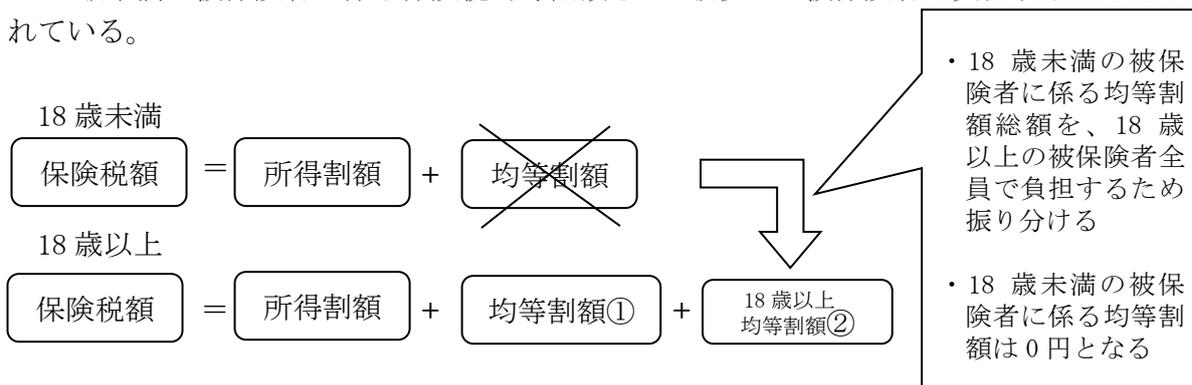
#### (3) 支援金徴収の仕組み

各保険者が保険料と合わせて支援金を徴収する。

子ども・子育て支援金制度が令和8年4月から開始されることを受け、令和8年度分の国民健康保険税から徴収を開始する。

#### (4) 子ども・子育て支援納付金分の税額の考え方

18歳未満の被保険者に係る保険税均等割額を18歳以上の被保険者が負担することとされている。



### 2 国民健康保険税の税率見直しについて

子ども・子育て支援納付金に係る税が増える一方で、令和7年度の決算見込み及び今後の国保財政の短期見通しを踏まえ、基礎課税額に係る税額の見直しをあわせて行い、令和7年度と同程度の税負担とするもの

	基礎課税額	後期高齢者 支援金等課税額	介護納付金 課税額	子ども・子育て 支援納付金課税額
	見直し	据置き	据置き	新規
所得割額	7.50% ➔ 6.90%	2.43%	2.33%	0.29%
均等割額 1人当たり	19,400円 ➔ 20,000円	10,700円	13,800円	18歳未満は負担なし※ 18歳以上は上記①と② を合算した額 ①1,500円 ② 48円
平等割額 1世帯当たり	26,000円 ➔ 22,000円			

※地方税法施行令の一部を改正する政令が公布された後、速やかに条例改正を予定

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第5号
提出課	福祉課

歳出科目 (P168～P169)	3款1項1目	社会福祉総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
社会福祉協議会費	45,922	43,404	2,518

主な財源		主な経費	
一般財源	45,922	工事請負費	1,804
		負担金補助及び交付金	44,118

#### 【目的】

上越市社会福祉協議会が取り組む地域福祉活動への支援を通して、当市の地域福祉を推進する。

#### 【実施内容】

##### ○社会福祉協議会補助金 19,000

令和5年3月に策定した第3次地域福祉計画に基づき、上越市社会福祉協議会が各地域で実施する地域懇談会や地域における支え合い事業の実施など地域福祉活動に係る経費の一部を補助する。

##### ○やすづか学園運営費補助金等 23,503

フリースクール「やすづか学園」の運営に係る経費の一部を補助するとともに、給食室厨房エアコン設置工事を実施する。

#### <在籍者数等>

(単位：人)

学年	人数	出身地
小学4年	1	市外 (1)
小学5年	1	市内 (1)
小学6年	2	市内 (2)
中学1年	1	市外 (1)
中学2年	7	市内 (6)、市外 (1)
中学3年	7	市内 (7)
合計	19	市内 (16)、市外 (3)

※令和8年1月1日現在

○権利擁護事業補助金 3,033

認知症や知的、精神の障害により、金銭管理面などで判断能力が不十分な人を支援する権利擁護事業の実施に係る経費の一部を補助する。

・日常生活自立支援事業

認知症や知的、精神の障害のため、金銭管理などの判断能力が不十分な人に対し、福祉サービスの利用手続や生活費の管理等を支援する。

・法人後見事業

成年後見制度の啓発を行うとともに、親族による後見や第三者後見が見込めない事案について、上越市社会福祉協議会が受任する。

○地域独自の予算事業 386

[新]・やすづか学園 30 周年記念シンポジウム開催事業（安塚区）

やすづか学園の創設 30 周年を機に、安塚区での取組実績を広く知らせ、市内のフリースクールや教育関係者とともに不登校児童生徒の増加について市全体で考える機会とするため、講演会、パネルディスカッション等を含むシンポジウムを行う。

実施主体：やすづか学園菱里地域支援委員会

歳出科目 (P170～P171)	3款1項1目	社会福祉総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
民生委員・児童委員活動費	32,689	33,589	△900

主な財源		主な経費	
一般財源	32,689	報償費	26,584
		旅費	53
		役務費	299
		負担金補助及び交付金	5,753

### 【目的】

民生委員・児童委員、主任児童委員の活動を支援することにより、地域福祉の推進を図る。

### 【実施内容】

#### (1) 活動報償金 26,584

地域の身近な相談相手である民生委員・児童委員、主任児童委員が活動するための経費を支給する。

＜活動報償金（年額）＞ (単位：円)

区分	地区協議会長	一般委員
上越市分	72,200	60,200
新潟県分	60,200	60,200
合計	132,400	120,400

＜民生委員・児童委員、主任児童委員の委嘱状況＞ (単位：人)

区分	定員	委嘱人数	欠員
民生委員・児童委員	400	373	27
主任児童委員	37	35	2
合計	437	408	29

令和8年2月1日現在

#### (2) 上越市民生委員児童委員協議会連合会補助金 5,753

委員の資質向上を図るため、連合会が実施する各種研修等に係る経費の一部を補助する。

＜積算基礎＞

- ・人数割 @3,300円 × 437人
- ・協議会割 @5,000円 × 23地区
- ・諸会費 @9,600円 × 437人

＜主な研修＞

委員の活動に役立つ知識を深めるとともに情報交換を行うため、各種研修会を開催する。

- ・ブロック研修会 … 23地区民児協を4ブロックに分けて各1回
- ・専門部会研修会 … 5つの部会が各1回

#### (3) その他事務費等（旅費や通信運搬費等） 352

提出課	生活援護課
-----	-------

歳出科目 (P170～P171)	3款1項1目	社会福祉総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
要援護世帯除雪費助成事業	45,726	45,680	46

主な財源		主な経費	
一般財源	45,726	需用費	307
		役務費	2,419
		扶助費	43,000

### 【目的】

自らの力では除雪が困難な要援護世帯に対し、除雪作業に要する費用の一部を助成し、冬期間における雪害事故を防止し、安心して暮らすことができるよう支援する。

### 【実施内容】

要援護世帯に対し、屋根、玄関前、その他日常生活上欠くことのできない場所における除雪作業に要する費用の一部を助成する。

#### 1 対象世帯

市民税所得割が非課税である下記のいずれかの世帯

区分	対象世帯
高齢者世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上のみの世帯</li> <li>・60歳以上のみの世帯で、世帯員に寝たきりの人がいる世帯</li> <li>・65歳以上の高齢者又は60歳以上の寝たきりの人と児童のみの世帯</li> </ul>
ひとり暮らし 高齢者世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上又は60歳以上の寝たきりの人の単身世帯</li> </ul>
母子・父子世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者のいない女性若しくは男性と児童のみの世帯</li> </ul>
準母子・ 準父子世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者のいない女性若しくは男性と児童及び65歳以上の高齢者のみの世帯</li> </ul>
障害者世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳1級から4級までの交付を受けている人と60歳以上の人のみの世帯</li> <li>・身体障害者手帳1級から4級までの交付を受けている人と児童のみの世帯</li> <li>・身体障害者手帳1級から4級までの交付を受けている人のみの世帯</li> </ul>
その他の世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的・精神に障害のある人の属する世帯等で、上記に準ずる世帯</li> </ul>

※児童…18歳に達する誕生日以後の最初の3月31日までの間にある人

#### 2 対象としない世帯

次に該当する場合は、1の対象世帯であっても助成の対象としない。

- ・自己の労力で除雪ができると認められる世帯
- ・施設入所や入院など住民票のある住所で居住実体のない世帯（帰来性のない世帯）

- ・同一家屋内で親と子がそれぞれ世帯主になっている場合など、実質的に労力のある親族と同居している世帯

3 助成限度額（一冬期間の1世帯当たりの上限額） 72,100円

4 助成実績

(単位:世帯、千円)

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度見込み
申請世帯数	7,346	8,172	7,412
承認世帯数	7,201	8,063	7,253
助成世帯数	1,644	2,800	2,512
助成金額	42,632	120,014	83,000

提出課	福祉課
-----	-----

歳出科目 (P170～P171)	3款1項1目	社会福祉総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
保護観察費	2,033	2,033	0

主な財源		主な経費	
一般財源	2,033	負担金補助及び交付金	2,033

#### 【目的】

犯罪のない安全・安心な地域づくりを推進するため、上越地区保護司会と更生保護女性会連合会の活動を支援する。

#### 【実施内容】

##### ○上越地区保護司会負担金 1,881

犯罪防止を始め、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支える更生保護活動に係る経費を負担金として支出する。

##### <団体の概要>

- ・保護司法に基づき法務大臣から委嘱された保護司により組織された団体
- ・保護司の身分は、非常勤の国家公務員（無報酬）
- ・所属保護司現員 82人（令和8年1月1日現在）
- ・保護観察件数 42件（令和8年1月1日現在）
- ・福祉交流プラザ内の「更生保護サポートセンター」において、保護観察対象者等との面接のほか、地域の関係機関との連絡調整などを行い、更生保護活動を推進している。

##### ○上越市更生保護女性会連合会補助金 152

女性の立場から、更生保護活動を行うための各種研修等に要する経費に対して補助金を支出する。

歳出科目 (P170～P171)	3 款 1 項 1 目	社会福祉総務費
------------------	-------------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
社会福祉総務管理費	55,712	50,612	5,100

主な財源		主な経費	
国庫支出金	962	一般財源	49,885
県支出金	552	報酬	22,961
諸収入	4,313	給料	9,606
		職員手当等	8,881
		共済費	7,316
		旅費	1,030
		委託料	3,074

### 【目的】

相談窓口の開設や福祉に関する事務を効率的に執行する。

### 【実施内容】

- (1) 手話通訳業務の委託 3,074  
聴覚に障害のある人の相談等に常時対応するため、手話通訳ができる福祉相談員 1 人を配置し、障害者手帳等の申請・受付などの福祉に関する相談窓口業務を行う。
- (2) 会計年度任用職員の配置 (15 人) 49,209
  - ・福祉相談員 4 人 (福祉総合窓口等)
  - ・相談支援専門員 3 人 (障害福祉サービス利用計画作成等)
  - ・事務職 8 人
- (3) 「上越市のふくし」の作成  
健康福祉事業の実施状況や制度の概況、各種福祉関係データなどをまとめた「上越市のふくし (令和 8 年版)」を発行する。
- (4) 庁用自動車 (4 台) の管理等 1,517  
燃料費、修繕料、手数料、保険料、自動車借上料、有料道路使用料、自動車重量税
- (5) 地域福祉計画策定委員会の開催 413  
令和 5 年 3 月に策定した「上越市第 3 次地域福祉計画」について、次期計画策定のための協議を行う。
- (6) 指定管理者の選定 61  
令和 8 年度で、くるみ家族園の指定管理期間が満了することから、指定管理者選定委員会を開催し、令和 9 年度からの指定管理者を選定する。
- (7) その他事務費等 (消耗品費や通信運搬費等) 1,438

提出課	生活援護課
-----	-------

歳出科目 (P172～P173)	3款1項1目	社会福祉総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
生活困窮者自立支援事業	70,717	95,847	△25,130

主な財源		主な経費	
国庫支出金	42,308	報酬	3,308
県支出金	7,171	職員手当等	969
一般財源	21,238	報償費	5,196
		需用費	1,603
		委託料	56,917
		扶助費	1,416

生活困窮者自立支援法に基づき、生活に困窮する方が抱える課題や状況に応じて包括的かつ継続的な支援を行い、困窮状態からの脱却、早期自立を促す。

○生活困窮者自立支援事業 69,501

【目的】

生活困窮に関する相談に対応するとともに、就労や生活再建を支援する。また、緊急的に支援が必要な方に対し、必要な支援を行う。

【実施内容】

(1) 生活困窮者自立支援事業 53,347

自立相談支援事業（12か所）と就労準備等支援事業に分けて委託する。

① 対象者

就労や心身の状況、地域社会との関係、その他様々な事情により、経済的に困窮している人や最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある人

② 実施事業

事業名	事業内容	国庫補助率
自立相談支援事業	生活に困窮している方が抱えている課題を把握して支援計画を作成し、計画に基づいた包括的な支援や地域のネットワークづくり等を行う	3/4
就労準備等支援事業	就労準備支援事業 生活習慣の形成(生活自立支援)、コミュニケーション能力の形成(社会自立支援)、ハローワークへの同行支援等(就労自立支援)を行う	2/3
	家計改善支援事業 家計の再建に向けた収支バランスの診断や助言、債務整理方法の検討や法律専門家への同行支援等を行う	2/3
	シェルター事業 住居が無い急迫した相談者に対し、一時的な宿泊場所等を提供する	2/3

(2) 緊急時生活支援費 200

生活に困窮する世帯に対し、緊急的に必要な食料品等を支給する。

(3) 子どもの学習・生活支援事業 15,954

所得の少ない世帯の児童等が抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を解消する観点から、学習支援や基本的な生活習慣の習得支援、食事の提供等を行い、生活の向上を図る。

① 対象者

就学援助制度を利用する世帯の小学4年生から中学3年生までの児童等

② 実施形態

1会場に集合し学習等を行う集合型と自宅で学習等を行う訪問型の2形態

※基本の形態は集合型

③ 内容

[集合型]

- ・毎週土曜日に福祉交流プラザを会場に学習会等を開催
- ・学生講師（上越教育大学生）が学習等を指導
- ・学習会等終了後、昼食を提供
- ・開催時間は午前10時から午後1時

[訪問型]

- ・学習支援員（会計年度任用職員）と学生講師（上越教育大学生）が週1回程度、自宅を訪問し、学習・生活支援を行う

○住居確保給付費 1,216

【目的】

離職、廃業、休業等に伴う収入の減少等により、住居を失った又は住居を失うおそれのある人を対象に、家賃相当額を支給（家賃補助）するほか、家計改善のため低額な家賃の住居へ転居する費用の一部を支給（転居費用補助）し、住居の確保や就労、生活の安定に向けた支援を行う。

【実施内容】

(1) 家賃補助

① 対象者

離職等又はやむを得ない休業等により、経済的に困窮し、住居喪失のおそれがある人で、誠実かつ熱心に求職を行うなど、一定の要件を満たす人

② 支給額 生活保護費の住宅扶助基準額以内の額

（例：単身世帯 32,000円～7人以上世帯 50,000円）

③ 支給期間 最大9か月間

④ 家賃補助の状況

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
新規申請件数(件)	6	10

(2) 転居費用補助

① 対象者

同一の世帯に属する人の死亡や、申請者又は同一の世帯に属する人の離職・休業等により、世帯収入額が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失又はそのおそれがある人で、家計改善のために転居が必要であると認められるなど、一定の要件を満たす人

② 上限支給額 家賃補助の3か月分  
(例：単身世帯 32,000 円×3=96,000 円)

- ③ 対象経費
- ・引越し費用
  - ・初期費用（礼金、仲介手数料、保証料、住宅保険料）
  - ・原状回復費等（ハウスクリーニング等）
  - ・鍵交換費用

④ 転居費用補助の状況

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
新規申請件数(件)	3	7

提出課	福祉課
-----	-----

歳出科目 (P172～P173)	3款1項1目	社会福祉総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
かきざき福祉センター管理運営費	5,523	4,799	724

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	91	需用費	1,856
諸収入	86	役務費	33
一般財源	5,346	委託料	3,473
		使用料及び賃借料	161

【目的】

柿崎区における福祉団体等の活動拠点として、施設を適切に管理する。

【実施内容】

- (1) 運営管理 2,164  
施設の利用受付、承認
- (2) 維持管理 3,359  
光熱水費、清掃、警備、各種設備保守、修繕等

<施設の概要>

- (1) 開設  
平成16年12月
- (2) 所在地  
上越市柿崎区柿崎558番地1
- (3) 構造等  
木造2階建 延床面積776.76㎡
- (4) 施設内容  
生きがい支援室（機能訓練室）、会議室、子育て支援室、ボランティア研修室など

提出課	福祉交流プラザ
-----	---------

歳出科目 (P172～P173)	3款1項1目	社会福祉総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
福祉交流プラザ管理運営費	56,715	49,617	7,098

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	2,120	報酬	2,286
財産収入	363	職員手当等	630
諸収入	1,866	需用費	18,476
一般財源	52,366	役務費	1,278
		委託料	32,256
		使用料及び賃借料	1,200

### 【目的】

福祉の交流拠点施設として、障害のある人等の福祉の増進に必要な支援を行うとともに、市民が集い交流する場を提供することにより、地域福祉の推進を図る。

### 【実施内容】

- (1) 運営管理 23,086  
施設の利用受付、承認、館内事業所連絡会議
- (2) 維持管理 33,609  
光熱水費、清掃、警備、各種設備保守、修繕等
- (3) その他 20  
館内事業者で組織する実行委員会による「ふれあいフェスタ」の開催

### <施設の概要>

- (1) 開設  
平成21年4月
- (2) 所在地  
上越市寺町2丁目20番1号
- (3) 敷地面積  
21,444.84㎡
- (4) 構造等  
鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）3階建（一部2階建）  
建築面積3,111.45㎡、延床面積6,317.60㎡

提出課	国保年金課
-----	-------

歳出科目 (P172～P175)	3款1項2目	国民年金費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
国民年金費	12,473	11,216	1,257

主な財源		主な経費	
国庫支出金	12,473	報酬	7,289
		職員手当等	2,123
		共済費	1,637
		旅費	227
		委託料	770
		使用料及び賃借料	190

### 【目的】

国民年金の第1号被保険者（自営業者・農林漁業者・学生・無職の人などで20歳以上60歳未満の人）に係る届出や免除申請及び各種基礎年金の裁定請求等の受付業務を、国からの法定受託事務として実施する。

### 【実施内容】

- ・第1号被保険者（20歳到達者を含む）加入届の受付
- ・国民年金保険料免除、納付猶予申請、学生納付特例申請の受付
- ・老齢、障害、遺族基礎年金の裁定請求の受付
- ・特別障害給付金申請の受付
- ・年金受給者及び第1号被保険者死亡に伴う各種申請、届出の受付
- ・老齢福祉年金に係る異動等届出の受付
- ・啓発、相談業務

<参考> 第1号被保険者数の推移 (単位：人)

区分	令和5年12月末	令和6年12月末	令和7年12月末
第1号被保険者数	13,495	13,169	12,913

出典：日本年金機構上越年金事務所

提出課	福祉課
-----	-----

歳出科目 (P174～P175)	3款1項3目	障害福祉費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
障害福祉総務管理費	18,767	18,095	672

主な財源		主な経費	
県支出金	565	報酬	6,654
一般財源	18,202	職員手当等	1,334
		共済費	1,034
		役務費	6,967
		負担金補助及び交付金	
			1,084

### 【目的】

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの実施に係る審査会及び認定調査、支給決定事務を円滑に行うとともに、各種障害福祉サービスの周知を図り、障害のある人が必要とするサービスの利用に適切につなげる。

### 【実施内容】

- (1) 障害支援区分等審査会及び支給決定関係経費 12,588
  - ・障害支援区分等審査会委員（医師、社会福祉士、精神保健福祉士等 10人）
  - ・障害支援区分認定調査員（会計年度任用職員 2人）
  - ・主治医意見書作成、受給者証発行等に関する事務費
- (2) 障害福祉イベント関係経費 1,000
- (3) その他事務費等 5,179
  - ・障害福祉ハンドブック、障害福祉サービス施設ハンドブック作成
  - ・ヘルプカード、ヘルプマーク及び新潟県おもいやり駐車場の利用証の交付

※令和8年度のうち、一部の経費は3款1項3目の上越市障害児（者）福祉ネットワーク構築事業へ移行

歳出科目 (P174～P175)	3 款 1 項 3 目	障害福祉費
------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
重度心身障害者医療費助成事業	423,702	430,886	△7,184

主な財源		主な経費	
県支出金	184,057	一般財源	184,220
繰入金	22,884	需用費	131
諸収入	32,541	委託料	7,702
		扶助費	415,869

### 【目的】

重度の障害のある人を対象に、医療費の自己負担額の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。

### 【実施内容】

#### (1) 制度概要

一部負担金（医療機関ごとに精算）を超える額について、市が負担する。

- ・外来 同じ医療機関で1か月4回までは1回530円（5回目以降は無料）
- ・入院 1日1,200円
- ・薬剤費 調剤薬局での薬剤費は無料

#### (2) 対象者

身体障害者手帳1～3級、療育手帳A又は精神障害者保健福祉手帳1級所持者（所得制限あり）

#### (3) 周知方法

手帳交付時に障害福祉ハンドブックを用いて制度の説明をするとともに、手帳所持者で制度を利用していない人に個別に案内する。

<受給者数>

(単位：人)

区分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
受給者数	4,334	4,221

歳出科目 (P174~P175)	3款1項3目	障害福祉費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
特別障害者手当給付等事業	148,443	143,290	5,153

主な財源		主な経費	
国庫支出金	91,780	役務費	5
一般財源	56,663	扶助費	148,438

障害のある人及び障害のある人を介護する人に各種手当を支給するほか、心身障害者扶養共済制度掛金及び精神障害者入院医療費を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。

○特別障害者手当等 122,375

【目的】

在宅で生活する重度の障害のある人に手当を支給し、経済的な負担の軽減を図る。

【実施内容】

(1) 特別障害者手当 102,528

在宅で生活する20歳以上の人で重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする人に月額30,450円を支給する。

※手当の支給月額は、全国消費者物価指数の物価変動率に基づき増額  
(単位：件)

区分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
支給件数	3,387	3,383

(2) 障害児福祉手当 19,847

在宅で生活する20歳未満の人で重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする人に月額16,560円を支給する。

※手当の支給月額は、全国消費者物価指数の物価変動率に基づき増額  
(単位：件)

区分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
支給件数	1,186	1,204

○在宅介護手当 17,033

【目的】

在宅で生活する重度の障害のある人を介護又は介助する人を慰労する。

【実施内容】

- ・対象者 在宅で一定の基準以上の障害のある人（介護保険法に定める要介護認定者を除く）を常時介護する人

(1) 介護手当 16,290

療育手帳A又は身体障害者手帳1・2級の交付を受けている重度の障害のある人を常時介護する人に月額5,000円を支給する。

(単位：件)

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
支給件数	3,260	3,258

(2) 介助手当 743

身体障害者手帳1・2級の交付を受けている中・軽度の障害のある人を常時介助している人に年額20,000円を支給する（年度途中で認定した場合は月割りで支給）。

(単位：件)

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
支給件数	44	37

○心身障害者扶養共済制度掛金助成 660

【目的】

障害のある人を扶養している保護者が、毎月一定額の掛金を出し合い、保護者が死亡した場合などに、残された障害のある人に年金を支給する共済制度掛金の一部を助成することで、保護者が抱く将来への不安の軽減を図る。

【実施内容】

- ・対象者 市内に居住する新潟県心身障害者扶養共済制度加入者  
(平成25年度以降の新規加入者は助成対象外)
- ・助成額 共済制度の1口目の掛金の1/3を助成

(単位：件)

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
助成件数	274	228

○精神障害者入院医療費助成 8,375

【目的】

精神に障害のある人の入院に係る医療費の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。

【実施内容】

- ・対象者 精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳所持者で、精神科病院の精神科病床に入院している人
- ・助成額 入院医療費自己負担額の一部として、月額 5,000 円を助成する（所得制限あり）。

(単位：件)

区 分	令和 7 年度 (見込み)	令和 8 年度
助成件数	1,675	1,675

歳出科目 (P174～P175)	3款1項3目	障害福祉費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
住環境等整備事業	949	1,234	△285

主な財源		主な経費	
県支出金	474	負担金補助及び交付金	
一般財源	475		949

### 【目的】

障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送れるよう、専用居室の改造等に必要な費用を助成し、身体状況に適した住環境整備を促進するとともに、経済的負担の軽減を図る。

### 【実施内容】

障害者住宅整備補助金（障害者向け住宅リフォーム補助）

玄関・浴室・トイレ・居室・廊下等の改造、段差解消機・階段昇降機・ホームエレベーターの設置等に係る費用の一部を助成する。

- ・対象者 身体障害者手帳（個別等級）1・2級又は療育手帳Aの交付を受けている人のうち、世帯の総収入が600万円未満の人
- ・補助基準額 50万円  
※障害者日常生活用具給付事業（基準額20万円）の対象者は30万円
- ・助成額 補助基準額に次の区分による割合を乗じた額
 

生活保護世帯	10/10
所得税非課税世帯	3/4
その他世帯	1/2

(単位：件)

区分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
助成件数	2	6

歳出科目 (P176～P177)	3款1項3目	障害福祉費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
心身障害者福祉団体助成費	1,286	1,320	△34

主な財源		主な経費	
一般財源	1,286	負担金補助及び交付金	1,286

### 【目的】

障害のある人の自立と社会参加を促進するため、自主的に活動する福祉関係団体に補助金を交付し、障害のある人の地域活動を支援する。

### 【実施内容】

障害のある人やその家族等で組織される8つの障害者団体に対し補助金を交付し、活動を支援する。

<連合会構成団体>

(単位：人)

区分	団体名	会員数
身体障害	上越市身体障害者連絡協議会	183
知的障害	上越地区手をつなぐ育成会	203
	上越市浦川原手をつなぐ育成会	35
	頸北手をつなぐ育成会	53
	名立手をつなぐ育成会	5
精神障害	上越市家族会	57
視覚障害	上越市視覚障害者福祉協会	35
聴覚障害	上越市ろう協会	15
合 計		586

※会員数は令和7年1月1日現在

<補助金の内訳>

区分	金額	内 訳
団体育成費	969	団体区分ごと 100,000円×5団体 会員1人当たり 800円×586人
活動費	200	
事務費	117	
合 計	1,286	

※補助金は各団体代表で組織する連合会に一括交付

※団体育成費は、令和7年1月1日現在の会員数に基づき算出

歳出科目（P176～P177）	3款1項3目	障害福祉費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
上越市障害児（者）福祉ネットワーク構築事業	917	801	116

主な財源		主な経費	
一般財源	917	報償費	404
		旅費	139
		需用費	6
		役務費	268
		負担金補助及び交付金	100

障害のある人の生活を地域全体で支え、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、関係者の連携強化に向けた情報交換や協議等の場を設ける。

○上越市障害者自立支援協議会 589

【目的】

障害福祉関係者のネットワークの強化を図るとともに、課題等について協議を行い、障害のある人の地域生活の支援につなげる。

【実施内容】

- (1) 上越市障害者自立支援協議会の開催
  - ・令和6年3月に策定した「上越市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」に基づき、障害福祉に関する地域課題の解決に向けた協議及び施策提案を行う。
  - ・令和9年度を初年度とする次期計画策定のための協議を行う。
- (2) 強度行動障害者支援者の養成
  - ・強度行動障害者支援者研修会の開催
  - ・コンサルテーション事業の実施

○上越市福祉有償運送運営協議会 38

【目的】

道路運送法に基づき実施する福祉有償運送の必要性や実施に伴う安全確保、利用者ニーズ等について協議し、安全で利便性の高い運送を実現する。

【実施内容】

福祉有償運送の実施団体の登録・更新に際し、安全の確保等に関する協議を行うとともに、福祉有償運送の運営に関する課題等について協議する。

○上越市障害者差別解消支援地域協議会 290

【目的】

関係機関と連携し、障害者差別解消法の趣旨を広く市民に周知・啓発することにより、障害のある人が差別されることなく、地域で安心して生活できる環境づくりを推進する。

【実施内容】

- (1) 上越市障害者差別解消支援地域協議会の開催

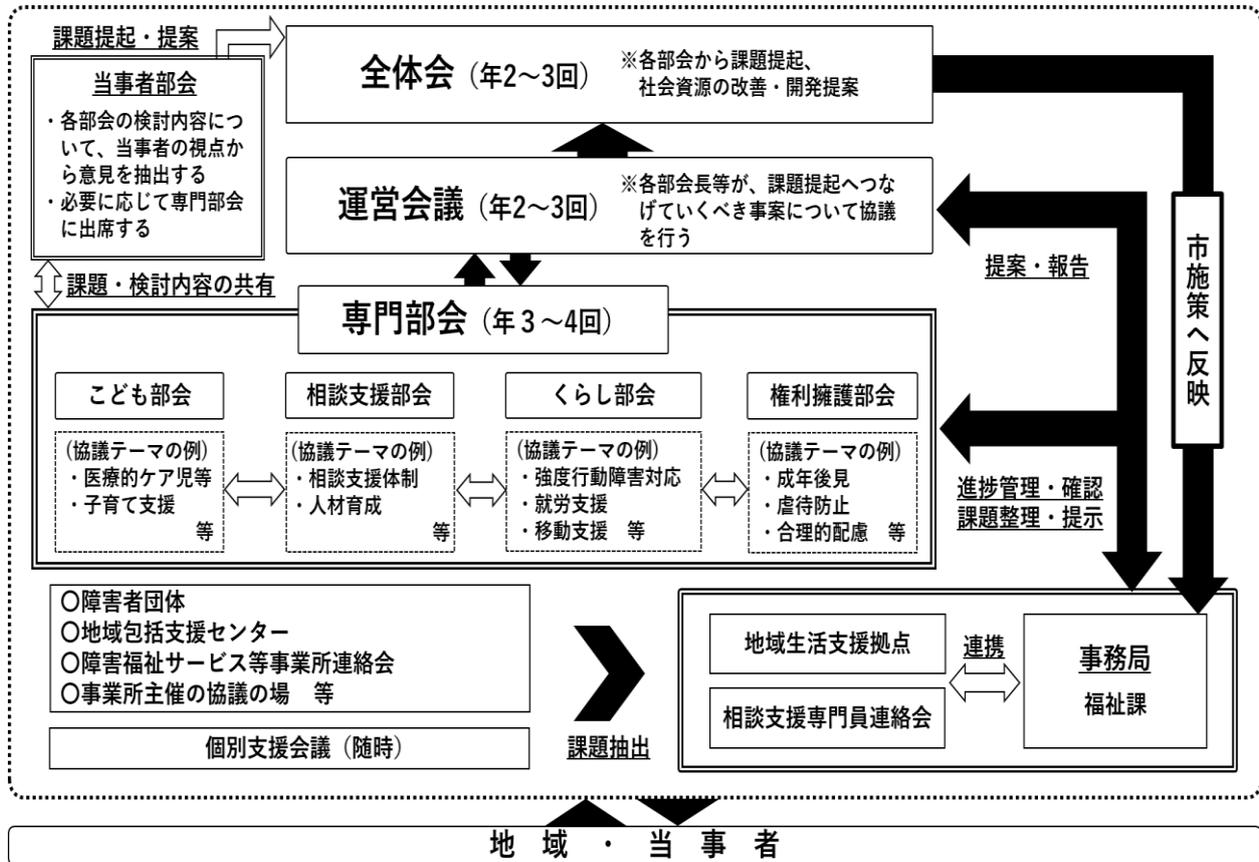
関係者間において、障害者差別に関する地域の実情を共有するとともに、効果的な相談体制の整備、周知・啓発方法等について協議する。

(2) 周知・啓発の実施

- ・ 市民を対象とした啓発イベントの開催及び広報等を活用した周知・啓発
- ・ 企業等を対象とした周知・啓発
- ・ 市新規採用職員を対象とした研修会の開催

※令和8年度のうち、一部の経費は3款1項3目の障害福祉総務管理費から移行

<上越市障害者自立支援協議会イメージ>



歳出科目（P176～P177）	3款1項3目	障害福祉費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
障害者緊急短期入所用居室確保事業	13,934	13,867	67

主な財源		主な経費	
一般財源	13,934	委託料	13,934

【目的】

重症心身障害のある人を在宅で介護する人の負担軽減及び社会参加の促進を支援する。

【実施内容】

医療行為を必要とする重症心身障害のある人を在宅で介護する人が、病気や冠婚葬祭等の事情により介護できない場合に備え、医療機関に短期入所用病床を2床確保し、緊急的な受入れを行う。

利用形態	医療型
対象者	医療行為を必要とする重症心身障害のある人

歳出科目 (P176～P177)	3款1項3目	障害福祉費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
軽・中等度難聴者補聴器助成事業	8,481	8,793	△312

主な財源		主な経費	
県支出金	332	扶助費	8,481
一般財源	8,149		

### 【目的】

補聴器購入に係る費用の一部を助成し、身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中等度難聴児の言語の習得やコミュニケーション能力の向上を図り、また突発性難聴などにより、日常生活に支障が生じている軽・中等度難聴者の社会参加を促進する。

### 【実施内容】

- ・助成対象者 身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中等度難聴者
- ・聴力レベル 両耳聴力レベル 30 デシベル以上  
※医師が補聴器の装用を必要と認めた場合はこの限りでない。
- ・基準価格（上限） (単位：円)

年齢区分	基準価格（上限）
18歳未満	55,900
18歳以上	52,900

※両耳に装用が必要と認められる場合は、基準価格に2を乗じた額を基準価格とする。

- ・助成率

年齢区分	生活保護世帯	市民税非課税世帯	市民税課税世帯
18歳未満	10/10	10/10	9/10
18歳以上	10/10	10/10	5/10

※補聴器の購入費用と基準価格を比較して少ない方の額に助成率を乗じる。

- ・助成件数 (単位：件)

区分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
難聴児（18歳未満）	11	11
難聴者（18歳以上）	267	259

歳出科目（P176～P177）	3款1項3目	障害福祉費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
障害者就労支援事業	7,434	7,361	73

主な財源		主な経費	
繰入金	3,885	需用費	12
一般財源	3,549	委託料	6,236
		負担金補助及び交付金	1,186

障害のある人の就職や就労の機会の拡大を図り、障害のある人が自立して自分らしく暮らすことのできる環境づくりを推進する。

○障害者就労・定着促進業務委託料 5,982

【目的】

障害者就業・生活支援センターに「ジョブサポーター」を配置し、障害のある人の就労や職場定着の促進を図る。

【8年度目標】

障害のある人の意向や特性を踏まえた就労支援や新たな就労先の開拓、職場実習の支援等を通して、一般就労の拡大を図る。

【実施内容】

- 障害者就業・生活支援センターに次の業務を行う「ジョブサポーター」を配置する。
- ・就労意欲はあるが就労活動に取り組めていない障害のある人への助言や働きかけによる、積極的な就労活動の促進
  - ・障害者雇用を検討する企業を対象としたセミナーの開催
  - ・就労訓練に向けた障害福祉サービス事業所との調整及び訓練実施状況の把握
  - ・企業における実習計画の作成や実習先企業に対する障害特性の理解促進及び実習状況の把握
  - ・継続的な就労に向けた就労状況の確認及び就労後の課題や不安の解消に向けた助言

○障害者受託作業拡大事業補助金 1,186

【目的】

市内の障害者福祉施設における受注先の開拓、受注促進、就労に必要な能力や作業工賃の向上に関する取組を支援する。

【実施内容】

市内の障害者福祉施設が共同で受注等を行い、障害者の作業工賃の引上げにつなげることを目的とする「上越ワーキングネットワーク」事務局に係る運営の一部を補助する。

○清掃委託料 254

【目的】

上越市障害者優先調達推進方針に基づき、障害者就労施設等の受注機会及び民間企業

における雇用や就労機会の拡大を図る。

**【実施内容】**

市役所木田第一庁舎内の市民ホール及び正面玄関などの清掃について、障害者就労継続支援事業所に委託する。

○福祉事業所合同説明会 12

**【目的】**

複数事業所が一堂に会し、各事業所の情報を提供することで、高等学校や特別支援学校高等部卒業後の進路決定や日中の居場所等の検討に向けた機会を設ける。

**【実施内容】**

会場に福祉事業所のブースを設置し、事業所が提供する福祉サービスの内容を説明するほか、個別相談に対応する。

歳出科目 (P176～P177)	3款1項4目	障害者自立支援費
------------------	--------	----------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
介護給付・訓練等給付事業	5,793,241	5,532,195	261,046

主な財源		主な経費	
国庫支出金	2,893,033	一般財源	1,453,645
県支出金	1,446,516	委託料	9,756
分担金及び負担金	47	扶助費	5,783,485

### 【目的】

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害のある人個々の希望や状況に応じて必要なサービスが利用できるよう、障害福祉サービスの利用に係る介護給付費等を支給する。

### 【実施内容】

※各障害福祉サービスの予算額、月平均利用人数は、令和7年度の決算見込みの数値や令和8年度における事業所の新規開設、定員増加の状況を考慮した上で算定

(1) 介護給付・訓練等給付費 5,783,485

① 居宅介護 260,195

居宅において入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談や助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

(単位：人)

区分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
月平均利用人数	294	294

② 同行援護 17,232

視覚障害のため、一人での行動が困難な人の外出にヘルパーが同行し、必要な情報の提供や支援を行う。

(単位：人)

区分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
月平均利用人数	25	25

③ 重度訪問介護 211,323

重度の肢体不自由により常時の介護を必要とする人にヘルパーを派遣し、在宅での介護や外出時の移動支援などを総合的に行う。

(単位：人)

区分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
月平均利用人数	30	30

④ 生活介護 1,618,980

常時の介護を必要とする人に対し、通所施設において入浴、排泄、食事等の介護や創作的活動、生産活動の機会を提供する。

(単位：人)

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
月平均利用人数	574	574

⑤ 療養介護 222,850

医療と常時の介護の両方を必要とする人に対し、医療機関への入所を行い、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下で介護及び日常生活の支援を行う。

(単位：人)

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
月平均利用人数	68	68

⑥ 短期入所 196,587

介護者が病気などにより、介護ができなくなった際、介護が必要な人を短期入所施設で受け入れ、入浴、排泄、食事等の介護を行う。

(単位：人)

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
月平均利用人数	230	230

⑦ 放課後等デイサービス 608,036

在学中の障害のある児童に対し、放課後や休日・長期休暇中などに、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流を促進するための支援を行う。

(単位：人)

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
月平均利用人数	399	399

⑧ 障害児相談支援 43,841

障害のある児童の個々の実情にあわせた支援を行うため、指定障害児相談支援事業者が課題の解決や適切なサービス利用に向けたサービス利用計画の作成及びモニタリングを通じたケアマネジメントを行う。

(単位：人)

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
月平均利用人数	148	148

⑨ 児童発達支援 56,151

就学前の障害のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

(単位：人)

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
月平均利用人数	87	87

⑩ 保育所等訪問支援 3,076

保育所等を訪問し、障害のある児童に対し、集団生活への適応のために必要な支援を行う。

(単位：人)

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
月平均利用人数	7	7

⑪ 居宅訪問型児童発達支援 627

居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知能技術の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。

(単位：人)

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
月平均利用人数	1	1

⑫ 就労移行支援 108,669

就労を希望する障害のある人に対し、施設内外での就労体験、面接訓練、面接への同行など、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を一定期間行う。

(単位：人)

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
月平均利用人数	69	69

⑬ 就労定着支援 12,541

就労移行支援等を利用して新たに雇用された障害のある人の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業所、医療機関等との連絡調整を行うとともに、日常生活や社会生活を営む上での課題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。

(単位：人)

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
月平均利用人数	32	32

⑭ 就労継続支援A型 115,180

企業での就労が困難な障害のある人に雇用契約等に基づく就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行う。

(単位：人)

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
月平均利用人数	61	61

⑮ 就労継続支援B型 1,034,999

企業での就労が困難な障害のある人に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行う。

(単位：人)

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
月平均利用人数	647	660

⑯ 自立訓練（機能訓練） 4,956

障害のある人に対し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談、助言、その他の必要な支援を行う。

(単位：人)

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
月平均利用人数	10	10

⑰ 自立訓練（生活訓練） 80,797

障害のある人に対し、入浴、排泄及び食事等、自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談、助言、その他の必要な支援を行う。

(単位：人)

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
月平均利用人数	53	53

⑱ 宿泊型自立訓練 36,563

障害のある人に対し、家事等の日常生活能力を向上させるための宿泊型の訓練を提供するとともに、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

(単位：人)

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
月平均利用人数	22	22

⑱ 自立生活援助 384

単身生活を送る障害のある人に対し、定期的な巡回訪問や相談対応など、自立した日常生活を営めるように支援を行う。

(単位：人)

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
月平均利用人数	2	2

⑳ グループホーム 538,919

障害のある人が共同生活を行う住居において、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の支援を行う。

(単位：人)

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
月平均利用人数	247	253

㉑ 施設入所支援 459,047

施設に入所する障害のある人に対し、入浴、排泄、食事の介護等の支援を行う。

(単位：人)

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
月平均利用人数	208	208

㉒ 計画相談支援 140,681

障害のある人の自立した生活を支えるため、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画の作成及びモニタリングを通じたケアマネジメントを行う。

(単位：人)

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
月平均利用人数	498	498

㉓ 地域移行支援 2,111

長期間、入院や入所をしていた人が地域生活に移行する際、移行後の連絡体制の確保や緊急時の相談に応じる等の支援を行う。

(単位：人)

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
月平均利用人数	7	7

⑭ 地域定着支援 1,190

単身生活を送る障害のある人に対し、常時の連絡体制を確保するとともに、緊急の事態が発生した際に、相談対応やその他必要な支援を行う。

(単位：人)

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
月平均利用人数	24	24

⑮ 高額障害福祉サービス費 8,550

- ・障害福祉サービス、障害児通所支援、介護保険サービスなど、複数の制度を併用している人が、制度ごとに設定している月額負担上限額を超えた場合に、超えた額を高額障害福祉サービス費として支給する。
- ・65歳に達するまでに5年間以上、特定の障害福祉サービスを利用していた非課税世帯等の障害のある人が、介護保険移行後に障害福祉サービスを利用する際、介護保険で設定される月額負担上限額と障害福祉サービスを利用した際に設定される月額上限額との差額分を新高額障害福祉サービス費として支給する。

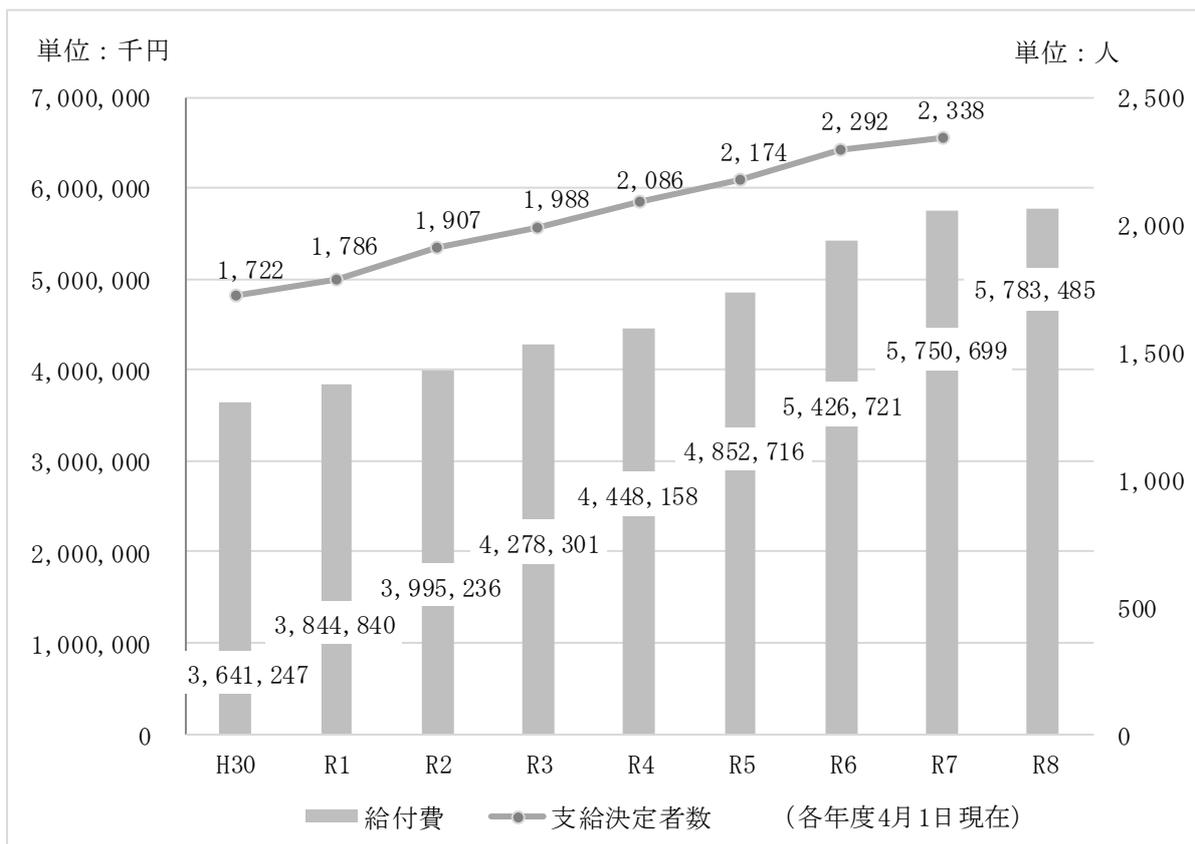
(2) 障害者支援施設等措置委託料 3,371

- ・障害のある人が虐待等により周囲の支援が受けられなくなった際、施設入所等の緊急的な措置を行う。

(3) 障害介護給付費支払委託料 6,385

- ・サービス事業者への給付費支払業務を新潟県国民健康保険団体連合会等に委託する。

<介護給付・訓練等給付費及び支給決定者数の推移>



歳出科目 (P176～P177)	3款1項4目	障害者自立支援費
------------------	--------	----------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
補装具費支給事業	44,951	49,484	△4,533

主な財源		主な経費	
国庫支出金	22,475	扶助費	44,951
県支出金	11,237		
一般財源	11,239		

### 【目的】

身体に障害のある人の身体機能を補完・代替する用具の購入又は修理に係る費用の一部を支給し、経済的負担の軽減、日常生活の能率や質の向上及び自立や社会参加を促進する。

### 【実施内容】

医療機関や障害者施設、更生相談所、補装具作成業者等と連携し、支給対象者個々の障害状況に合った補装具の購入又は修理に係る費用の一部を支給する。

(単位：件)

区分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
支給件数	445	448

### <主な対象品目>

区分	補装具名
視覚障害	視覚障害者用安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害	補聴器、人工内耳用音声信号処理装置修理
音声機能障害	重度障害者用意思伝達装置（肢体不自由の認定が必要）
肢体不自由	義肢、装具、車椅子、電動車椅子、歩行補助つえ、姿勢保持装置、歩行器
内部障害 (呼吸機能障害等)	車椅子、電動車椅子

歳出科目（P176～P179）	3款1項4目	障害者自立支援費
-----------------	--------	----------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
日常生活用具給付事業	44,292	44,802	△510

主な財源		主な経費	
国庫支出金	13,851	扶助費	44,292
県支出金	6,949		
一般財源	23,492		

### 【目的】

重度の障害のある人等に安全かつ容易に使用できる実用的な用具を給付することにより、日常生活上の困難を改善し、自立と社会参加を促進する。

### 【実施内容】

身体障害者手帳等の交付を受けた人、難病患者及び小児慢性特定疾病児童を対象に日常生活を快適に過ごすための用具を給付する。

(単位：件)

区分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
給付件数	4,290	4,434

### <主な対象品目>

区分	品名
視覚障害	視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用拡大読書器、視覚障害者用血圧計
聴覚障害	聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害者用通信装置、人工内耳用電池
肢体不自由	移動・移乗支援用具、入浴補助用具、特殊寝台、特殊マット、情報・通信支援用具、居宅生活動作補助用具
呼吸器機能障害	ポータブル電源、ネブライザー、電気式たん吸引器
膀胱直腸機能障害	ストマ用装具、紙おむつ
知的・精神障害	頭部保護帽
難病患者	パルスオキシメーター（動脈血中酸素飽和度測定器）
その他	人工喉頭（笛式、電気式、埋込型用人工鼻）

歳出科目 (P178～P179)	3款1項4目	障害者自立支援費
------------------	--------	----------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
相談支援事業	65,788	64,220	1,568

主な財源		主な経費	
国庫支出金	5,515	旅費	26
県支出金	2,258	役務費	110
一般財源	58,015	委託料	50,907
		負担金補助及び交付金	
			8,112
		扶助費	6,627

障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、相談支援体制を整備する。

○相談支援事業 34,980

**【目的】**

障害のある人等の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な相談支援を行う。

**【8年度目標】**

身近な地域に相談窓口を設置し、障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう相談支援体制の充実を図る。

**【実施内容】**

地域における身近な相談窓口である12の地域包括支援センターにおいて、障害のある人やひきこもりの人等への相談支援を行う。

- ・障害者等相談支援事業  
相談支援、障害福祉サービスの利用支援等
- ・権利擁護業務  
虐待の防止・早期発見に向けた相談支援、成年後見制度の利用支援

○成年後見制度利用助成事業等 22,487

**【目的】**

身寄りのない障害のある人等の人権や財産を守るための成年後見制度の利用に係る経費の助成等を実施することで、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援するとともに、制度の利用促進を図る中核機関を設置し、支援を必要とする人が適切に利用できる環境を整える。

**【8年度目標】**

中核機関を中心に、成年後見制度の啓発を図るとともに相談支援機能の充実を図る。

### 【実施内容】

(1) 成年後見制度利用助成事業 6,424

生活保護受給者など、成年後見制度の利用に当たり必要となる費用を負担することが困難な人を対象に、後見人へ支払う報酬等を助成する。

(単位：件)

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
助成件数	26	26

(2) 成年後見等開始審判の市長申立て 136

身寄りのない人や親族等による申立てが見込めない人について、成年後見の申立てを行う。

(対象者)

次のいずれかに該当する成年後見制度の利用を必要とする人

- ・配偶者及び2親等以内の親族がない人
- ・配偶者及び親族等が成年後見に係る審判の申立てを拒否している人
- ・配偶者及び親族等に虐待、財産の侵害等の事実がある人

(単位：件)

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
市長申立て件数	3	3

(3) 成年後見制度中核機関運営委託 15,927

上越市成年後見支援センターを設置するとともに、成年後見制度に関する次の業務を行う。

- ・市民や関係機関等からの相談対応、関係機関等への助言や支援
- ・市民や関係機関等を対象とした講座や研修会の実施
- ・後見人からの相談対応等

### ○地域生活支援拠点強化事業 8,209

#### 【目的】

障害の重度化・困難化に対応するとともに、「親亡き後」障害のある人が地域で安心して生活していくための体制の強化を図る。

#### 【8年度目標】

障害の特性に起因して生じる緊急事態の対処や緊急事態に備えた相談支援を行うほか、入所施設や病院等からの地域移行に向けた体験の機会や場を確保する支援体制の充実を図る。

#### 【実施内容】

(1) 地域生活支援拠点等機能強化事業交付金 8,000

交付先 地域生活支援拠点等（市内4法人）

業務内容

各拠点にコーディネーターを1人配置するとともに、基幹相談支援センターや相談支援事業所等と連携し、次の業務を行う。

- ・ 障害のある人の緊急時に備えた相談支援や緊急時の受入調整
- ・ 入所施設や病院等からの地域移行に向けた体験の機会や場の確保
- ・ 専門的な人材の確保及び育成等

(2) 緊急時支援事業 203

障害福祉サービスの支給決定者及び地域活動支援センターの利用登録者を対象とし、介護者の急病や緊急入院、障害の特性に起因した事態などの発生時に、障害福祉サービス事業者等が連携し、居宅等へ訪問して適切な支援を行う。

(3) スキルアップ研修事業 6

相談支援専門員向けの研修会を開催し、専門性の向上を図る。

○地域独自の予算事業 112

[新]・ぶんぶんみつばち 親のしゃべりば開催事業（高田区）

生きづらさを抱えた人や保護者等の孤立を防ぎ、当事者の社会参加をサポートするため、作品展示等を行う常設の場を提供するとともに、悩み等を共有できるよう情報交換の機会を設ける。

実施主体：親のしゃべりば

歳出科目 (P178～P179)	3 款 1 項 4 目	障害者自立支援費
------------------	-------------	----------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
移動支援事業	136,836	129,614	7,222

主な財源		主な経費	
国庫支出金	6,391	諸収入	692
県支出金	3,196	一般財源	61,587
繰入金	64,970	需用費	1,378
		委託料	21,436
		負担金補助及び交付金	941
		扶助費	113,081

障害のある人が住み慣れた地域で生き生きと暮らせるよう、余暇活動や社会参加のための外出支援を行う。

○タクシー利用料金等助成事業 110,588

【目的】

障害のある人の余暇活動や社会参加、透析通院及び特別支援学校への通学に係る交通費の一部を助成する。

【実施内容】

[充](1) タクシー利用券等の交付及び自動車燃料費助成 94,020

- ・対象者 身体障害者手帳1～3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級のいずれかを所持する人（所得制限あり）
- ・助成内容

区分	令和7年度	令和8年度
タクシー利用券	24,000 円/年	26,000 円/年
タクシー利用券・バス利用券セット	24,000 円/年 (12,000 円+12,000 円)	26,000 円/年 (13,000 円+13,000 円)
自動車燃料購入券	19,000 円/年	19,000 円/年
自動車燃料費助成	19,000 円/年	19,000 円/年

- ・利用者の希望により、いずれかを交付又は助成する。
- ・10月1日以降の申請に係る助成内容を1/2とする。

(2) 施設等通所交通費助成 2,548

- ・対象者 市外の施設や医療機関等へ年1回以上通所する児童の保護者
- ・助成額 高速道路利用料金の1/2相当額

(3) 人工透析患者通院交通費助成事業 11,623

- ・目的 腎臓の機能に障害のある人が人工透析療法（血液透析療法）を受けるための通院に要する交通費を助成し、経済的負担を軽減する。
- ・対象者 人工透析療法（血液透析療法）を受けるため、公共交通機関、タクシー又は自家用車で週2回以上通院している人（所得制限あり）

（単位：人）

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
申請者数	372	360

- ・助成額 通院距離に応じた助成単価に、通院した週数（最大52週）を乗じて得た額  
（単位：円）

通院距離（片道）	助成単価
10km未満	640
10km以上20km未満	800
20km以上	960

(4) 特別支援学校の児童生徒に対する通学支援 1,019

- ・対象者 新潟県立特別支援学校への通学に「福祉有償運送」や「ファミリーサポートセンター事業」を利用している児童生徒の保護者
- ・助成額 月額における利用料金の1/2及び自己負担額の上限3,500円を超えた額

(5) 印刷製本費 1,378

- ・タクシー利用券、バス利用券、自動車燃料購入券の印刷

[充]○福祉バス運行業務委託 21,436

【目的】

リフト付き福祉バスを運行し、一般の交通機関を利用することが困難な心身に障害のある人の団体での外出を支援する。

【実施内容】

- ・リフト付き福祉バス2台を運行する。
- ・ふれあい号の老朽化が激しいことから、座席数24、2台分の車椅子固定が可能な車両に更新する。
- ・人件費、燃料費、修繕費及びバスの更新等全てを含む全面委託によりバスを運行する。
- ・国土交通省の貸切バスの運賃改定に伴い、利用者から徴収する料金を改定する。
- ・利用料金 ふれあい号：70円/km フレンド号：50円/km 新車両：50円/km

○移動支援 3,871

【目的】

ガイドヘルパーを派遣し、屋外での移動が困難な障害のある人の外出を支援する。

【実施内容】

屋外での移動が困難な障害のある人が、ガイドヘルパーの外出支援を利用した場合に利用に係る費用を給付する。

○地域独自の予算事業 941

・福祉外出支援事業（三和区）

障害のある人や介護が必要な高齢者等の外出を支援するとともに、介助する家族等の負担を軽減するため、通院や買い物の送迎サービスを行う。

実施主体：特定非営利活動法人三和区振興会

歳出科目 (P178～P179)	3 款 1 項 4 目	障害者自立支援費
------------------	-------------	----------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
地域活動支援センター事業	43,291	43,291	0

主な財源		主な経費	
国庫支出金	3,757	負担金補助及び交付金	
県支出金	1,878		43,291
一般財源	37,656		

### 【目的】

障害のある人に対する創作的活動、生産活動及び社会との交流促進等の機会の提供など、障害のある人の地域生活支援を促進する。

### 【実施内容】

地域活動支援センターへ職員体制や利用状況に応じた補助金を交付し、運営を支援する。

#### ・地域活動支援センターの活動概要

切り絵や手芸などの創作的活動や利用者同士のサークル活動等交流の支援、訪問相談など

#### <補助額>

センター名等	令和7年度 (見込み)	令和8年度
社会福祉法人 上越つくしの里医療福祉協会 つくしセンター	19,450	19,450
社会福祉法人 上越頸城福祉会 夕映えの郷 つながり支援センター 木もれBe	19,450	19,450
特定非営利活動法人 上越メンタルネット 地域活動支援センター あ・ぽあん	4,391	4,391
合計	43,291	43,291

歳出科目 (P178～P179)	3款1項4目	障害者自立支援費
------------------	--------	----------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
自立・社会参加支援事業	32,577	27,993	4,584

主な財源		主な経費	
国庫支出金	9,500	報償費	144
県支出金	4,750	需用費	48
一般財源	18,327	委託料	10,091
		使用料及び賃借料	13
		扶助費	22,281

障害のある人の自立や社会参加につながる支援を実施する。

○日中一時支援事業 1,297

【目的】

介護する人の就労や休息等のため、一時的に見守り等が必要な障害のある人に対し、施設等で活動の場を提供することで、家族の介護負担の軽減を図るとともに、本人が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を整える。

【実施内容】

日中に介護者がいないため、一時的に見守り等が必要な障害のある人に、施設等で活動の場の提供などの支援を行う。

(単位：人)

区分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
月平均利用人数	8	8

○訪問入浴サービス 19,016

【目的】

身体に重度の障害があり、自宅の浴槽での入浴が困難な人に対し、訪問入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、生活機能の維持、向上を図る。

【実施内容】

自宅を訪問して浴槽を提供し、入浴の介助を行う。

(単位：人)

区分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
月平均利用人数	22	22

○手話通訳・要約筆記派遣養成等事業 10,148

【目的】

聴覚に障害のある人が、手話通訳・要約筆記を用いて、他者と円滑にコミュニケーションができる環境を整備する。

【実施内容】

(1) 手話通訳者等派遣業務 5,127

聴覚に障害がある人の通院や社会参加の促進のため、福祉団体や企業、病院等へ手話通訳・要約筆記者を派遣する。

(2) 手話通訳者養成業務 2,940

手話通訳者を確保するため、手話通訳養成講座や技術習得のための講習会を開催する。

(3) 要約筆記者養成業務 1,876

要約筆記者を確保するため、要約筆記、点字、音声訳の知識・技術習得のための講習会を開催する。

(4) 障害者生活訓練業務 148

障害のある人を対象に屋内外での日常生活で必要となる動作や行動などを訓練する講座を開催する。

(5) 手話通訳養成講座受講者支援 57

手話通訳養成講座受講生に講座テキストや動画を無償で提供する。

○自動車改造費助成事業（運転免許取得費を含む） 900

【目的】

身体に障害のある人の就労や外出等の社会参加を支援するため、自動車改造費や運転免許取得費の一部を助成する。

【実施内容】

身体に障害のある人が、自動車を運転するために必要な自動車改造費及び運転免許取得費の一部を助成する（上限10万円）。

（単位：件）

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
改造助成件数	5	5
免許助成件数	5	4

○介護者自動車改造費助成事業 1,068

【目的】

身体に障害のある人を介護する人に対し、介護時に使用する改造自動車の購入費や自動車改造費の一部を助成し、障害のある人の社会参加を促進するとともに、経済的な負担軽減を図る。

**【実施内容】**

介護時に使用する改造自動車の購入又は自動車改造に要する費用の一部を助成する(上限 60 万円)。

(単位：件)

区 分	令和 7 年度 (見込み)	令和 8 年度
助成件数	4	5

## ○声の広報発行事業 148

**【目的】**

視覚に障害のある人に市政情報や暮らしの情報を提供する。

**【実施内容】**

広報上越の内容をCDに録音し、視覚に障害のある人に提供する。

(単位：人)

区 分	令和 7 年度 (見込み)	令和 8 年度
利用者数	35	35

歳出科目（P180～P181）	3款1項4目	障害者自立支援費
-----------------	--------	----------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
自立支援医療費支給事業	94,767	101,689	△6,922

主な財源		主な経費	
国庫支出金	47,233	委託料	297
県支出金	23,616	扶助費	94,470
一般財源	23,918		

身体に障害のある人及び児童が、その障害を除去又は軽減するための治療に係る医療費の一部を支給し自己負担額を軽減する。

○自立支援更生医療費支給事業 92,745

【目的】

身体に障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その障害を除去又は軽減することを目的とした治療等に必要な医療費の一部を支給する。

【実施内容】

- ・対象者：18歳以上の身体障害者手帳所持者
- ・対象となる医療：障害の除去又は軽減を目的とした治療で原則手術を伴うもの
- ・自己負担額：原則1割（所得に応じて月額上限負担額を設定）

（単位：件）

区分	令和7年度 （見込み）	令和8年度
支給件数	6,857	6,831

○自立支援育成医療費支給事業 2,022

【目的】

身体に障害のある児童の日常生活能力の回復向上を図るため、その障害を除去又は軽減することを目的とした治療等に必要な医療費の一部を支給する。

【実施内容】

- ・対象者：18歳未満で身体に障害があるか、又はそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童
- ・対象となる医療：障害の除去又は軽減を目的とした治療で原則手術を伴うもの
- ・自己負担額：原則1割（所得に応じて月額上限負担額を設定）

（単位：件）

区分	令和7年度 （見込み）	令和8年度
支給件数	39	39

歳出科目 (P180～P181)	3款1項4目	障害者自立支援費
------------------	--------	----------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
療養介護医療費支給事業	77,508	80,618	△3,110

主な財源		主な経費	
国庫支出金	38,734	委託料	38
県支出金	19,367	扶助費	77,470
一般財源	19,407		

### 【目的】

療養介護を利用している障害のある人の経済的な負担軽減を図る。

### 【実施内容】

療養介護に係る介護給付費の支給決定を受けた障害のある人が、医療施設で療養介護医療を受けた際に必要な医療費の自己負担額の一部を支給する。

(給付例：医療保険適用分7割の受給者)

公費負担分 (9割)		自己負担分 (1割)
医療保険適用分 (7割)	療養介護医療費 (2割)	

(単位：件)

区分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
支給件数	793	792

提出課	高齢者支援課
-----	--------

歳出科目 (P 180～P 181)	3 款 1 項 5 目	老人福祉費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
福祉施設建設事業	116,558	1,921	114,637

主な財源		主な経費	
県支出金	54,144	一般財源	7,411
諸収入	3	委託料	1,072
市債	55,000	使用料及び賃借料	210
		工事請負費	61,132
		負担金補助及び交付金	54,144

### 【目的】

高齢者福祉サービスに必要な施設を適切に管理するとともに、介護サービス基盤の強化を図るため、施設整備等に係る費用の一部を補助金として交付する。

### 【実施内容】

- (1) 市施設の維持管理費 1,072
  - ・旧安塚ほのぼの荘除草業務委託
  - ・旧板倉のびやかハウス除草業務委託
  - ・旧柿崎第2 デイサービスセンター除草業務委託
  - ・三和デイサービスセンターすいせんの里除草業務委託
  - ・旧春日山荘除草業務委託
  - ・旧デイホーム津有立木伐採業務委託
  - ・福祉交流プラザ広場除草業務委託
- (2) 土地借上料 210
  - ・旧安塚かたくりの家土地借上料
- (3) 施設解体撤去工事 61,132
  - ・旧安塚かたくりの家解体工事

- (4) 施設開設準備経費等支援事業費補助金 9,324

施設種別	施設数	定員	交付予定額
小規模多機能型居宅介護	1	29人	9,324

- (5) 地域密着型施設整備事業費補助金 44,820

施設種別	施設数	定員	交付予定額
小規模多機能型居宅介護	1	29人	44,820

※令和8年度のうち、一部の経費は3款1項5目の老人趣味の家等管理運営費、生活支援ハウス運営費、安塚ほのぼの荘管理運営費から移行

歳出科目 (P 180～P 181)	3 款 1 項 5 目	老人福祉費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
五智養護老人ホーム管理運営費	283,920	292,561	△8,641

主な財源		主な経費	
分担金及び負担金	128,944	需用費	10,243
一般財源	154,976	委託料	273,677

上越五智養護老人ホームへの措置入所、短期入所を通して、在宅生活が困難な高齢者の安定した生活を確保する。

○措置入所 280,761

【目的】

家庭環境や経済的な理由により、在宅生活が困難な高齢者の安定した生活を確保する。

【実施内容】

(1) 施設概要及び委託料（指定管理者：(福)えちご府中会）

施設名	定員	委託料
上越五智養護老人ホーム（五智6丁目）	150人	270,379

(2) 修繕料

内容	予算額
冷却塔分解修繕（1号機）、冷温水ポンプ交換（2号機）、男女脱衣室修繕等	10,228

(3) その他事務費等 154

○短期入所 3,159

【目的】

養護者の疾病等の理由により、一時的に養護する必要がある高齢者を短期に受け入れ、生活の安定を図る。

【実施内容】

(1) 対象者 おおむね65歳以上で、居宅において養護を受けることが一時的に困難になった人

(2) 入所定員 5人

歳出科目 (P 180～P 181)	3 款 1 項 5 目	老人福祉費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
老人保護措置費等	131,757	116,983	14,774

主な財源		主な経費	
分担金及び負担金	1,865	報償費	135
財産収入	2,776	需用費	22,386
一般財源	127,116	役員費	15
		委託料	107,293
		使用料及び賃借料	1,871
		備品購入費	53

養護老人ホーム等への入所措置、軽費老人ホームの管理運営を通して、在宅生活が困難な高齢者の生活の安定を図る。

○老人保護措置事業 4,371

【目的】

家庭環境や経済的な理由により、在宅生活が困難な高齢者の安定した生活を支援する。

【実施内容】

(1) 市外の施設入所

施設名	措置人数	委託料
養護老人ホーム春日園 (群馬県渋川市)	1 人	2,961

(2) やむを得ない事由による措置入所

施設名	措置人数	委託料
特別養護老人ホーム等	2 人	1,320

(3) 老人ホーム入所判定意見聴取懇談会報償費 90

○軽費老人ホーム管理運営事業 (千寿園、ケアハウス上越) 127,386

【目的】

家庭環境や住宅事情等の理由により、在宅生活が困難な高齢者に対し、低料金で安心して利用できる施設を提供する。

【実施内容】

(1) 施設概要及び委託料 (指定管理者：(福)上越老人福祉協会)

施設名	定員	委託料
千寿園 (寺町 3 丁目)	50 人	65,335
ケアハウス上越 (新光町 3 丁目)	30 人	37,438
合計	80 人	102,773

(2) 修繕等の内容

<千寿園>

区 分	内 容	予算額
修繕料	誘導灯・誘導標識修繕、ガラス修繕等	1,793
広告料	入口電柱看板広告	15
委託料	防火設備点検委託料	69
使用料及び賃借料	土地借上料	1,871
備品購入費	身長計	53

<ケアハウス上越>

区 分	内 容	予算額
修繕料	自動火災報知設備更新、ガスヒートポンプエアコン更新(2系統)、機械室内送風機更新等	20,593
委託料	防火設備点検委託料	170

(3) 指定管理者選定委員会委員報償費等 49

歳出科目 (P180～P183)	3款1項5目	老人福祉費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
老人短期入所事業	56	56	0

主な財源		主な経費	
一般財源	56	扶助費	56

### 【目的】

介護保険の支給限度額を超えて短期入所（ショートステイ）を利用する必要がある低所得者に、介護保険と同様の自己負担額で利用できるよう助成する。

### 【実施内容】

(1) 対象者 次のいずれにも該当する人

- ・要介護・要支援認定者で介護者の疾病等により支給限度額を超えて短期入所の利用が必要な人
- ・介護保険サービス利用者負担金助成認定証の交付を受けている人又は生活保護受給者

(2) 内容

要介護・要支援認定者のうち低所得者が、緊急かつやむを得ない事由で短期入所を利用したことにより介護保険法に定められた居宅サービス等区分支給限度基準額を超過した場合に、介護保険と同様に1割の自己負担で利用できるよう、7日分を限度として利用料の9割を助成する。

歳出科目 (P 182～P 183)	3 款 1 項 5 目	老人福祉費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
日常生活用具助成事業	30,823	30,189	634

主な財源		主な経費	
繰入金	15,977	委託料	30,823
一般財源	14,846		

虚弱なひとり暮らし高齢者等へ緊急通報装置やGPSを貸与することにより、不安の解消と安心した日常生活を確保する。

○緊急通報装置貸与 30,576

【目的】

健康に不安を抱える低所得のひとり暮らし高齢者等の緊急通報手段を確保し、安心して日常生活を送ることができるよう支援する。

【実施内容】

対象者の利用申請に基づき、緊急通報装置を貸与する。

- (1) 対象者 市民税所得割非課税のおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等
- (2) 貸与状況

区分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
緊急通報装置(世帯数)	867	874

○GPS貸与事業 247

【目的】

認知症高齢者等の介護者にGPSを貸与し、認知症等によりひとり歩き行動が見られる高齢者等の早期発見及び保護を図り、介護者の負担軽減や不安を解消する。

【実施内容】

対象者の利用申請に基づき、GPSを貸与する。

- (1) 対象者 市民税所得割非課税の認知症高齢者等の介護者
- (2) 貸与状況

区分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
GPS装置(利用人数)	6	8

歳出科目 (P 182～P 183)	3 款 1 項 5 目	老人福祉費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
紙おむつ助成事業	61,397	57,654	3,743

主な財源		主な経費	
一般財源	61,397	需用費	25
		役務費	729
		扶助費	60,643

### 【目的】

在宅で介護を受けている寝たきりの高齢者等に紙おむつを支給することにより、健やかで心地よい生活を支援する。

### 【実施内容】

#### (1) 対象者

- ・市民税所得割非課税世帯の要介護 1～5 の認定者で、常時紙おむつを必要とする人
- ・市民税所得割非課税世帯の要支援 1・2 の認定者等で、排尿障害等により常時紙おむつを必要とする人

#### (2) 支給方法

紙おむつと引換えできる支給券を交付

#### (3) 支給内容

対象者	上限額
要介護 2 以下の人	月額 3,500 円 (年額 42,000 円)
要介護 3 の人	月額 4,000 円 (年額 48,000 円)
要介護 4・5 の人	月額 5,000 円 (年額 60,000 円)

#### (4) 支給状況

(単位：人)

区分	令和 7 年度 (見込み)	令和 8 年度
登録者数	1,420	1,470
要支援 1・2 等	56	58
要介護 1・2	681	705
要介護 3	301	311
要介護 4・5	382	396

歳出科目 (P 182～P 183)	3 款 1 項 5 目	老人福祉費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
在宅福祉支援事業	17,509	16,549	960

主な財源		主な経費	
一般財源	17,509	報酬	4,359
		職員手当等	1,297
		共済費	1,025
		旅費	208
		役務費	2,051
		扶助費	8,281

高齢者が安心して在宅で生活を営めるよう、高齢者と高齢者を支える介護者の負担軽減や地域の見守り支援等を通じて、福祉の増進を図る。

○寝具丸洗い乾燥サービス事業 6,667

【目的】

寝具の衛生管理が困難な要介護、要支援認定者やひとり暮らし高齢者等に、寝具の丸洗い・乾燥サービスを提供することにより、在宅で快適な生活を営めるよう支援する。

【実施内容】

(1) 実施内容

<利用回数>

区分	丸洗い	乾燥
要支援以上の認定を受けた人	年 2 回 (5 月・11 月)	月 1 回 (5 月・11 月を除く)
ひとり暮らし高齢者世帯又は高齢者のみ世帯で寝具の衛生管理が困難な人	年 1 回 (11 月)	月 1 回 (11 月を除く)

<自己負担額>

区分	丸洗い	乾燥
市民税所得割非課税世帯	無料	無料
市民税所得割課税世帯 介護保険負担割合が 1 割	480 円	300 円
市民税所得割課税世帯 介護保険負担割合が 2 割・3 割	960 円	600 円

(2) 利用状況

区分		令和7年度 (見込み)	令和8年度
登録者数 (人)		372	373
利用件数 (件)	丸洗い	490	490
	乾燥	1,311	1,449
	合計	1,801	1,939

○訪問理・美容サービス出張費助成事業 1,820

【目的】

理容店や美容院へ行くことが困難な要介護認定者に、訪問理・美容サービスを提供することにより、在宅で快適な生活を営めるよう支援する。

【実施内容】

- (1) 対象者 要介護 1～5 の認定者で、理容店や美容院へ行くことができない人
- (2) 限度回数 年間 6 回
- (3) 助成額 出張費 1 件 1,500 円（理・美容料金は本人の負担）
- (4) 利用状況 (単位：件)

区 分	令和 7 年度 (見込み)	令和 8 年度
利用件数	1,814	1,740

※施設への出張は午前・午後を単位とし、複数人を整髪した場合であっても 1 回の出張として扱う。

○高齢者福祉相談事業 6,889

【目的】

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、市民からの高齢者福祉に関する相談に対応するとともに、高齢者福祉サービスの紹介や関係機関との調整を行う。

【実施内容】

福祉総合窓口には高齢者福祉相談員 2 人を配置し、窓口での介護保険サービス等の申請受付及び高齢者福祉相談業務を実施する。

○救急医療・災害時支援情報キット配布 1,895

【目的】

65 歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に、救急医療・災害時支援情報キットを配布し、急病時や災害時において一人一人の状態に合わせた迅速な救命救急活動ができるよう支援する。

【実施内容】

- (1) 新規の対象者にキットを配布するほか、情報シートの更新時期を迎える対象者に更新シートを配布する。自身で記入することが困難な人においてもキットが適切に利用されるよう、居宅介護支援事業所等と連携し記入支援を行う。
- (2) 居宅介護支援事業所等の協力を得て情報シートの記載事項の確認を行い、救命救急活動の確実性の向上を図る。

### 「救急医療・災害時支援情報キット」



#### 【概要】

かかりつけ医療機関、服薬や持病等の医療情報、緊急連絡先等を記入した情報シートを入れた筒状の容器で、冷蔵庫や非常用持出袋に保管し、急病時等における迅速な救命救急活動に役立てる。

#### 【内容物】

- ・情報シート
- ・マグネット（冷蔵庫に貼付）
- ・ステッカー（玄関の内側に貼付）

#### 【情報シートの更新頻度】

2年に1回

### ○高齢者見守り支援ネットワーク事業 44

#### 【目的】

高齢者が住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるよう、地域住民や民生委員・児童委員、協力事業所、関係機関、行政が連携し、地域全体で高齢者等の見守り支援をする。

#### 【実施内容】

- (1) 民生委員・児童委員、町内会、関係機関に加え、地域包括支援センターや住民組織に対して、各地域（地域自治区単位など）の実情に合わせた形での見守り支援活動を働きかけ、高齢者の異変を早期発見する取組につなげる。
- (2) 高齢者等見守り支援協力事業所へ見守りに関する情報提供を行う。

### ○地域独自の予算事業 194

#### ・高齢者安全な暮らし支援事業（高土区）

高齢者が孤独を感じることなく、健康的に暮らせるように、住民による見守り活動とお楽しみ交流会を実施する。

実施主体：ひとふさの会

提 出 課	生活援護課・高齢者支援課
-------	--------------

歳出科目（P 182～P 183）	3 款 1 項 5 目	老人福祉費
-------------------	-------------	-------

単位：千円

事 業 名	本 年 度	前 年 度	比 較
老人福祉対策事務費	14,778	14,764	14

主 な 財 源		主 な 経 費	
諸収入	33	報酬	7,044
一般財源	14,745	職員手当等	1,916
		共済費	1,598
		役務費	723
		委託料	1,259
		使用料及び賃借料	1,506

高齢者福祉業務に係るシステムの運用管理及び事務に必要な経費を計上し、業務を円滑に遂行する。また、災害時における要支援者の確実な避難体制の確保を図る。

○老人対策事務費 7,272

【目的】

高齢者福祉業務に係るシステムや車両等の管理を適切に行い、円滑に業務を遂行する。

【実施内容】

高齢者福祉業務に係る事務費（会計年度任用職員報酬、複写機借上料、車両経費ほか）

○避難行動要支援者支援事業 7,506

【目的】

避難行動要支援者名簿の更新、個別避難計画の作成など、避難行動要支援者の支援体制を整備し、災害発生時における安否確認や避難誘導の迅速かつ円滑な支援につなげる。

【実施内容】

- ・民生委員・児童委員、町内会長の協力を得ながら、避難行動要支援者名簿の更新・整備を行うとともに、町内会（自主防災組織）や関係機関（警察署、消防署、地域包括支援センター等）へ名簿を提供し、災害時の避難支援体制を構築する。
- ・個別避難計画の更新が進んでいない町内会等に対し、（福）上越市社会福祉協議会が取り組んでいる「支えあいマップづくり」の手法を活用しながら、実効性のある計画となるよう支援する。

○福祉避難所

【目的】

災害発生時に、福祉避難所避難対象者が直接、福祉避難所へ避難できる体制を整える。

【実施内容】

- ・避難対象者について、避難先となる福祉避難所の調整・決定を行う。
- ・福祉避難所避難対象者の名簿更新を定期的に行い、町内会、民生委員・児童委員等に情報を提供する。

提出課	高齢者支援課
-----	--------

歳出科目 (P 182～P 183)	3 款 1 項 5 目	老人福祉費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
住宅環境整備事業	8,716	8,842	△126

主な財源		主な経費	
県支出金	4,358	負担金補助及び交付金	
一般財源	4,358		8,716

### 【目的】

高齢者の身体状況に適した住宅の改造等に必要な経費を補助することにより、高齢者が住み慣れた家で安心して自立した生活を送ることができるようにするとともに、介護者の負担軽減を図る。

### 【実施内容】

- (1) 対象者 前年の世帯合計収入が 600 万円未満で、要介護・要支援認定を受けた 65 歳以上の人
- (2) 補助限度額 30 万円 (県の補助基準と同額)
- (3) 補助率 生活保護世帯 10/10 (限度額 30 万円)  
所得税非課税世帯 3/4 (限度額 22.5 万円)  
所得税課税世帯 1/2 (限度額 15 万円)
- (4) 対象経費 玄関・浴室・トイレ・居室・廊下の改造費用  
段差解消機・階段昇降機・ホームエレベーターの設置費用
- (5) 補助件数 (単位：件)

区分	令和 7 年度 (見込み)	令和 8 年度
補助件数	49	50

歳出科目 (P 182～P 183)	3 款 1 項 5 目	老人福祉費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
シルバー人材センター費	19,727	19,700	27

主な財源		主な経費	
一般財源	19,727	需用費	75
		役員費	32
		委託料	1,649
		負担金補助及び交付金	17,971

#### 【目的】

シルバー人材センターへの支援を通して、高齢者に就労を通じた生きがいの場を提供し、地域社会を活性化する。

#### 【実施内容】

- (1) シルバー人材センター補助金等交付事業 17,971
  - ・上越市シルバー人材センターの運営費を補助
  - ・賛助会員となっている新潟県シルバー人材センター連合会及び全国シルバー人材センター事業協会の会費を負担
  
- (2) シルバープラザ上越の維持管理 1,756
  - ・日常清掃業務委託、消防用設備点検業務委託、機械警備業務委託等

歳出科目 (P182～P183)	3款1項5目	老人福祉費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
敬老祝賀事業	47,474	47,047	427

主な財源		主な経費	
繰入金	24,212	報酬	36
一般財源	23,262	需用費	56
		報償費	3,174
		役務費	323
		旅費	2
		委託料	43,883

長年にわたり社会の発展に貢献した高齢者を敬愛する心豊かな地域社会づくりを促進する。

○敬老会 46,334

**【目的】**

市と地域による敬老会等の実施を通して、長年にわたり地域に貢献してきた高齢者の長寿を祝福し、感謝の意を表するとともに、地域や参加者同士の交流を図る。

**【実施内容】**

- (1) 対象者 75歳以上の高齢者
- (2) 内容
  - ・地区敬老会の開催又は祝品の贈呈を町内会等地域団体や住民組織等に委託するとともに、地区敬老会の事例集やアトラクション一覧を配布し、開催を支援する。
  - ・上記委託ができない場合、町内会や施設を通じて、市が用意する祝菓子等を配布する。

○100歳祝賀事業 1,140

**【目的】**

祝賀対象者の長寿を祝い、長年にわたる社会への尽力に感謝の意を表する。

**【実施内容】**

- (1) 対象者 令和8年度中に100歳を迎える高齢者（大正15年4月1日から昭和2年3月31日の間に出生した人）
- (2) 内容 対象者に祝状と記念品を贈呈する。

歳出科目 (P 182～P 185)	3 款 1 項 5 目	老人福祉費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
老人趣味の家等管理運営費	27,537	28,074	△537

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	258	諸収入	6,058
寄附金	18	一般財源	20,053
繰入金	1,150		
		報償費	7,404
		旅費	280
		需用費	4,394
		役務費	1,277
		委託料	13,685
		使用料及び賃借料	497

各種講座の開催、老人趣味の家等の供用等を通し、高齢者同士や地域住民の交流を促進し、生きがいと活動の場の創出を図る。

○老人趣味の家趣味講座運営 9,334

【目的】

趣味講座の開催等を通して、高齢者の活動意欲を高めるとともに、参加者や地域住民の交流を深める。

【8年度目標】

趣味講座の開催内容を広く周知し、講座受講者の増加を図る。

【実施内容】

高田西趣味の家、市民いこいの家で講座を開催

<講座の開催状況>

施設	区分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
高田西趣味の家	講座数	20	20
	受講者数(人)	274	330
市民いこいの家	講座数	26	26
	受講者数(人)	553	630

○老人趣味の家維持 17,841

【目的】

趣味講座や作品展示、地域住民の交流の場として、高田西趣味の家と市民いこいの家の維持管理を行う。

【実施内容】

老人趣味の家の維持管理費

経費の内容	高田西趣味の家	市民いこいの家
管理業務委託	2,313	9,523
管理業務委託以外 (光熱水費、複写機借上料等)	1,715	4,290

○老人憩の家管理運営 362

**【目的】**

高齢者の趣味活動やレクリエーションの場として、老人憩の家磯野園の維持管理を行う。

**【実施内容】**

老人憩の家磯野園の維持管理

- ・庭木剪定業務委託、冬季作業業務委託、光熱水費等

※令和8年度のうち、一部の経費は3款1項5目の福祉施設建設事業へ移行

歳出科目 (P184~P185)	3款1項5目	老人福祉費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
ゲートボールハウス等管理運営費	12,771	12,713	58

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	1,868	需用費	4,280
財産収入	121	役務費	295
一般財源	10,782	委託料	6,105
		使用料及び賃借料	1,973
		原材料費	54
		備品購入費	52

### 【目的】

ゲートボールハウス等の適切な管理運営により、高齢者の健康保持と交流の場を提供するとともに、高齢者の生きがいをづくりにつなげる。

### 【実施内容】

#### (1) 施設の維持管理等 12,771

屋内ゲートボール場（7施設）及び屋外ゲートボール場（2施設）の維持管理と施設運営の委託

区分	施設名	所在地	コート数	予算額
屋内	直江津ゲートボールハウス	有田区（佐内町）	2	1,127
	中部ゲートボールハウス	新道区（富岡）	2	1,892
	高田西ゲートボールハウス	金谷区（大貫）	2	1,620
	高田東ゲートボールハウス	津有区（本新保）	2	1,577
	安塚多目的交流施設	安塚区（安塚）	1	1,318
	大潟コミュニティスポーツハウス	大潟区（雁子浜）	2	627
	三和ふれあいホール	三和区（島倉）	2	2,104
屋外	春日山ゲートボール場	春日区（大豆）	8	2,490
	牧ゲートボール場	牧区（田島）	2	16
合計	9施設		23	12,771

#### (2) 利用状況（延べ人数）（単位：人）

区分	令和7年度 （見込み）	令和8年度
屋内	34,669	35,093
屋外	4,178	5,445
合計	38,847	40,538

歳出科目 (P184~P185)	3款1項5目	老人福祉費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
老人クラブ助成事業	14,052	14,572	△520

主な財源		主な経費	
県支出金	5,879	負担金補助及び交付金	
一般財源	8,173		14,052

### 【目的】

会員同士の交流を深め、高齢者の生きがいがいづくりと健康増進を図るため、老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動を支援する。

### 【実施内容】

- (1) 老人クラブへの補助 10,079
- ・老人クラブ連合会に加入している単位老人クラブへの補助
    - ① 活動割額 3,500円×活動月数
    - ② 会員数割額 450円×会員数
  - ・老人クラブ連合会に加入していない単位老人クラブへの補助
    - ① 活動割額 1,500円×活動月数
    - ② 会員数割額 150円×会員数

区分		令和7年度 (見込み)	令和8年度
老人クラブ連合会に加入している単位老人クラブ	クラブ数	139	138
	会員数(人)	6,615	6,300
老人クラブ連合会に加入していない単位老人クラブ	クラブ数	53	53
	会員数(人)	2,023	2,000
合計	クラブ数	192	191
	会員数(人)	8,638	8,300

- (2) 老人クラブ連合会への補助・・・8連合会 3,773
- ① 基準割額 194,400円
  - ② 構成団体割額 1,050円×構成団体数×活動月数
  - ③ 会員数割額 70円×会員数
- (3) 上越市老連連絡協議会への補助 200

歳出科目 (P 184～P 185)	3 款 1 項 5 目	老人福祉費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
生きがいと健康づくり推進事業	6,419	6,015	404

主な財源		主な経費	
繰入金	2,253	需用費	77
一般財源	4,166	役務費	9
		委託料	3,412
		負担金補助及び交付金	2,921

○シニアゲートボール大会等 3,498

【目的】

スポーツや趣味活動などを通して高齢者同士の交流や市民との交流を深め、高齢者の健康増進と生きがいづくりにつなげる。

【8年度目標】

- ・スポーツ大会を通して高齢者同士の交流や健康維持を図り、生きがいづくりに寄与する。
- ・高齢者の趣味活動の成果を集めた作品展を開催し、創作活動の奨励と生きがいの充実を図る。

【実施内容】

上越市老人クラブ連合会等と連携しシニアスポーツ大会等やシニア作品展を開催する。

<参加者数>

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度
シニアスポーツ大会	1,412	1,470
ゲートボール大会	188	160
輪投げ・ペタンク大会	75	130
グラウンド・ゴルフ大会	238	240

<出品者数>

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度
シニア作品展	291	300

○地域独自の予算事業 2,921

[新]・グラウンド・ゴルフによる地域交流事業(春日区)(59)

グラウンド・ゴルフを通じて、世代間交流の促進と健康増進を図るため、地元小中学生や老人会に参加を呼び掛け、町内対抗の大会等を開催する。

実施主体：春日地区グラウンド・ゴルフ交流会

・ゲートボールによる高齢者の健康増進と地域の憩いの場づくり事業(津有区)(129)

高齢者を始めとする地域住民の健康増進を図るため、ゲートボール大会を開催するとともに、地域の憩いの場として芝ゲートボール場一帯の環境づくりを行う。

実施主体：戸野目公園芝ゲートボール場運営委員会

- [新]・直江津地区いきいき支援事業（直江津区）（117）  
高齢者の介護予防と引きこもり防止のため、主に直江津区の65歳以上を対象に、専門の講師による様々な講座を3会場で行う。  
実施主体：有田福祉の会
- ・有田地区いきいき支援事業（有田区）（1,383）  
地域全体で支え合う基盤を作り、地域活性化を図るため、カルチャーセンターを拠点に高齢者の介護予防につながる通いの場として実施している「すこやかサロン」及び子育て世代の交流を図る「子育てサロン」を充実させる。  
実施主体：有田福祉の会
- [新]・スカットボール大会（保倉区）（34）  
高齢者の介護予防、地域における自立した生活、心身の健康の保持を図るため、スカットボール大会を実施する。  
実施主体：保倉まちづくり振興会
- ・中郷区高齢者いきいき支援事業（中郷区）（863）  
「生きがいは与えられるものではなく、自ら実現していくもの」という視点から、学びのきっかけづくりの場を提供し、住み続けたい地域づくりを目指す。  
実施主体：中郷区老人クラブ連合会
- ・名立区いきいきサロン運営事業（名立区）（336）  
高齢者の閉じこもり防止と健康維持、介護予防を図るため、高齢者の居住地に近い地元の集会所や町の中心部など区内9か所を会場に、軽運動や趣味活動、茶話会などのサロンを毎月開催する。  
実施主体：名立区いきいきサロン運営協議会

提出課	国保年金課
-----	-------

歳出科目 (P 184～P 185)	3 款 1 項 5 目	老人福祉費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
老人医療対策事業	1,548	2,029	△481

主な財源		主な経費	
県支出金	721	需用費	2
繰入金	94	委託料	41
一般財源	733	扶助費	1,505

### 【目的】

65 歳から 69 歳までのひとり暮らし又は寝たきりの人が、病気などにより通院や入院をした際の医療費自己負担額の軽減を図る。

### 【実施内容】

#### (1) 対象者

65 歳から 69 歳までの市民で、以下の全ての要件に該当する人

- ・後期高齢者医療制度に加入していない
- ・「常時ひとり暮らし」又は「3 か月以上寝たきりの状態」
- ・前年の合計所得金額が 135 万円以下

#### (2) 助成額

医療費の自己負担額について、本来の自己負担額 3 割を 2 割に軽減するため、医療費総額の 1 割を助成する。

<ひと月の自己負担限度額>

(単位：円)

所得区分	外来	入院+外来
一 般 (住民税課税世帯の人)	18,000	57,600
区分Ⅱ (住民税非課税世帯で区分Ⅰに当てはまらない人)	8,000	24,600
区分Ⅰ (住民税非課税世帯で、世帯全員の所得が 0 円の人)	8,000	15,000

※区分Ⅰ：公的年金収入は 80 万 6,700 円を控除、給与収入は給与所得控除後、更に 10 万円を控除し計算

#### (3) 制度周知

広報上越や市ホームページ、民生委員児童委員協議会総会等で制度の周知を図る。

#### (4) 受給者数等の年間見込み (受給者数は年間平均人数)

区分	令和 7 年度 (見込み)	令和 8 年度
受給者数 (人)	15	17
助成件数 (件)	321	535
1 人当たり助成額 (円)	60,119	88,521
助成額 (千円)	902	1,505

提出課	高齢者支援課
-----	--------

歳出科目 (P 184～P 185)	3 款 1 項 5 目	老人福祉費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
シニアパスポート事業	38,551	37,576	975

主な財源		主な経費	
一般財源	38,551	報酬	190
		旅費	7
		需用費	40
		役務費	258
		補償、補填及び賠償金	
			38,056

### 【目的】

高齢者に外出するきっかけを提供し、家族や仲間との交流を深めることで健康維持及び生きがいのある充実した生活を送ることができるよう支援する。

### 【実施内容】

- (1) 70 歳以上の高齢者を対象にシニアパスポートを発行し、パスポートの提示により市内公共施設等の利用料金を半額程度に減免する。減免相当額については、市が指定管理者等へ補填する。
- (2) シニアパスポートの割引対象施設  
くるみ家族園、吉川ゆったりりの郷、鶉の浜人魚館など 28 施設

- (3) 利用者の状況 (単位：人)

区分	令和 7 年度 (見込み)	令和 8 年度
延べ利用者数	123,000	120,800

歳出科目 (P184～P187)	3 款 1 項 5 目	老人福祉費
------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
ふれあいランチサービス事業	51,815	59,670	△7,855

主な財源		主な経費	
繰入金	12,334	役務費	63
諸収入	28,203	委託料	51,752
一般財源	11,278		

### 【目的】

ひとり暮らし高齢者等にバランスのとれた食事を提供するとともに、配達時に安否確認を行い、高齢者等が健康で自立した生活ができるよう支援する。

### 【実施内容】

(1) 対象者

ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみ世帯等で身体が虚弱な人のうち、アセスメントによりサービス利用が適当と認められる人

(2) 内容

バランスのとれた食事を提供するとともに、手渡しで弁当を配達し安否確認を行う。

(3) 実施日

年末年始（12月31日～1月3日）を除く毎日

(4) 自己負担金

1食につき451円（おかずのみは340円）

(5) 利用状況

（単位：食）

区分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
配食数	79,430	76,100

歳出科目（P186～P187）	3款1項5目	老人福祉費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
介護保険サービス利用者負担金等助成事業	28,513	29,432	△919

主な財源		主な経費	
県支出金	3,926	役務費	148
一般財源	24,587	扶助費	22,011
		負担金補助及び交付金	
			6,354

### 【目的】

低所得者の介護保険サービス利用者負担金を助成することにより、介護保険サービスを利用しやすい環境を整える。

### 【実施内容】

(1) 対象者：市民税非課税世帯であり、次の全ての要件に該当する人

- ① 年間収入額が次の額以下であること  
単身世帯：150万円、2人世帯：200万円（以降、世帯員1人増ごとに50万円加算）
- ② 預貯金等の額が次の額以下であること  
単身世帯：350万円、2人世帯：450万円（以降、世帯員1人増ごとに100万円加算）
- ③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- ④ 負担能力がある親族等に扶養されていないこと
- ⑤ 介護保険料を滞納していないこと

(2) 事業概要

- ① 助成対象となる介護保険サービスについて、市が利用者負担金の4分の1の額を軽減する。
- ② 助成対象となる介護保険サービスについて、介護保険事業所が利用者負担金の4分の1の額を軽減した場合は、補助金を交付する。
- ③ 特定福祉用具購入及び住宅改修等について、市が利用者負担金の2分の1の額を軽減する。

(3) 助成対象となる介護保険サービス

○居宅サービス

- ・訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、福祉用具貸与、特定福祉用具購入、住宅改修

○施設サービス

- ・介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

(4) 助成対象者数

(単位：人)

区分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
助成対象者数	425	420

歳出科目 (P186～P187)	3款1項5目	老人福祉費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
生活支援ハウス運営費	77,206	63,459	13,747

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	350	報酬	2,255
諸収入	2,270	需用費	10,069
市債	25,600	委託料	50,326
一般財源	48,986	負担金補助及び交付金	14,078
		補償、補填及び賠償金	262

### 【目的】

独立して生活することに不安のある高齢者に対し、生活の場と交流の機会を提供し、安心して健康的な生活を送ることができるよう支援する。

### 【実施内容】

介護支援サービス、居住サービス及び交流の機会を総合的に提供する生活支援ハウスを指定管理で運営し、在宅生活に不安のあるひとり暮らし高齢者等の生活を支援する。

#### (1) 指定管理施設 5施設 70,934

施設の概要及び委託料（指定管理者：(福)上越市社会福祉協議会）

施設名	定員	居室	委託料
浦川原生活支援ハウス（浦川原区顕聖寺）	10人	8室	9,662
頸城生活支援ハウス（頸城区上吉）	10人	9室	10,146
板倉生活支援ハウス（板倉区宮島）	12人	10室	7,658
清里生活支援ハウス（清里区岡野町）	16人	14室	8,490
名立生活支援ハウス（名立区名立大町）	15人	13室	12,870
合計	63人	54室	48,826

<指定管理委託料以外の主な経費>

- ・負担金：照明器具LED化（浦川原、板倉）、キュービクル改修（板倉）ほか 14,078
- ・修繕料：廊下張り替え（浦川原）ほか 5,292
- ・その他：光熱水費ほか 2,738

#### (2) 直営施設 6,272

施設名	定員	居室	開設期間
牧高齢者等福祉センター（牧区田島）	20人	10室	12月1日～ 翌年4月30日

※令和8年度のうち、一部の経費は3款1項5目の福祉施設建設事業へ移行

歳出科目 (P 186～P 187)	3 款 1 項 5 目	老人福祉費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
高齢者交流施設管理運営費	1,470	1,351	119

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	28	需用費	221
一般財源	1,442	委託料	858
		使用料及び賃借料	26
		負担金補助及び交付金	365

【目的】

大潟老人福祉センターを高齢者の趣味活動や健康づくりの場として提供する。

【実施内容】

大潟老人福祉センターの維持管理

- ・施設管理業務委託、施設清掃業務委託、ホール水銀灯交換修繕等

提出課	国保年金課
-----	-------

歳出科目 (P 186～P 187)	3 款 1 項 5 目	老人福祉費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
後期高齢者医療制度運営費	3,126,223	2,863,366	262,857

主な財源		主な経費	
県支出金	503,579	負担金補助及び交付金	
諸収入	44,004		2,364,320
一般財源	2,578,640	繰出金	761,903

### 【目的】

当市の被保険者に係る保険給付や事務執行に必要な経費を負担するとともに、市の後期高齢者医療特別会計事業における事務費や保険料軽減分を繰り出すもの

### 【実施内容】

- (1) 事務費負担金 138,780  
広域連合における事務費（資格確認書作成等業務委託料や電算システム賃借料などの共通経費）を負担
- (2) 療養給付費負担金 2,225,540  
当市の保険給付費総額に対する負担
- (3) 後期高齢者医療特別会計繰出金
  - ・後期高齢者医療特別会計事務費繰出金 90,463
  - ・保険基盤安定繰出金 671,440
 保険料の軽減分相当額 県負担金 503,579 (3/4)、市負担額 167,861 (1/4)

#### <当市の1人当たり保険給付費>

	令和7年度 (見込み)	令和8年度
被保険者数(人)	35,426	36,161
保険給付費総額(千円)	26,093,410	27,677,919
1人当たり保険給付費(円)	736,561	765,408

#### <広域連合の予算規模> (一般会計:17億2,362万円、特別会計:3,246億4,612万円)

	広域連合(県全体)	上越市
被保険者数(人)	415,032	36,161
保険給付費総額(千円)	317,668,793	27,677,919
1人当たり保険給付費(円)	765,408	765,408

歳出科目（P186～P187）	3款1項5目	老人福祉費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
高齢者外出支援事業	18,601	20,633	△2,032

主な財源		主な経費	
繰入金	6,527	需用費	305
一般財源	12,074	扶助費	16,456
		役務費	1,189
		負担金補助及び交付金	651

### 【目的】

高齢者の外出を促し、閉じこもりによる体力低下及び認知症を予防する。

[充] ○高齢者外出支援事業 17,950

### 【実施内容】

タクシー及び路線バスで利用できる利用券を交付する。

#### (1) 対象要件

- ① 75歳以上のひとり暮らし高齢者
- ② 65歳以上の高齢者世帯に属する75歳以上の人
- ③ 上越市タクシー利用料金等助成事業（障害者対象）の交付対象者となる障害のある人と65歳以上の人の世帯に属する75歳以上の人

#### (2) 対象除外要件

- ① 上越市タクシー利用料金等助成事業（障害者対象）の交付対象者
- ② 介護保険の要介護認定者（要支援1・2は対象）
- ③ 市民税所得割課税世帯の人
- ④ 車を所有している世帯の人

#### (3) 交付枚数

年間 66枚（150円×66枚＝9,900円分）

※令和8年度から交付枚数60枚を66枚とし、900円分増額

有効期間：9月1日～翌年8月31日

#### (4) 利用状況

（単位：人）

区分	令和7年度 （見込み）	令和8年度
利用者数	2,438	2,480

○地域独自の予算事業 651

- ・高齢者支援・交流（「買い物ツアー」の実施）事業（三郷区）（231）

高齢者の買い物を支援するとともに、高齢者同士の交流を促進するため、市内の大型商業施設までバスで出かける「買い物ツアー」を実施する。

実施主体：三郷まちづくり振興会

- ・高齢者の生活支援事業（牧区）（420）

自ら通院や買い物等の外出が困難な高齢者等が安心して暮らしていけるよう支援するため、地域の人が支え合う仕組みにより見守りや外出支援事業を実施する。

実施主体：特定非営利活動法人牧振興会

歳出科目 (P 186～P 189)	3 款 1 項 5 目	老人福祉費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
在宅介護手当給付事業	32,776	33,827	△1,051

主な財源		主な経費	
一般財源	32,776	役務費	388
		扶助費	32,388

【目的】

中重度の要介護者を在宅で介護している人に介護手当を給付し、介護者を慰労する。

【実施内容】

- (1) 対象者 要介護 3～5 の認定を受けた人を在宅で介護している人
- (2) 給付額 月額 3,000 円
- (3) 給付状況 (単位：人)

区分	令和 7 年度 (見込み)	令和 8 年度
給付者数	1,388	1,400

歳出科目（P188～P189）	3款1項5目	老人福祉費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
地域福祉ボランティア事業	56	60	△4

主な財源		主な経費	
一般財源	56	需用費	5
		役務費	51

#### 【目的】

高齢者の活躍の場を創出し、高齢者の介護予防・生きがいつくりの増進を図るとともに、市民が介護や福祉への理解を深めるよう支援する。

#### 【8年度目標】

登録者数を前年度以上とする。

#### 【実施内容】

市民が福祉施設等で地域福祉ボランティアとして活動できる環境づくりを行う。

(1) ボランティア登録者

15歳以上（中学生を除く）の要介護認定を受けていない人

(2) ボランティア受入先

福祉施設（介護保険事業所、障害福祉サービス事業所等）

(3) ボランティアの活動内容

話し相手、お茶出し、配膳補助、草取り、その他補助的作業等

※ボランティア登録者が65歳以上の場合は、介護保険特別会計で事業を実施する。

#### （参考）

令和7年度登録者数（見込み） 45人

歳出科目（P188～P189）	3款1項5目	老人福祉費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
透析送迎費用助成事業	2,000	2,000	0

主な財源		主な経費	
一般財源	2,000	負担金補助及び交付金	2,000

#### 【目的】

重度の要介護認定を受ける低所得の高齢者で、家族等の支援が受けられず在宅での介護が困難な人工透析患者が、特別養護老人ホームへ入所することができる体制を整えるため、受入施設に対する助成を行う。

#### 【8年度目標】

低所得で重度の要介護認定者である人工透析患者が特別養護老人ホームへ入所することができる体制を整える。

#### 【実施内容】

- ・対象者：重度の要介護認定を受ける低所得の高齢者である人工透析患者を受け入れる特別養護老人ホームを運営する法人
- ・助成内容：重度の要介護認定を受ける低所得の高齢者である人工透析患者の受入に係る掛かり増し経費として、特別養護老人ホームと医療機関等を往復するための送迎費用を対象として助成するもの
- ・助成額：送迎費用に送迎の回数を乗じて得た額（送迎1回当たりの上限額：13,800円）

提出課	福祉課
-----	-----

歳出科目 (P188～P189)	3款1項7目	リゾートセンター費
------------------	--------	-----------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
くるみ家族園管理運営費	29,538	25,483	4,055

主な財源		主な経費	
市債	2,000	需用費	3,386
一般財源	27,538	委託料	18,907
		使用料及び賃借料	2
		工事請負費	7,243

### 【目的】

家族やグループが心身のリフレッシュと健康増進を図る目的で、気軽に利用できる憩いの場を提供する。

### 【実施内容】

- (1) 指定管理者  
株式会社 メディカル&ケア (指定期間：令和4年4月1日～令和9年3月31日)
- (2) 業務内容  
施設及び設備の維持管理並びに利用の承認
- (3) 維持管理費用

区分	内容	予算
修繕料	緊急修繕	3,386
委託料	建築物定期点検業務委託料、指定管理委託料	18,907
使用料及び賃借料	土地賃借料	2
工事請負費	エアコン設置工事、照明器具更新工事	7,243

### <施設の概要>

- (1) 開設  
平成元年12月
- (2) 所在地  
上越市東中島2487番地
- (3) 構造等  
鉄筋コンクリート造平屋建 延床面積1,847.67㎡
- (4) 施設内容  
浴場、和室、多目的ホールなど

提出課	生活援護課
-----	-------

歳出科目 (P202～P205)	3款3項1目	生活保護総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
保護事務費	51,890	43,425	8,465

主な財源		主な経費	
国庫支出金	20,777	報酬	21,575
一般財源	31,113	旅費	1,073
		職員手当等	7,932
		役務費	5,388
		共済費	4,952
		使用料及び賃借料	5,053

### 【目的】

相談者に対し、生活保護制度を始め、他法・他施策の説明などきめ細かな面接相談を行い、必要な支援に迅速につなげる。

### 【実施内容】

- (1) 被保護者就労支援事業（就労支援員1人） 3,353  
就労が可能な被保護者に対し、個々の状況に応じた段階的な就労支援を行う。
- (2) 生活保護相談事業（面接相談員2人） 8,161  
相談者からの相談を傾聴し、生活保護制度を始め、他法・他施策で利用可能な支援策の提案など、きめ細かな面接相談を行う。
- (3) 適正化事業 32,598
  - ① 医療扶助費の適正化（診療報酬明細書点検専門員1人）  
診療報酬明細書の請求内容について、医療事務資格を有する診療報酬明細書点検専門員が審査・点検し、医療扶助費の適正化を図る。
  - ② 被保護者健康管理支援事業  
生活習慣病などの発症及び重症化の予防のため、保健師と連携し40歳～74歳までの被保護者にチラシ配布やケースワーカーによる戸別訪問などにより健康診断の受診を勧める。また、ハイリスク者に対し、医療受診を勧奨するとともに、生活指導を行う。
  - ④ 職員研修事業  
職員の社会福祉に関する知識向上を図るため、社会福祉主事資格の取得を進めるほか、各種研修に参加する。
  - ⑤ 庁用自動車の管理  
庁用自動車5台分の燃料費、維持管理費等
  - ⑥ その他事務費等  
消耗品費、通信運搬費、システム借上料等
- (4) 生活保護費追加給付事務費 7,778  
平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付を行う。

歳出科目（P204～P205）	3款3項2目	扶助費
-----------------	--------	-----

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
扶助費	2,010,674	2,016,700	△6,026

主な財源		主な経費	
国庫支出金	1,482,504	一般財源	470,216
県支出金	23,954	扶助費	2,010,674
諸収入	34,000		

### 【目的】

生活保護法に基づき、被保護者に対して生活扶助費等を支給し、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに自立に向けた支援を行う。

### 【実施内容】

- ・ケースワーカーが訪問、電話等により被保護者の生活状況等を把握し、安定的な日常生活や健康を維持するために必要な各種支援に取り組む。
- ・就労可能な被保護者が早期に経済的に自立できるよう、就労支援など、被保護者それぞれに合わせた支援に取り組む。
- ・平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付を行う。

#### <扶助費>

区分	令和7年度（見込み）	令和8年度
生活扶助費	514,999	525,332
生活扶助費（追加給付）	0	140,800
住宅扶助費	230,169	227,376
教育扶助費	6,285	6,137
介護扶助費	63,261	61,313
医療扶助費	997,890	909,225
出産扶助費	1,462	1,495
生業扶助費	2,731	2,365
葬祭扶助費	1,831	2,682
施設事務費	124,088	130,299
就労自立給付金 就職・進学準備給付金	3,696	3,650
合計	1,946,412	2,010,674

#### <生活保護の状況>

（月平均値）

区分	令和7年度（見込み）	令和8年度
被保護世帯数（世帯）	1,079	1,066
被保護者数（人）	1,314	1,298

提出課	健康づくり推進課
-----	----------

歳出科目（P206～P207）	4款1項1目	保健衛生総務費
-----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
保健衛生総務費	155,744	7,919	147,825

主な財源		主な経費	
諸収入	1,141	需用費	3,842
市債	131,800	委託料	2,031
一般財源	22,803	使用料及び賃借料	2,589
		工事請負費	144,969
		負担金補助及び交付金	
			2,233

市所有施設に設置した自動体外式除細動器（AED）の維持管理のほか、新型インフルエンザ等の感染症への対策など保健衛生に係る業務を行うもの

○自動体外式除細動器（AED）の設置 2,595

【目的】

突然の心停止などの緊急時に適切に使用できるよう、市所有施設に設置したAEDの更新及び維持管理を行うとともに、民間事業所等に設置され、市民が利用可能なAEDを周知し、AEDの利用環境の向上と市民の安全・安心の確保に努める。

【実施内容】

- (1) 市所有施設に設置したAEDの保守点検及び消耗品の補充のほか、新たに屋外へ移設する中郷区総合事務所のAEDについて、早期に屋外移設を完了する。
- (2) 民間事業所等へのAED設置状況調査
- (3) 広報上越や市ホームページを活用し、AEDの使用法や市内設置場所等を周知
- (4) 新規採用職員や施設管理担当職員等へ救命講習を実施（年2回）

○新型インフルエンザ対策事業 2,543

【目的】

新型インフルエンザ等新興感染症の発生時、まん延期における社会機能の維持・確保を図るため、感染予防に関する情報提供や防護対策等を行い、市民の安全・安心を確保する。

【実施内容】

- (1) 新型インフルエンザ等の感染症に関する情報収集及び研修等への参加
- (2) 消毒薬、マスク及び防護服等、備蓄している対策物品の更新、管理

○保健医療等支援事業 2,233

【目的】

保健・医療に携わる各団体を支援し、安全・安心な医療及び保健事業の提供や協力体制を堅持することにより、健診等の質的向上、市民の健康増進及び地域医療体制の充実を図る。

【実施内容】

名 称	目的・事業内容等	令和7年度	令和8年度
上越医師会保健医療福祉業務調整等交付金	市内医療機関への各種事業の連絡・周知、事業に係る相談・調整等に対する事務費を上越医師会に交付し、市の保健医療福祉業務を円滑に行う。	1,320	1,320
上越歯科医師会交付金	歯科保健事業活動費用の一部を上越歯科医師会に助成し、健康診査等の質的向上と地域住民の健康増進を図る。	913	913

○事務費 148,373

【目的】

保健衛生業務全般に係る庶務的な経費を計上するとともに、旧名立保健センター及び旧大島保健センターの建物の維持管理を適切に行う。

【実施内容】

- (1) 旧名立保健センターの維持・修繕 580
- (2) 旧大島保健センターの解体工事 144,969  
令和5年度末で廃止した旧大島保健センターについて、施設の老朽化による周辺への環境に配慮し除却するもの
- (3) その他事務執行に係る庶務的な経費 2,824

歳出科目（P206～P207）	4款1項1目	保健衛生総務費
-----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
保健福祉総合データバンク事業	17,793	9,687	8,106

主な財源		主な経費	
一般財源	17,793	委託料	17,793

### 【目的】

適切な保健指導等を迅速に行うために必要となる健（検）診情報、疾病歴、在宅療養者の健康情報及び訪問指導状況などの基礎的な個人情報をも適正に管理する。また、蓄積したデータを分析し、疾病の傾向などの統計データを作成することにより、様々な健康に関する施策への活用を図る。

### 【実施内容】

- (1) 健康管理システムの保守管理 16,730  
システムの安定運用、管理データのセキュリティ対策、法改正等へのシステム対応を実施する。
- (2) 健康管理システムの改修 1,063  
令和8年度の新潟県健（検）診ガイドラインの変更及び国への事業報告レイアウトの変更に伴い、システム改修を行う。

提出課	地域医療推進課
-----	---------

歳出科目（P206～P207）	4款1項1目	保健衛生総務費
-----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
地域バス運行事業	4,230	4,200	30

主な財源		主な経費	
一般財源	4,230	需用費	489
		役務費	33
		委託料	3,708

### 【目的】

無医地区である吉川区川谷地区の住民の通院を支援することにより医療不安の軽減を図るとともに、スクールバス等の利用が困難な地域における児童・生徒の通学手段を確保する。

### 【実施内容】

- (1) 運行形態 ① 通常運行（定時便：月曜日から金曜日） 1日2回  
 ② 通常運行（デマンド便：月曜日から金曜日） 1日9回  
 ③ 臨時運行 随時 学校行事等が運休日に実施される場合等
- (2) 令和7年度見込み及び令和8年度計画

区分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
運行数(回)	799	934
通常運行(定時便)	482	482
通常運行(デマンド便)	312	310
臨時運行	5	142
利用者数(延数)	1,263	1,392
通常運行(定時便)	810	810
通常運行(デマンド便)	444	440
臨時運行	9	142

歳出科目 (P206～P207)	4款1項1目	保健衛生総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
骨髄移植ドナー支援事業	350	355	△5

主な財源		主な経費	
一般財源	350	負担金補助及び交付金	350

### 【目的】

骨髄移植の一層の推進を図るため、公益財団法人日本骨髄バンクが主体となって実施する骨髄バンク事業により骨髄等を提供した人（以下「ドナー」という。）等に助成を行い、骨髄ドナーの登録者の増加を図るとともに、ドナー提供に協力しやすい環境を整備することにより、白血病などの重い血液の病気に苦しむ人々の治療につなげる。

### 【8年度目標】

関係団体と協力し、骨髄ドナー登録併行型献血会場や職場献血にあわせて、助成事業の周知や骨髄バンクの普及・啓発活動を行い、骨髄ドナー登録に向けた機運の醸成を図り、ドナー登録者数を増加させる。

### 【実施内容】

(1) ドナー及びドナーが勤務する事業所等への支援 350

#### ① 助成対象者

市内に在住し、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄等の提供が完了し、これを証明する書類の交付を受けたドナー

#### ② 助成対象事業所

ドナーが勤務している市内の事業所等のうち、ドナー特別休暇制度を設けており、ドナーの雇用を証明できる書類を提出できる事業所等（ただし、国、地方公共団体及び独立行政法人を除く）

<対象及び助成金額一覧>

対 象		助成金額
助成対象者	ドナー特別休暇制度がない事業所に勤務の場合	2万円/日×日数※（上限14万円）
	ドナー特別休暇制度がある事業所に勤務の場合	1万円/日×日数※（上限7万円）
助成対象事業所等	ドナー特別休暇制度がある事業所	1万円/日×日数※（上限7万円）

※骨髄等の提供のための通院又は入院に要した日数

<骨髄移植ドナー支援事業助成見込み及び計画>

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
助成件数(件)	3	3
助成金額	350	350

(2) 助成事業の周知、啓発

- ・ 広報上越、市ホームページ及び市公式SNSを通じて周知を行う。
- ・ 市内の献血会場において、上越保健所と協力し、骨髄バンクドナー登録会の実施や助成事業の周知を行う。
- ・ 商工会議所等を通じ、市内の事業所へ周知チラシの配布を行う。

提出課	地域医療推進課
-----	---------

歳出科目 (P206～P207)	4款1項1目	保健衛生総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
地域医療推進費	132,893	192,565	△59,672

主な財源		主な経費	
分担金及び負担金	248	報酬	1,761
繰入金	2,452	職員手当等	525
一般財源	130,193	需用費	523
		委託料	2,062
		負担金補助及び交付金	
			127,459

### 【目的】

高度かつ専門的な医療を提供する医療機関の運営を支援するなど地域医療提供体制の充実を図るほか、上越地域医療センター病院周辺地区及び市立診療所や普通財産の診療施設等を適切に維持管理する。

### 【8年度目標】

厚生連上越総合病院における救急、周産期等の高度医療機能を維持するとともに、上越看護専門学校の入学者の確保に向けた取組への支援を通して、上越地域に就職する看護師を確保する。

### 【実施内容】

- (1) 公的病院運営費等補助金 123,000
  - ・物価高騰等の影響が長引き、病院の経営が厳しさを増す状況を踏まえ、救急医療、小児・周産期医療や透析医療の中核を担う厚生連上越総合病院を支援し、地域に不可欠な医療機能を維持する。
- (2) 上越地域臨床研修医確保支援事業補助金 1,000
  - ・基幹型臨床研修病院の連携（THE RESIDENT CIRCLE 不識庵）による臨床研修医の研修環境の充実にに向けた取組を支援する。
  - ※国内外の著名な講師による研修プログラムの提供や所属病院を超えた研修医同士の交流の場の提供など、若手医師の確保・定着に向けた環境整備
- [充](3) 上越看護専門学校への支援 3,409
  - ・上越、糸魚川、妙高の3市が連携し、上越看護専門学校及び同校学生への支援を通して、上越地域の看護師確保に取り組む。
  - ①上越看護専門学校運営費補助金 (2,228)
  - ②大学等運営費補助金 (581)
    - ・ふるさと納税による「大学等の応援」の寄附を活用し、若者の人材育成や定着に向けた市内の大学及び専門学校の取組を支援する。
  - ③看護学生支援事業補助金 (600)
    - ・上越看護専門学校の学生の経済的負担を軽減するため、指定ユニフォームの購入費を支援する。
- (参考) 糸魚川市、妙高市による支援 852
  - ・上越看護専門学校による学生の学習・実習環境の改善に資する取組を支援する。

- (4) 外国人医療通訳ボランティア派遣事業 1,758
- ・医療通訳ボランティアの派遣件数（年間200回）
  - ・医療通訳ボランティア育成講座及び基礎倫理講座の開催（4回）
  - ・医療機関における外国人受入体制整備に向けた出前講座の開催（1回）
- (5) 上越地域の医師確保に向けた取組に係る旅費等 108
- (6) 上越地域医療センター病院周辺地区の除草委託料（2回） 304
- (7) 市立診療所、旧板倉診療所、旧名立診療所及び旧名立歯科診療所の修繕費 508
- (8) その他事務費等（報酬や消耗品費等） 2,806

提出課	健康づくり推進課
-----	----------

歳出科目 (P208～P209)	4款1項2目	母子衛生費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
保健センター管理運営費	49,909	36,563	13,346

主な財源		主な経費	
財産収入	3,136	一般財源	32,812
諸収入	3,161	需用費	22,478
市債	10,800	委託料	11,192
		使用料及び賃借料	1,093
		工事請負費	12,255
		負担金補助金及び交付金	
			2,419

### 【目的】

各種保健サービスを総合的に行うとともに、地域住民の自主的な保健活動の場として施設環境を整備し、市民の健康づくりを推進する。

### 【実施内容】

保守点検や修繕工事等を行い、施設の維持管理を行う。

#### (1) 主な経費の内容

- ・燃料費、光熱水費 19,126
- ・営繕修繕料 3,203  
ガス漏れ火災警報設備LPガス用受信機交換修繕（安塚）ほか
- ・委託料 11,192  
清掃業務委託料（上越、柿崎、大潟、吉川、中郷、板倉、三和）  
冷暖房切替保守点検業務委託料（上越、柿崎、中郷、板倉）ほか
- ・工事請負費 12,255  
照明LED化工事（吉川）ほか
- ・負担金 2,419  
施設設備維持管理費用負担金（浦川原）
- ・その他経費等（会計年度任用職員報酬や消耗品等） 1,714

#### (2) 各保健センター別当初予算

区分	令和7年度	令和8年度	比較増減
上越保健センター	8,888	8,311	△577
安塚保健センター	2,935	4,113	1,178
浦川原保健センター	4,715	4,910	195
柿崎保健センター	1,960	1,892	△68
大潟保健センター	2,448	2,659	211
吉川保健センター	2,588	14,682	12,094
中郷保健相談センター	2,127	2,328	201
板倉保健センター	7,406	8,138	732
三和保健センター	3,496	2,876	△620
合計	36,563	49,909	13,346

## (3) 各保健センターの利用者数

(単位：人)

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度	備 考
上越保健センター	4,481	4,000	
安塚保健センター	0	0	保健センターとしての 利用見込みはないが、1 階部分を市が診療所と して使用
浦川原保健センター	2,700	2,700	
柿崎保健センター	4,800	2,000	令和7年度は市長選挙 及び衆議院議員総選挙 の期日前投票所として 使用
大潟保健センター	4,500	4,500	
吉川保健センター	4,000	4,000	
中郷保健相談センター	1,400	1,400	
板倉保健センター	1,368	1,000	
三和保健センター	1,866	1,800	
合 計	25,115	21,400	

歳出科目（P210～P211）	4款1項3目	予防費
-----------------	--------	-----

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
市民健康診査事業	112,193	106,863	5,330

主な財源		主な経費	
県支出金	1,138	報酬	4,350
諸収入	68,845	給料	4,679
一般財源	42,210	職員手当等	2,579
		需用費	1,623
		役務費	9,441
		委託料	87,115

### 【目的】

予防可能な生活習慣病の発症と重症化を予防するため、市民健康診査等を実施し、健診結果を基に適切な治療や栄養・運動等の生活指導、各種健康教育・相談につなぐことで、市民の健康寿命の延伸と医療費負担の軽減を図る。

### 【8年度目標】

健診対象者への健診日時・会場の指定、電話及びはがきによる受診勧奨、24時間予約可能なインターネット健診予約システムの運用などにより、受診しやすい環境を整えることで、受診率の向上を図り、生活習慣病の発症と重症化の予防につなげる。

#### <健康診査受診者数>

(単位：人)

区分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
市民健康診査	1,174	1,330
後期高齢者健康診査	8,871	8,980
肝炎ウイルス検診	271	290

#### <健康診査受診率>

(単位：%)

区分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
市民健康診査	26.7	28.9
後期高齢者健康診査	25.7	26.8

### 【実施内容】

- (1) 市民健康診査、後期高齢者健康診査、肝炎ウイルス検診の実施（183回）

対象者

- ① 市民健康診査

令和8年度末の年齢が18歳から39歳までの人のうち、国民健康保険加入者、他保険被扶養者等及び18歳以上の生活保護受給者

- ② 後期高齢者健康診査

後期高齢者医療保険制度加入者のうち要介護4又は5以外の人

③ 肝炎ウイルス検診

40 歳以上の人で肝炎ウイルス検診未受診者

(2) 健康診査受診者増加への取組

- ・健康診査を受診する機会がない人に対し、乳幼児健診、健康講座等を通じて健診の必要性について啓発を行う。
- ・国民健康保険に新規加入した 18 歳から 39 歳の人に健診の意義を伝え、受診予約を促す。
- ・令和 7 年度に市の健康診査を受診した人を継続受診につなげるため、日時・会場を指定し通知する。
- ・初めて健康診査を受ける人にも分かりやすい健康診査カレンダーを作成するほか、広報上越や市公式 SNS などを活用した周知を行う。
- ・24 時間、健康診査の申込みができるインターネット健診予約システムを運用する。
- ・生活援護課と連携し、生活保護世帯の健診対象者に対して受診勧奨を行う。
- ・健康づくりポイント事業の活用により、健診受診者の増加を図る。
- ・未受診者に対し、受診勧奨のはがきの送付や電話により受診を促す。

(3) 地区健（検）診会場における実施体制の見直し

- ・暑さ対策や安全面の改善を図るため、地区健（検）診会場の日程を見直すとともに、合併前上越市の地区健（検）診会場で実施しているレディース検診（子宮頸がん・乳がん検診）対象者の健（検）診受診会場を医師会館又は妙高健診室に移行する。
- ・上記移行対象者のうち、原則として 75 歳以上の後期高齢者を対象に従前の地区健（検）診会場から医師会館又は妙高健診室の間の送迎を行う。

歳出科目（P210～P211）	4款1項3目	予防費
-----------------	--------	-----

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
がん予防推進事業	163,723	174,109	△10,386

主な財源		主な経費	
国庫支出金	429	報酬	1,776
諸収入	17,868	委託料	153,283
一般財源	145,426	需用費	530
		役務費	4,985
		負担金補助及び交付金	2,153

### 【目的】

各種がん検診の実施により早期発見に努めるとともに、精密検査が必要な人を医療機関受診につなぐことで早期治療に結び付ける。

### 【8年度目標】

がん検診の受診者数を増加させるため、検診対象者への検診日時・会場の指定や、インターネット健診予約システムの運用等により、市民が受診しやすい環境を整備する。

<検診受診者数>

(単位：人)

区分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
胃がん	5,871	5,880
大腸がん	15,211	15,930
肺がん	17,623	18,600
子宮頸がん	4,981	5,140
乳がん	4,377	4,470
前立腺がん	4,770	5,130

### 【実施内容】

#### (1) 各種がん検診の実施

対象者（年齢は全て令和8年度末時点）

① 胃がん検診・大腸がん検診・肺がん検診・喀痰検診※（183回）：40歳以上

※肺がん検診受診者のうち高危険群該当者

② 子宮頸がん検診※（90回）：20歳以上の女性

※医療機関検診は随時

③ 乳がん検診（120回）：40歳以上の女性

④ 前立腺がん検診（183回）：50歳以上の男性

#### (2) 各種がん検診の受診者増加への取組

- ・ナッジ理論を活用した個別通知や市公式SNSによる周知のほか、国民健康保険新規加入者や乳幼児健診時の保護者及び町内会等の健康講座参加者へ受診勧奨を実施する。

- ・民間生命保険会社と連携し、健康診査やがん検診の受診の重要性に関するチラシ等の作成・配布により、市内事業所等への啓発活動を行う。
- ・24時間、がん検診の申込みができるインターネット健診予約システムを運用する。
- ・胃がん検診（40歳）を無料とするとともに、子宮頸がん検診（21歳）、乳がん検診（41歳）の無料クーポン券を配付し受診を促す。

(3) 各種がん検診後の精密検査受診率向上への取組

- ・精密検査受診率の増加に向け、検診受診者全員に対して精密検査が必要となった場合の受診の意義や検査方法について周知する。
- ・精密検査が必要な人に対し、個別通知のほか、電話、訪問などを行い確実に医療機関につなげる。

(4) 地区健（検）診会場における実施体制の見直し

- ・暑さ対策や安全面の改善を図るため、地区健（検）診会場の日程を見直すとともに、合併前上越市の地区健（検）診会場で実施しているレディース検診（子宮頸がん・乳がん検診）対象者の健（検）診受診会場を医師会館又は妙高健診室に移行する。
- ・上記移行対象者のうち、原則として75歳以上の後期高齢者を対象に従前の地区健（検）診会場から医師会館又は妙高健診室の間の送迎を行う。

(5) がん患者医療用補正具購入費助成事業

がん患者の治療と社会参加の両立を目指し、がん患者の苦痛と経済的な負担の軽減を図るため、がん治療による外見の変化を補完する補正具の購入費用の助成を行う。

<助成の概要>

(単位：円)

区 分	助成金の上限額	備 考
ウィッグ等	25,000	助成対象経費に2分の1を乗じて得た額又は上限額のいずれか低い額
胸部補正具	25,000	
人工乳房	50,000	

<助成件数>

(単位：件)

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
ウィッグ等	54	62
胸部補正具	15	17
人工乳房	2	2

歳出科目（P210～P211）	4款1項3目	予防費
-----------------	--------	-----

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
結核検診事業	22,250	23,095	△845

主な財源		主な経費	
一般財源	22,250	委託料	22,250

### 【目的】

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく健康診断として結核検診を実施し、結核の早期発見により市民の結核に対する不安の解消及び結核のまん延防止に努める。

### 【8年度目標】

結核検診の受診率の向上を目指す。

<検診受診率の見込み、計画>

区分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
受診者数(人)	15,154	16,000
受診率(%)	24.7	25.2

※65歳以上の全人口で対象者数を算出

### 【実施内容】

- ・65歳以上の市民を対象に結核検診（胸部間接撮影）を実施する。（183回）
- ・活動性肺結核が疑われる精密検査対象者に対して、確実に受診につながるよう受診勧奨を行う。

歳出科目（P212～P213）	4款1項3目	予防費
-----------------	--------	-----

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
保健指導事業	24,368	24,286	82

主な財源		主な経費	
県支出金	752	報酬	8,747
諸収入	5,440	職員手当等	1,211
一般財源	18,176	需用費	1,782
		委託料	6,293
		補償、補填及び賠償金	
			1,780

上越市第2次健康増進計画を踏まえた総合的な健康づくり施策を推進するため、生活習慣病予防の啓発及び健康教育等により、生活習慣病の発症及び重症化を予防するもの

○生活習慣病予防対策事業 19,695

【目的】

上越市第2次健康増進計画に基づき、生涯を通じて市民が自らの健康状態を理解し、生活習慣の改善に気付くことができるよう保健指導を行うことで、高血圧や糖尿病等の生活習慣病予防と脳血管疾患や虚血性心疾患、慢性腎臓病等の重症化予防を図り、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」を目指す。

【8年度目標】

- ・健診受診者のうちⅡ度高血圧以上（160/100mmHg以上）の人の割合の減少を目指す。
- ・健診受診者のうち糖尿病領域（HbA1c6.5%以上）の人の割合の減少を目指す。

【実施内容】

(1) 健康づくり推進協議会の開催（2回）

市民の総合的な健康づくり対策を推進するため、学識経験者等から健康増進計画に関することや健康づくりの取組の検討及びその実践に関することについて意見を聴取する。

(2) 高血圧対策

脳血管疾患や心疾患につながる高血圧を予防・改善するため、リスクの高い人等への保健指導を実施するとともに、医療機関等の関係機関と連携し、家庭血圧測定の定着や食環境の整備を含めた減塩の推進などを図る。

(3) 糖尿病対策

- ・「上越市糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づき、糖尿病領域（HbA1c6.5%以上）の人の生活状況や治療状況を把握し、生活習慣の改善や適切な治療に結び付くよう保健指導を行う。
- ・糖尿病等の生活習慣病予備群に対し、健康診査結果に基づき、個々の生活習慣病のリスクに応じて、訪問等で保健指導を行う。

(4) 保健指導

健診結果から市民自らが健康状態を確認し、重症化予防のために生活習慣の改善に取り組むことができるよう訪問や健診結果説明会等において保健指導を行う。

<健診会場>

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
回数(回)	225	183
参加者(人)	20,312	21,140

<訪問>

(単位:人)

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
訪問延べ人数	6,600	6,850

<健診結果説明会>

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
回数(回)	250	260
参加者(人)	4,000	4,500

(5) 健康講座、健康相談会

高血圧対策等の地域の健康課題に沿った健康講座等を実施する。

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
回数(回)	350	400
参加者(人)	8,500	9,000

(6) たばこと健康

喫煙による健康被害を減少させるため、未成年者の喫煙防止や成人及び妊婦の禁煙を支援する。

(7) 働き盛り世代の健康づくりの推進

- ・企業等との連携による健康支援の取組  
商工会議所や商工会等に働きかけ、中小事業所等における健康講座を行う。
- ・民間保険会社との連携による取組  
健診やがん検診、生活習慣病予防に関する啓発チラシを配布する。
- ・全国健康保険協会新潟支部との連携協定に基づく取組  
人工透析予防サポート事業等を実施する。

・健康づくりポイント事業

市民が自ら行う健康づくりに関する取組に対しポイントを付与し、市温浴施設等の入浴券又は地産地消推進の店の利用券を贈呈するほか、抽選でメイド・イン上越認証品の地場産品などを贈呈する。

(単位：人)

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
取組参加者	2,900	3,050

・健康DX事業

アプリ機能を通じて、マイナポータルの健診結果を活用した生活習慣病の進行度チェック及び生活習慣改善のアドバイスにより、市民自らが身体の状態を理解することにつなげる。また、楽しみながら継続してウォーキングや血圧、体重測定等のデータを管理し、より健康な状態で生活できるよう支援する。

(単位：人)

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
取組参加者	470	500

(8) 学校血液検査保健指導

小学5年生及び中学2年生並びにその保護者を対象に、養護教諭や栄養教諭等と連携しながら、食事や運動と血液の関係について学習する機会を通じ、自ら生活習慣の改善に取り組むことができるよう支援する。

(単位：校)

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
小学校	44	43
中学校	20	21

○健康づくり地域支援事業 468

【目的】

地域の健康課題を明らかにし、地域特性に合わせた健康づくり活動が主体的に行われるように、上越市第2次健康増進計画を踏まえた総合的な健康づくり施策を推進する。

【8年度目標】

健康づくりリーダー、食生活改善推進員及び運動普及推進員が主体的に健康づくり活動を推進できるよう支援する。

【実施内容】

- ・健康づくりリーダー等が地域の健康実態や課題を理解し、主体的に健康づくり活動を推進できるよう、市内30地区において健康づくり推進活動チーム研修会を年1回開催する。
- ・地域の健康づくりの担い手である食生活改善推進員及び運動普及推進員の会員増加を図るため、養成講座を開催するとともに推進員個々の知識の向上、育成を図るため、生活習慣病の重症化予防に向けた研修会を開催する。

<健康づくり推進活動チーム研修会>

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
回数(回)	29	29
参加者(人)	1,187	1,220

<食生活改善推進員及び運動普及推進員養成講座受講者>

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
食生活改善推進員(人)	34	35
運動普及推進員(人)	15	20

<食生活改善推進員研修会(育成研修会、地区別研修会)>

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
回数(回)	54	42
参加者(人)	640	390

※食生活改善推進員への育成研修会は、隔年実施のため令和8年度は実施しない。

<運動普及推進員研修会(育成研修会、地区別研修会)>

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
回数(回)	18	18
参加者(人)	248	250

○食生活改善事業 2,328

【目的】

市民が健康な体づくりのために、バランスの取れた食習慣の大切さを理解し、生活の中に取り入れることができるように、地域ごとの特徴や実情を踏まえた活動を支援することで、生活習慣病予防につなげる。

【8年度目標】

乳幼児の保護者及び健診結果説明会等の参加者が、子どもの発育・発達に合わせた食べ方や自分自身の身体に合った食べ方を理解し、食習慣を選択できるよう支援することで、適正体重の人の割合を増やす。

【実施内容】

(1) 生活習慣病予防教室

生活習慣病の発症と重症化予防のために、健診会場、健診結果説明会や町内健康講座等において、1日の食品目安量の展示や緑黄色野菜の摂取の勧め、減塩推進などを行い、参加者が自分自身の体の状態に合った食べ方を理解し、食生活の改善につながるよう支援する。

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
回数(回)	361	348
参加者(人)	16,000	16,000

(2) 元気っこ教室

幼児健診において、1日の食品の目安量の展示により、保護者が子どもの発育・発達に合った食べ方を実践できるように支援する。

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
回数(回)	108	96
参加者(人)	2,660	2,390

○身体機能維持支援事業 852

【目的】

市民が身体活動・運動の大切さを理解し、習慣付けるような行動変容を促すとともに、若い頃から自分の体に関心を持ち、身体活動の増加を図るよう意識付けることにより、生活習慣病の発症や身体機能の低下を予防する。

【8年度目標】

身体活動・運動普及活動の継続や健康づくりポイント事業及び健康DX事業により運動習慣のある人(※1、2)を増やす。

※1 市民健診受診者(18～39歳)で身体活動及び運動習慣のある人

※2 特定健診受診者(40～74歳)で身体活動及び運動習慣のある人

【実施内容】

(1) 体力測定活動

若い世代の市民が、将来に向けた生活習慣病の発症予防や筋力維持、筋力低下の予防に取り組めるよう、運動習慣の動機付けを行い支援する。

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
回数(回)	41	40
参加者(人)	1,225	1,300

(2) 運動普及活動

市民が適正体重の維持や運動の重要性、生活習慣病との関連について理解し、個々の身体状況及び生活に応じた身体活動・運動習慣の定着が図られるよう支援する。

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
回数(回)	111	112
参加者(人)	2,109	2,300

○地域独自の予算事業 1,025

・「こ食」解消で健康な身体づくり事業(中郷区)

「こ食」を解消し、健康な身体づくりに資するため、小・中学生を対象とした食育講話や食堂などを実施する。

実施主体：一般社団法人中郷区さとまる学校

歳出科目（P212～P213）	4款1項3目	予防費
-----------------	--------	-----

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
高齢者等予防接種事業	322,624	410,852	△88,228

主な財源		主な経費	
国庫支出金	49,954	給料	2,340
分担金及び負担金	57	職員手当等	710
諸収入	10	共済費	662
一般財源	272,603	役務費	2,951
		委託料	265,176
		補償、補填及び賠償金	49,954

### 【目的】

予防接種法に基づき、高齢者等の市民を対象に予防接種を実施し、疾病の発症や重症化を予防する。

### 【8年度目標】

定期接種対象者等に対し、広報上越や市ホームページ、委託医療機関を通じて予防接種に係る情報提供を行い、接種率の向上を目指す。

### 【実施内容】

#### (1) 季節性インフルエンザ（定期接種）

##### <標準量インフルエンザワクチン>

- ① 助成対象者 接種日時点の年齢が満65歳以上の人  
接種日時点の年齢が満60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害があり、かつ、身体障害者手帳1級に相当する人
- ② 接種方法 委託医療機関での個別接種
- ③ 接種期間 令和8年10月1日から令和9年3月31日まで
- ④ 接種回数 実施期間内で1回
- ⑤ 助成額 生活保護世帯の人 接種費用の全額5,435円  
(自己負担なし)  
生活保護世帯以外の人 接種費用の一部3,785円  
(自己負担額1,650円)

##### <高用量インフルエンザワクチン（追加）>

- ① 助成対象者 接種日時点の年齢が75歳以上の人
- ② 接種方法 委託医療機関での個別接種
- ③ 接種期間 令和8年10月1日から令和9年3月31日まで
- ④ 接種回数 標準量または高用量のいずれかを実施期間内で1回
- ⑤ 助成額 生活保護世帯の人 接種費用の全額（自己負担なし）  
生活保護世帯以外の人 接種費用の一部（自己負担あり）

## (1)の接種率の見込み・計画

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
対象者数(人)	64,611	64,869
接種者数(人)	37,202	41,060
接種率(%)	57.6	63.3

## (2) 新型コロナワクチン(定期接種)

- ① 助成対象者 接種日時点の年齢が満65歳以上の人  
接種日時点の年齢が満60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害があり、かつ、身体障害者手帳1級に相当する人
- ② 接種方法 委託医療機関での個別接種
- ③ 接種期間 令和8年10月1日から令和9年3月31日まで
- ④ 接種回数 実施期間内で1回
- ⑤ 助成額 生活保護世帯の人 接種費用の全額(自己負担なし)  
・コミナティ、ダイチロナ、ヌバキソビット 15,637円  
・コスタイベ 14,537円  
・スパイクバックス 13,327円  
生活保護世帯以外の人 接種費用の一部(自己負担額6,000円)  
・コミナティ、ダイチロナ、ヌバキソビット 9,637円  
・コスタイベ 8,537円  
・スパイクバックス 7,327円

## ⑥ 接種率の見込み・計画

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
対象者数(人)	64,611	64,869
接種者数(人)	6,577	8,830
接種率(%)	10.2	13.6

## (3) 带状疱疹ワクチン(定期接種)

- ① 助成対象者 令和8年度に65歳になる人  
接種日時点の年齢が満60歳以上65歳未満で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害がある人  
令和8年度末時点の年齢が65歳を超える人については、5年間の経過措置として、5歳年齢ごと(70、75、80、85、90、95、100歳)の人
- ② 接種方法 委託医療機関での個別接種
- ③ 接種期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- ④ 接種回数 実施期間内で生ワクチンは1回、組換えワクチンは2回

- ⑤ 助成額 生活保護世帯の人 接種費用の全額（自己負担なし）  
 ・生ワクチン 8,487円  
 ・組換えワクチン 20,785円／回  
 生活保護世帯以外の人 接種費用の一部（自己負担あり）  
 ・生ワクチン 3,537円（自己負担額4,950円）  
 ・組換えワクチン 2,635円／回（自己負担額18,150円／回）
- ⑥ 個別通知 助成対象者に対して、個別通知を実施する。
- ⑦ 接種率の見込み・計画

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
対象者数(人)	13,675	13,740
接種者数(人)	3,342	4,130
接種率(%)	24.4	30.0

(4) 肺炎球菌感染症（定期接種）

- ① 助成対象者 接種日時点の年齢が65歳の人  
 接種日時点の年齢が満60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害があり、かつ、身体障害者手帳1級に相当する人
- ② 接種方法 委託医療機関での個別接種
- ③ 接種期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- ④ 接種回数 生涯で1回
- ⑤ 助成額 生活保護世帯の人 接種費用の全額8,266円（自己負担なし）  
 生活保護世帯以外の人 接種費用の一部3,546円  
 （自己負担額4,720円）
- ⑥ 個別通知 助成対象者に対して、個別通知を実施する。
- ⑦ 接種率の見込み・計画

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
対象者数(人)	2,369	2,364
接種者数(人)	523	411
接種率(%)	22.1	17.4

- ⑧ その他 令和8年度から使用ワクチンが変更されることから、助成額及び自己負担額が変更となる予定

※上記(1)～(4)の定期接種に係る接種費用は令和7年度の実施単価で積算しており、令和8年度の接種費用は、B類疾病の位置付けを踏まえ国が示す標準的な接種費用を基に県医師会において決定される県内統一の接種費用を基に決定するため、助成額及び自己負担額が変更になる場合がある。

(5) 風しんの追加的対策に係る予防接種（定期接種）

- ① 対象者 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性であって、令和6年度末までに抗体検査を実施した結果、抗体価が基準値未満であり、かつ接種を受けられなかった人

- ② 接種方法 委託医療機関での個別接種
- ③ 接種期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- ④ 自己負担金 なし
- ⑤ 接種者数 38人(計画数)

(6) 大人の風しん予防接種(任意接種)

- ① 対象者 市内に住所を有し、風しん抗体価が基準値未満で、次のアからウのいずれかに該当する人
  - ア 妊娠を希望する女性
  - イ 風しん抗体価が基準値未満である妊娠を希望する女性の夫又は同居者
  - ウ 風しん抗体価が基準値未満である妊婦の夫又は同居者
- ② 実施方法 委託医療機関での個別接種
- ③ 実施期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- ④ 助成額 風しん単独：4,000円、麻しん風しん混合：6,000円
- ⑤ 接種者数 160人(計画数)

(7) 予防接種補償金

予防接種健康被害救済制度に基づき、予防接種健康被害認定者への給付を行う。

歳出科目（P212～P213）	4款1項3目	予防費
-----------------	--------	-----

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
歯科保健事業	11,005	11,814	△809

主な財源		主な経費	
国庫支出金	2,124	報酬	487
県支出金	2,249	委託料	4,475
一般財源	6,632	需用費	115
		役務費	1,692
		負担金補助及び交付金	4,125

### 【目的】

上越市第2次歯科保健計画に基づき、生涯を通じて歯や口腔の健康状態を保ち、生活の質（QOL）を維持・向上させるため、歯科疾患の発症予防及び重症化予防の取組を推進する。

### 【8年度目標】

生涯を通じて歯科疾患を予防するため、定期的な歯科健康診査の必要性について啓発し、成人歯科健康診査の受診率向上を目指す。

### 【実施内容】

#### (1) 歯科健康診査事業

##### ① 歯科医院やイベントで行う歯科健康診査

成人歯科健康診査業務委託のほか、歯と口の健康週間に、お口の健康フェスタを開催し、歯科健康診査やブラッシング指導等を行う。

事業名	対象者
成人歯科健康診査業務委託	令和8年度末の年齢が20歳、30歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の人 妊婦とその夫
歯と歯ぐきの健康診断	お口の健康フェスタ参加者

<事業内訳>

(単位：%)

区分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
成人歯科健康診査 受診率	5.7	6.5

##### ② 受診率向上に向けた取組

- ・広報上越、市ホームページ及び市公式SNS等を活用した周知を行うとともに、ナッジ理論を活用した個別通知を行う。
- ・健康づくりポイント事業の活用により歯科健康診査受診者の増加を図る。
- ・母子健康手帳交付時や民間保険会社との連携協定により、歯科健康診査の受診の必要性について啓発を行う。
- ・歯科医療機関に歯科健診受診勧奨ポスターを掲示する。

(2) 健康教育・健康相談

① すくすく赤ちゃんセミナーにおける啓発

妊娠期における歯周病が早産や低出生体重児のリスクとなることから、口腔ケアの必要性等を伝え、歯周病予防の意識付けを行う。

② 歯周病予防講座

保育園等において、歯周病の予防効果がある若い世代を対象に歯科衛生士による講話を行い、歯や口腔の健康管理の実践につなげる。

③ 高校生を対象とした歯肉炎予防講座

かかりつけ歯科医への定期的な通院の習慣化や、規則的な生活リズムと食習慣の形成、口腔ケアの定着を図るため、歯科衛生士による講話を実施する。

④ 地区の健康講座や健診結果説明会等における啓発

成人歯科健康診査事業や健康講座など様々な機会を通じ、歯周病と全身疾患との関連や、定期的な歯科健康診査や歯・口腔ケアの必要性等について啓発を行う。

(3) 障がい者歯科診療センター負担金

上越歯科医師会が運営する休日歯科・障がい者歯科診療センターにおける障害のある人の診療体制を確保するため、妙高市及び糸魚川市とともに負担金を交付する。

歳出科目（P212～P213）	4款1項3目	予防費
-----------------	--------	-----

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
こころの健康づくり推進事業	142	215	△73

主な財源		主な経費	
県支出金	62	報償費	110
一般財源	80	旅費	8
		需用費	7
		負担金補助及び交付金	17

### 【目的】

上越市第2期自殺予防対策推進計画に基づき、精神保健や自殺予防対策に対する正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、地域や関係機関とのネットワークによる「気づき・傾聴・つなぐ・見守る」体制づくりなど、自殺予防対策を総合的に推進し、自殺者の減少を図る。

### 【8年度目標】

- ・地域の実態を踏まえた健康講座等の啓発活動を実施し、地域で自殺予防に取り組む必要性や相談窓口の周知を図る。
- ・自殺予防に関わる支援者や関係機関と連携を図り、自殺リスクのある人を早期に発見し、適切な支援につなげる。

### 【実施内容】

#### (1) 自殺予防の啓発活動

- ・自殺予防や相談窓口の周知を図るため、地域自治区を基本とした30地区での「気づき・傾聴・つなぐ・見守る」体制づくり活動を行うとともに、関係機関と連携しながら町内会や企業、高校等においてメンタルヘルズ講座等の啓発活動を実施する。
- ・商工会議所等を通じて働き盛り世代に向けた相談窓口等の情報発信を行う。
- ・広報上越、市ホームページ及び市公式SNS等を活用し、相談窓口の周知を行う。

#### (2) 相談支援

悩みを抱える人に対して電話や面談、家庭訪問による相談を行うとともに、自殺のリスク判断を行い、必要に応じて関係機関につなげる等適切な支援を行う。

#### (3) 支援者との連携、研修会の開催

- ・地域や行政の関係機関が自殺の実態を共有し、自殺予防に向けた取組について協議するため、上越市自殺予防対策連携会議を開催する。
- ・上越保健所や上越地域いのちとこころの支援センターと連携しながら、自殺予防に関わる地域の支援者に向けた研修会を開催する。

提出課	福祉課
-----	-----

歳出科目 (P 212～P 215)	4 款 1 項 4 目	環境衛生費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
斎場管理運営費	141,888	118,488	23,400

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	33,364	需用費	38,420
財産収入	52	役務費	102
諸収入	198	委託料	94,115
一般財源	108,274	使用料及び賃借料	1,640
		負担金補助及び交付金	
			7,611

### 【目的】

上越斎場及び頸北斎場を効率的かつ安定的に管理運営し、快適な利用環境を維持するとともに、公衆衛生の保持につなげる。

### 【実施内容】

- (1) 上越斎場 104,998

<主な経費の内容>

- ・光熱水費 25,362
- ・火葬等業務委託料、火葬炉保守点検委託料等 77,134
- ・その他（機械借上等） 2,502

- (2) 頸北斎場 29,279

<主な経費の内容>

- ・光熱水費、燃料費 5,306
- ・火葬等業務委託料、火葬炉保守点検委託料等 16,981
- ・その他（修繕料等） 6,992

- (3) 経塚斎場使用料補助金 7,611

斎場使用料の均衡を図るため、経塚斎場を使用する中郷区及び板倉区の住民に補助金を交付する。

歳出科目 (P214~P215)	4款1項4目	環境衛生費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
霊園管理運営費	994	884	110

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	691	需用費	79
諸収入	10	役務費	20
一般財源	293	委託料	878
		使用料及び賃借料	17

### 【目的】

柿崎区、大潟区、中郷区及び板倉区における公設霊園の適正な管理を行い、公衆衛生を保持する。

### 【実施内容】

- (1) 霊園の墓地使用及び墳墓の設置等の許可
- (2) 施設内の草刈り、清掃等の維持管理業務

#### <施設概要>

区分	柿崎霊園	大潟霊園	中郷霊園	釜塚共同墓地
供用開始日	平成16年7月	平成6年1月	平成2年12月	昭和60年7月
墓地区画数	4㎡：33区画 6㎡：40区画	4㎡：189区画	4㎡：36区画 6㎡：112区画	12㎡：25区画
使用区画数	67区画	186区画	139区画	20区画
永代使用料	4㎡：300,000円 6㎡：450,000円	4㎡：350,000円	4㎡：136,000円 6㎡：204,000円	12㎡：40,000円
管理形態	直営	直営	直営	指定管理
付帯施設	トイレ1棟 給水施設1か所 外灯2基	トイレ(物置)1棟 給水施設2か所 外灯2基	トイレ1棟 東屋1棟 給水施設1か所 外灯2基	なし
事業費	51	401	542	-

※使用区画数は令和8年1月1日現在の区画数

提出課	地域医療推進課
-----	---------

歳出科目 (P214~P215)	4款1項5目	診療所費
------------------	--------	------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
中ノ俣診療所管理運営費	12,398	12,125	273

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	2,029	報酬	5,377
県支出金	5,136	職員手当等	537
諸収入	452	共済費	444
一般財源	4,781	需用費	2,062
		委託料	3,367
		使用料及び賃借料	213

### 【目的】

中ノ俣、上綱子地区における地域住民の健康保持・増進及び医療不安の軽減を図る。

### 【実施内容】

中ノ俣診療所を開設するとともに、市街地の医療機関への通院を支援する。

#### (1) 中ノ俣診療所の開設 9,259

- ① 診療日 毎週木曜日（午後1時から午後3時まで）
- ② 診療科目 内科、小児科
- ③ 運営形態 直営
- ④ 事業費及び診療状況（計画）

区分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
事業費（千円）	8,712	9,259
診療日数（日）	48	47
延べ患者数（人）	250	250
1日平均（人）	5.2	5.3

#### (2) 市街地への通院支援車運行 3,139

- ① 対象地区 中ノ俣、上綱子地区
- ② 運行日 毎週火曜日及び金曜日
- ③ 定員 1回につき9人まで
- ④ 運行形態 業務委託

⑤ 事業費及び運行状況（計画）

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
事業費（千円）	2,056	3,139
運行数（回）	88	97
延べ利用者数（人）	122	150
1回平均（人）	1.4	1.5

歳出科目（P216～P217）	4款1項5目	診療所費
-----------------	--------	------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
大島診療所管理運営費	29,496	31,538	△2,042

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	18,511	報酬	4,419
県支出金	6,672	職員手当等	1,285
諸収入	4,313	共済費	1,043
		需用費	16,586
		委託料	3,632
		使用料及び賃借料	1,691

### 【目的】

大島区における地域住民の健康保持・増進及び医療不安の軽減を図るとともに、市内の病院との連携により地域医療を確保する。

### 【実施内容】

- (1) 診療日 月曜日から木曜日まで及び土曜日（水曜日及び土曜日は午前のみ）
- (2) 診療科目 内科、外科、小児科
- (3) 運営形態 直営
- (4) 事業費及び診療状況（計画）

区分	令和7年度 （見込み）	令和8年度
事業費（千円）	29,446	29,496
診療日数（日）	233	242
延べ患者数（人）	2,826	2,826
1日平均（人）	12.1	11.7

歳出科目 (P216～P217)	4款1項5目	診療所費
------------------	--------	------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
清里歯科診療所管理運営費	17,032	18,678	△1,646

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	16,200	需用費	150
諸収入	30	役員費	7
一般財源	802	委託料	7,008
		備品購入費	147
		負担金補助及び交付金	
			9,720

### 【目的】

清里区における歯科医療の提供を通して、地域住民の健康保持・増進及び医療不安の軽減を図る。

### 【実施内容】

- (1) 診療日 月曜日、火曜日、水曜日、金曜日及び土曜日（土曜日は午前のみ）
- (2) 診療科目 歯科
- (3) 運営形態 業務委託
- (4) 事業費及び診療状況（計画）

区分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
事業費（千円）	16,801	17,032
診療日数（日）	235	244
延べ患者数（人）	2,855	2,855
1日平均（人）	12.1	11.7

歳出科目（P216～P217）	4款1項5目	診療所費
-----------------	--------	------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
安塚診療所管理運営費	31,349	32,310	△961

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	22,139	給料	7,126
財産収入	162	職員手当等	2,493
諸収入	5,048	共済費	2,099
市債	4,000	需用費	5,126
		委託料	6,024
		備品購入費	4,015

### 【目的】

安塚区における地域住民の健康保持・増進及び医療不安の軽減を図るとともに、市内の病院との連携により地域医療を確保する。

### 【実施内容】

- (1) 診療日 月曜日から土曜日まで（第2・4・5水曜日と土曜日は午前のみ）
- (2) 診療科目 外科・呼吸器科・内科・整形外科
- (3) 運営形態 直営
- (4) 事業費及び診療状況（計画）

区分	令和7年度 （見込み）	令和8年度
事業費（千円）	31,631	31,349
診療日数（日）	253	269
延べ患者数（人）	5,051	5,051
1日平均（人）	20.0	18.8

歳出科目（P218～P219）	4款1項7目	休日・夜間診療所費
-----------------	--------	-----------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
休日・夜間診療所管理運営費	159,248	138,367	20,881

主な財源		主な経費	
分担金及び負担金	3,867	繰入金	20,619
使用料及び手数料	87,195	諸収入	1
県支出金	18,795	一般財源	28,771
		報酬	58,051
		需用費	16,954
		委託料	25,742
		使用料及び賃借料	1,934
		負担金補助及び交付金	54,639

病院等の診療時間外における一次救急医療機関として市民の受診機会を確保するとともに、二次救急病院の救急医療の負荷を軽減し、休日や夜間においても安心して受診できる環境を確保する。

[充]○休日・夜間診療所運営事業 104,609

【目的】

年間を通じて休日・夜間診療所を開設し、平日夜間や休日等に診療が必要となった軽症患者に、一次救急医療を提供する。

【実施内容】

(1) 診療科目及び診療時間

区分	内科・小児科		外科
	昼間	夜間	昼間
平日	—	19時30分～22時	—
土曜日	—	16時～21時	—
日曜日・祝日等	9時～21時		9時～16時

(2) 延べ患者数 (単位：人)

区分	令和7年度 (見込み)		令和8年度	
	延べ患者数	1日平均	延べ患者数	1日平均
平日	833	3.4	833	3.4
土曜日	727	14.5	727	14.5
日曜日・祝日等	5,433	75.5	5,433	74.4
合計	6,993	20.9	6,993	19.2

## (3) 診療体制

(単位：人)

区 分		医 師		薬剤師	放射線 技師	看護師	事務員 (委託)
		内科・小児科	外科				
平日		1	-	1	-	1	2
土曜日		1	-	1	-	2	2
日曜日・祝 日・8/15	昼間	1	1	1	1	3	3~4
	夜間	1	-	1	-	2	2
GW・年末年 始・感染症流 行期	昼間	2	1	2	1	4~5	4~5
	夜間	1	-	1	-	2	3

- ・ゴールデンウィーク（5月3日から5月6日まで）、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）及び例年の感染症流行期（12月中旬から3月下旬の日曜日・祝日）においては、医師、薬剤師、看護師をそれぞれ増員し、2診体制により対応する。
- ・8月15日は9時から21時まで内科・小児科1診、9時から16時まで外科1診で診療を行う。
- ・混雑が見込まれる感染症流行期や年末年始等に従来の対面診療に加え、内科のオンライン診療を行う。

## (4) その他の実施内容

- ・医療機関の適正受診に関する啓発
- ・運営委員会の開催（年2回）

## (5) 主な経費の内容

- ・出務者報酬（医師、薬剤師、放射線技師、看護師） 57,921
- ・医薬材料費（医薬品、医薬消耗品） 15,890
- ・委託料（窓口受付・会計事務委託、駐車場除排雪委託、オンライン診療業務委託ほか） 24,312

○休日歯科診療センター運営事業負担金 6,766

## 【目的】

年間を通じて休日歯科診療センターを開設し、市民の休日における歯科医療への不安を軽減する。

## 【実施内容】

## (1) 休日歯科診療センター運営事業負担金

## ① 令和6年9月から令和7年8月までの間の利用者数に応じて3市が負担

区 分	上越市	妙高市	糸魚川市	合 計
利用者数（人）	308	34	23	365
負担割合（%） （利用割合）	84.4	9.3	6.3	100.0
負担額（千円）	6,766	746	505	8,017

② 診療日数及び延べ患者数

区 分	令和7年度（見込み）		令和8年度	
	診療日数（日）	延べ患者数（人）	診療日数（日）	延べ患者数（人）
日曜日・祝日等	73	352	73	342

(2) 負担額の内訳

（単位：千円）

区 分	令和7年度	令和8年度
運営費	5,590	5,254
医療機器更新費	1,253	-
上越保健センター貸付料及び光熱水費	1,350	1,512
合 計	8,193	6,766

○病院群輪番制運営事業負担金・補助金 47,873

【目的】

年間を通じて平日夜間や休日等における二次救急医療体制を安定的に確保する。

【実施内容】

(1) 輪番制参加病院…県立中央病院、県立柿崎病院、県立妙高病院、上越総合病院、けいなん総合病院、上越地域医療センター病院

(2) 病院群輪番制運営事業負担金・補助金

① 補助金交付対象病院(交付額)…上越総合病院（14,623）、けいなん総合病院（9,631）

② 負担金交付対象病院(交付額)…上越地域医療センター病院（4,824）

[新](3) 病院群輪番制病院設備整備事業補助金

補助金交付対象病院(交付額)…上越総合病院（18,795）

・県の医療施設等設備整備費補助金を活用し、輪番制参加病院の医療機器の更新等を支援する。

(4) 輪番制参加病院の診療時間外における延べ救急患者数

（単位：人）

区 分	令和7年度 （見込み）	令和8年度
自主来院	10,394	11,339
救急搬送	6,126	6,683
合 計	16,520	18,022

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第 6 号
提 出 課	国保年金課

## 令和 8 年度上越市国民健康保険特別会計予算の概要

### 1 事業の目的

被用者保険等に参加していない 75 歳未満の市民を対象とする国民健康保険事業を的確に運営し、加入者に対して必要な保険給付を行うとともに、特定健康診査等を実施し、加入者の健康維持・増進を図る。

### 2 事業の概要

#### (1) 国民健康保険税

- ・国民健康保険税は、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、保険者は国民健康保険税を世帯主から徴収することとされている。また、公費を除く国保事業の財源は、原則として国民健康保険税で賄うこととされている。
- ・子ども・子育て支援制度の創設に伴い、加入している医療保険を通じて子ども・子育て支援金を納付することになるため、支援納付金を賦課する。
- ・令和 8 年度の税率は、保険給付費の推移や収納率などを基に算定した結果、財政調整基金を活用した上で、子ども・子育て支援納付金分を含む 1 人当たり保険税調定額を令和 7 年度と同額程度（令和 7 年度見込み：98,164 円、令和 8 年度：98,338 円）とする。
- ・被用者保険の適用の拡大などの動向を踏まえ、被保険者数を 27,757 人と推計し、国民健康保険税の予算額を 27 億 2,047 万円、対前年度比 2 億 504 万円の増と見込んだ。

#### (2) 保険給付

- ・保険給付費は、診療報酬単価の改定等に伴い 1 人当たり給付費の増加が見込まれるが、被保険者数の減少により、対前年度比 3.0%減の 115 億 5,862 万円とした。
- ・保険給付については、法に基づき給付が必要な被保険者に対して保険給付を行うとともに、レセプトの点検や交通事故等の第三者行為による求償等を適切に行うことで、保険給付の適正化に努める。

#### (3) 保健事業

- ・保健事業は、第 3 期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第 4 期特定健康診査等実施計画に基づく事業を実施し、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図ることで国民健康保険財政の健全化を目指す。
- ・特定健康診査受診率の維持向上に向け、令和 7 年度の特定健康診査受診者には、市があらかじめ令和 8 年度の健診日時・会場を指定し案内するほか、過去 3 年間に人間ドックの受診歴がある人への受診勧奨や自発的に望ましい行動を選択するよう促すナッジ理論を活用した健診未受診者への受診勧奨案内の送付等の取組を行う。
- ・高血圧や糖尿病等の生活習慣病の発症及び重症化を予防するため、特定健康診査を受診した人が、健診結果に基づいた生活習慣を選択・実践できるよう保健指導を行う。

### 3 令和8年度当初予算

#### (1) 予算額内訳

##### ○歳入

(単位：千円)

区 分	令和7年度 当初予算	令和8年度 当初予算	比較増減
1 国民健康保険税	2,515,422	2,720,470	205,048
現年分	2,427,374	2,628,576	201,202
滞納繰越分	88,048	91,894	3,846
2 使用料及び手数料	45	35	△10
3 国庫支出金	2,421	1	△2,420
4 県支出金	12,163,517	11,807,394	△356,123
普通交付金	11,896,185	11,549,619	△346,566
特別交付金	267,331	257,774	△9,557
保険者努力支援分	96,264	96,263	△1
特別調整交付金分	66,654	55,485	△11,169
県繰入金分	51,481	51,132	△349
特定健診等負担金分	52,932	54,894	1,962
財政安定化基金交付金	1	1	0
5 財産収入	192	1,270	1,078
6 繰入金	1,315,685	1,099,078	△216,607
一般会計繰入金	1,087,434	1,015,339	△72,095
基金繰入金	228,251	83,739	△144,512
7 繰越金	148,395	117,906	△30,489
8 諸収入	51,153	47,287	△3,866
9 市債	1	1	0
合 計	16,196,831	15,793,442	△403,389

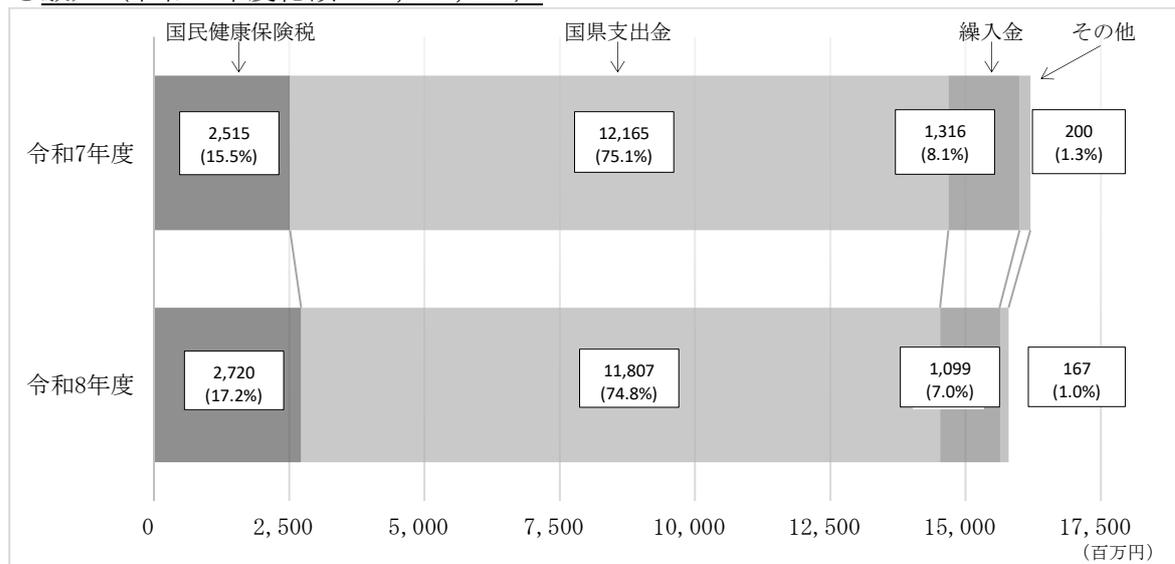
##### ○歳出

(単位：千円)

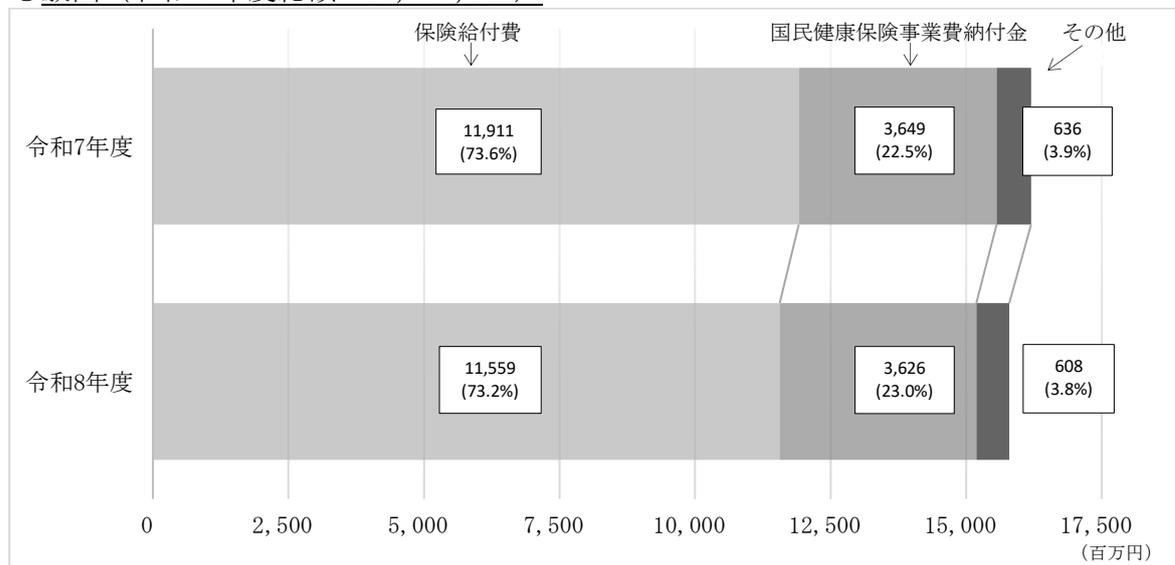
区 分	令和7年度 当初予算	令和8年度 当初予算	比較増減
1 総務費	195,296	182,883	△12,413
2 保険給付費	11,911,596	11,558,625	△352,971
療養諸費	11,833,707	11,489,252	△344,455
その他	77,889	69,373	△8,516
3 国民健康保険事業費納付金	3,649,060	3,626,491	△22,569
4 財政安定化基金拠出金	1	1	0
5 保健事業費	206,321	200,565	△5,756
6 基金積立金	74,360	60,224	△14,136
7 公債費	1	1	0
8 諸支出金	130,196	134,652	4,456
9 予備費	30,000	30,000	0
合 計	16,196,831	15,793,442	△403,389

(2) 予算額構成比

○歳入 (令和8年度総額 15,793,442)



○歳出 (令和8年度総額 15,793,442)



※端数処理のため、合計とその内訳が一致しない場合がある。

(3) 一般会計からの繰入金

(単位：千円)

内 訳		令和7年度 (見込み)	令和8年度
法定内繰入	保険基盤安定繰入金	737,018	697,021
	未就学児均等割保険料繰入金	3,302	2,911
	職員給与費等繰入金	192,069	182,094
	出産育児一時金等繰入金	15,334	0
	財政安定化支援事業繰入金	138,330	132,221
	産前産後保険料繰入金	1,381	1,092
合 計		1,087,434	1,015,339

※出産育児一時金等繰入金は、令和7年度をもって終了

(4) 国民健康保険特別会計財政調整基金の状況 (単位：千円)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (見込み)	令和8年度
基金繰入金 (取崩し)	53,719	113,231	226,613	0	83,739
基金積立金 (積立て)	56,345	5,184	70,490	108,260	60,224
年度末基金残高	915,188	807,141	651,018	759,278	735,763

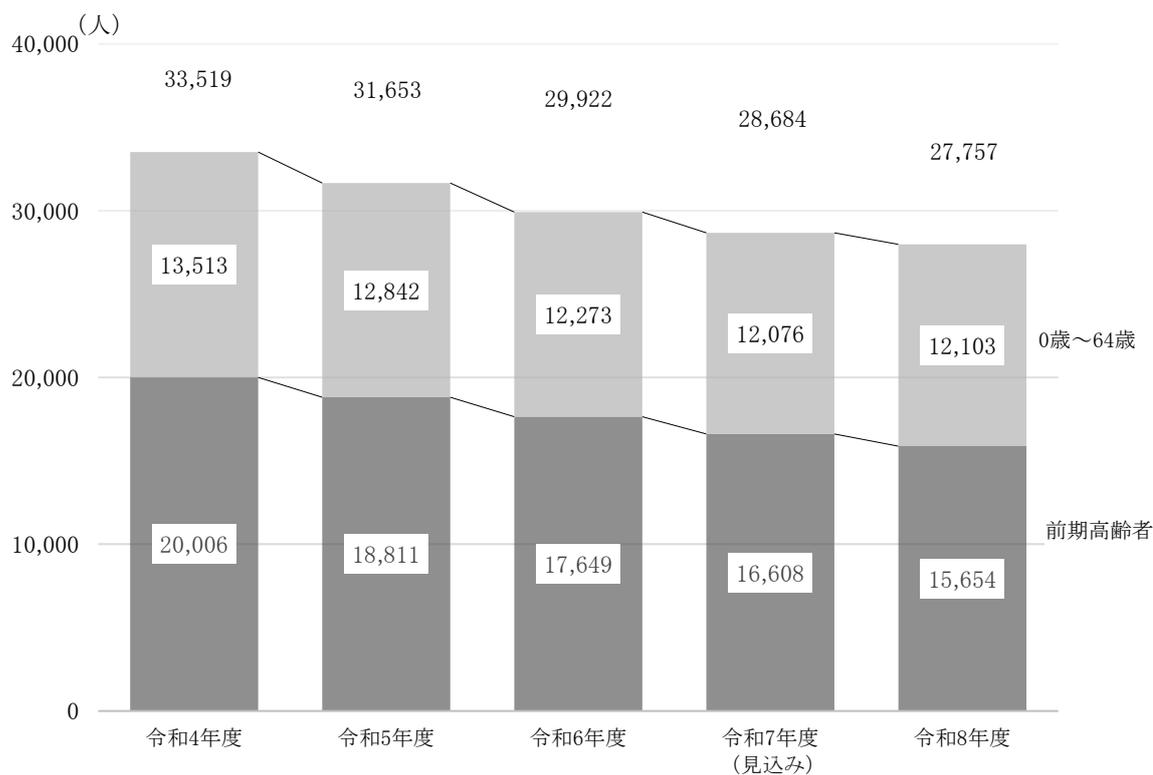
※ 「年度末基金残高」は前年度の「年度末基金残高」から「基金繰入金 (取崩し)」を減じ、「基金積立金 (積立て)」を加えた額

4 加入者 (被保険者) 等の推移

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (見込み)	令和8年度
加入世帯数 (世帯)	22,550	21,656	20,788	20,148	19,577
被保険者総数 (人)	33,519	31,653	29,922	28,684	27,757
前期高齢者 (65歳～74歳) (人)	20,006	18,811	17,649	16,608	15,654
国保加入率 (%)	18.1	17.3	16.6	16.1	15.6

※ 加入世帯数、被保険者数は3月末から翌年2月末までの年間平均

※ 国保加入率は、被保険者総数を12月31日現在の住民基本台帳人口で除した。



## 5 令和8年度に予定する国民健康保険制度の改正内容

### (1) 課税限度額の見直し

国民健康保険税の医療給付費分（基礎課税分）に係る課税限度額を66万円から67万円に引き上げ、子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額を3万円とする。

区 分	現行の要件	改正後の要件
医療給付費分（基礎課税分）	66万円	67万円
後期高齢者支援金等分	26万円	26万円
介護納付金分	17万円	17万円
子ども・子育て支援納付金分	—	3万円
合 計	109万円	113万円

<令和8年度税率における限度超過世帯数・影響見込額>

区 分	現行の要件	改正後の要件	影響見込額
医療給付費分（基礎課税分）	193世帯	187世帯	△190万円
子ども・子育て支援納付金分	—	167世帯	415万円

※ 令和7年12月時点での試算

### (2) 保険税の軽減判定所得基準額の見直し

国民健康保険税の均等割額及び平等割額の法定軽減のうち、5割軽減及び2割軽減に係る軽減判定所得基準額を見直すもの

<保険税の軽減判定所得基準額>

軽減割合	現行の要件	改正後の要件
7割	基礎控除（43万円） +10万円×（給与所得者等の数-1）以下	変更なし
5割	43万円+（30.5万円×被保険者数） +10万円×（給与所得者等の数-1）以下	43万円+（31万円×被保険者数） +10万円×（給与所得者等の数-1）以下
2割	43万円+（56万円×被保険者数） +10万円×（給与所得者等の数-1）以下	43万円+（57万円×被保険者数） +10万円×（給与所得者等の数-1）以下

※ 給与所得者等とは、被保険者及びその属する世帯の世帯主のうち、給与収入額（専従者給与を除く）が55万円を超える者、又は公的年金等の収入額が65歳未満で60万円を、65歳以上で125万円を超える者をいう。

※ 波線部は、給与所得者等の数が2以上の場合に計算する。

<令和8年度税率における軽減対象世帯数・影響見込額>

軽減割合	現行の要件	改正後の要件	影響見込額
5割	5,204世帯	5,299世帯	96万円
2割	3,906世帯	3,921世帯	6万円

※ 令和7年12月時点での試算

※ (1)及び(2)については、地方税法等の一部を改正する法律が国会で成立し、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布された後、速やかに国民健康保険税条例を改正する予定である。

## 6 国民健康保険税

### (1) 保険税率

(単位：％、円)

区 分	保険税率・額				1人当たり 調定額
	所得割率	均等割額	18歳以上 均等割額	平等割額	
医療給付費分（基礎課税分）	6.90	20,000	—	22,000	65,860
後期高齢者支援金等分	2.43	10,700	—	—	22,367
介護納付金分	2.33	13,800	—	—	7,301
子ども・子育て支援納付金分	0.29	1,500	48	—	2,810
合 計	—	—	—	—	98,338

【参考】令和7年度1人当たり調定額合計98,164円（見込み）

### (2) 収納対策

#### ① 収納体制

- ・納入促進員を配置し、きめ細かな臨戸訪問を実施する。
- ・新潟県地方税徴収機構との連携による収納を実施する。
- ・予定収納率96.3%（現年度分）

#### ② 納税相談の実施と柔軟な対応

- ・年度始め及び年末の休日に納付受付を行う。
- ・収納課が行う一斉催告後、国保年金課において電話催告を行う。
- ・特別療養費の支給対象となる滞納者に対しては、家庭状況や就労状況等の事情を聴き取り、納税計画の作成や分割納付の相談に応じるなど、個別に柔軟な対応を行う。
- ・窓口納付のほか、口座振替、コンビニエンスストア決済、スマートフォンアプリ決済、二次元コードを用いた決済やクレジットカード決済等共通納税システムを介した納付方法により、納税者の利便性の向上を図り、収納率の向上を目指す。

## 7 保険給付

### (1) 保険給付費と1人当たり保険給付費

#### ① 保険給付費

(単位：千円)

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
総 額	11,415,332	11,489,252
前期高齢者（65歳～74歳）	7,453,090	7,400,625

※ 審査費、出産育児一時金、葬祭費及び傷病手当金を含まない。

#### ② 1人当たり保険給付費

(単位：円)

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
総 額	397,969	413,923
前期高齢者（65歳～74歳）	448,765	472,763

※ 審査費、出産育児一時金、葬祭費及び傷病手当金を含まない。

(2) 出産育児一時金【1件当たり50万円（産科医療補償制度活用時）】

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
給付件数	36件	36件
給付総額	18,000千円	18,000千円

※ 給付総額には、出産育児一時金審査委託料を含まない。

(3) 葬祭費（1件当たり5万円）

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
給付件数	270件	280件
給付総額	13,500千円	14,000千円

(4) 医療費通知 2,902

被保険者に対し、健康の大切さや自身の健康管理への意識の向上を図るとともに、医療費の実態を理解していただくため、医療費通知を送付する。

区 分	内 容
発行回数	年1回（1月）
通知内容	受診年月、受診者氏名、医療機関等の名称、入院・通院・歯科・薬局の別、日数、医療費の総額、国民健康保険の負担額、公費等の負担額、患者負担額
発送数	21,999件（見込み）

※ 令和7年度見込み：21,098件

(5) ジェネリック医薬品の利用促進 311

① ジェネリック医薬品差額通知 157

ジェネリック医薬品に対する理解の向上及び利用促進を目的に、ジェネリック医薬品のある先発医薬品が処方されている被保険者に対し、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担の削減効果額を試算したお知らせを送付する。

区 分	内 容
発行回数	年1回（1月）
通知内容	医薬品名、自己負担額、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に削減される自己負担額
抽出条件	・先発医薬品に対応するジェネリック医薬品があること ・ジェネリック医薬品に切り替えた場合、差額の合計が100円以上で投与期間が14日以上であること等（腫瘍用薬・精神神経用剤を除く）
発送数	838件（見込み）

※ 令和7年度見込み：838件

② ジェネリック医薬品希望シールの配付 154

お薬手帳や資格確認書にシールを貼付することで、被保険者がジェネリック医薬品を希望していることを医療機関や薬局等に意思表示ができるよう、資格確認書の年次更新時にあわせて配付する。

区 分	内 容
配付回数	年 1 回 (7 月)
シールの内容	・ジェネリック医薬品を希望することが記載されたシール ・1枚のシールにお薬手帳用シール4枚、資格確認書用シール8枚
配付数	5,400枚(見込み)

※ 令和7年度見込み：5,277枚(資格確認書に同封)

## 8 保健事業

(1) 特定健康診査 145,422

被保険者の健康の維持増進と予防可能な糖尿病、高血圧、脂質代謝異常症、肥満等の生活習慣病有病者・予備群の減少に向け、特定健康診査を実施する。

対象者	20,025人(40歳以上の被保険者のうち施設入所者等を除く)
目標受診率	53.1%(法定報告値)
自己負担金	1,500円(40歳、50歳、60歳及び70歳以上は無料)
検査項目	腹囲測定、心電図検査、眼底検査、問診、理学的検査、身長・体重・BMI測定、血圧測定、尿検査、脂質検査、肝機能検査、貧血検査、※腎機能検査、※血糖検査、※血清尿酸検査 (※は、市独自でクレアチニン検査、尿素窒素、HbA1c検査及び血清尿酸検査を実施)

- ・目標受診率については、第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)で設定した数値で、年度途中の国保脱退、加入者を除く法定報告値(毎年12月頃に前年度の数値が確定する)

(単位：%)

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画目標値	48.5	51.4	52.3	53.1
法定報告値	53.4	53.2	53.2(見込み)	—

① 受診率の維持向上に向けた取組

- ・令和7年度に特定健康診査を受診した被保険者に対して、市があらかじめ健診日時・会場を指定し、通知する。
- ・国保の加入手続が増加する4月の繁忙期を中心に、窓口で健診予約システムを活用した受診勧奨を実施する。
- ・自発的に望ましい行動を選択するよう促すナッジ理論を活用し健診未受診者に受診勧奨案内を送付するとともに、保健師や栄養士から未受診者への個別連絡や健康講座等による受診勧奨を実施する。
- ・特定健康診査は医療機関で治療中の人も対象になるため、各医療機関に対して診療情報の提供を依頼するとともに、受診率向上に向けた協力を要請する。
- ・えちご上越農業協同組合が斡旋する健診の受診者の重症化予防を図るため、市へ健診結果(データ)の提供を働きかけるとともに、保健指導を実施する。
- ・受診機会を確保し、受診しやすい環境を整備するため、土曜日健診、がん検診との同日実施を行う。

② 受診環境の改善に向けた取組

- ・受診時の暑さ対策のため、地区健（検）診の日程を見直す。

(2) 特定保健指導 11,761

自らの健康課題を認識し、主体的に生活習慣の見直しに取り組み、継続して自己管理を行うことで生活習慣病の予防や健康的な生活を維持できるよう、国の基準により、「動機付け支援」「積極的支援」に区分した特定保健指導の該当者を抽出し保健指導を実施する。

- ・対象者数 908人
- ・目標実施率 70.0%（法定報告値）

（単位：％）

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画目標値	63.0	70.0	70.0	70.0
法定報告値	67.7	71.4	71.4（見込み）	—

- ・目標実施率については、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）で設定した数値で、年度途中の国保脱退、加入者を除く法定報告値（毎年12月頃に前年度の数値が確定する）

(3) 生活習慣病予防対策 34,927

被保険者の健康増進及び疾病予防の実践を推進し、生活の質（QOL）の向上を目指すため、糖尿病や高血圧等の生活習慣病予備群の対象者等に対し、改善すべき課題と改善に向けた支援を実施する。

① 高血圧・糖尿病等の重症化予防の取組

生活習慣病の重症化による脳血管疾患、心疾患等を予防するため、生活習慣病の重症化が懸念される危険因子を有する人の健診受診状況とレセプトを突合し、健診の受診勧奨や医療中断・服薬確認、個別保健指導を確実に実施する。

② 健診受診者に対する保健指導

生活習慣病の発症及び重症化を予防するため、全ての特定健康診査受診者を対象に健診結果説明会や訪問等で保健指導を実施し、健診結果データから自己管理と生活改善を促す。

③ 健康づくりポイント事業

市民が自ら行う健康づくりの取組を進めるため、各種健康診査の受診や健診結果説明会、健康に関する講座等への参加にポイントを付与し、市温浴施設の入浴券又は地産地消推進の店の利用券を贈呈するほか、抽選でメイド・イン上越認証品を贈呈する。

(4) 人間ドック健診費用助成 8,455

被保険者の健康増進を図ることを目的に、35歳以上の人を対象に受診費用の一部を助成する（助成額上限：10,000円）。

受診率の向上に向け、令和5年度から令和7年度までの間に受診歴がある人へ受診勧奨を行う。

区 分	内 容
助成対象者	35歳から74歳までの国民健康保険被保険者
受診期間	4月から翌年3月まで
受診場所	市が指定した健診実施機関 7か所（市内3か所、市外4か所） その他健診実施機関

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
助成件数(件)	1,671	1,820
助成総額(千円)	7,492	8,009

## 9 その他

法令で国の標準仕様書に適合するシステムに移行すること（標準準拠化）が義務付けられている基幹系業務システムを令和9年度に標準準拠化するため、債務負担行為として11,627千円の限度額を設定する。

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第7号
提出課	地域医療推進課

## 令和8年度上越市診療所特別会計予算の概要

### 1 事業の目的

中山間地やへき地における地域住民の健康保持・増進及び医療不安の軽減を図るため、国民健康保険診療所を安定的に運営するとともに、市内の病院との連携により地域医療を確保する。

### 2 実施内容

#### (1) 診療状況及び患者数

診療所名	運営形態	診療日	区分	7年度 (見込み)	8年度
牧診療所 (医科)	直営	月・水・木・金曜日 (月・木曜日は午前、 水曜日は午後のみ)	診療日(日)	183	196
			延べ患者数(人)	1,146	1,146
			1日平均(人)	6.3	5.8
牧診療所 (歯科)	直営	月～金曜日	診療日(日)	238	241
			延べ患者数(人)	2,243	2,243
			1日平均(人)	9.4	9.3
くろかわ 診療所	業務委託	月～金曜日	診療日(日)	239	241
			延べ患者数(人)	4,180	4,180
			1日平均(人)	17.5	17.3
吉川診療所	直営	月～木曜日	診療日(日)	186	190
			延べ患者数(人)	4,929	4,929
			1日平均(人)	26.5	25.9
清里診療所	直営	月～土曜日 (第2・4木・土曜日は 午前のみ)	診療日(日)	244	265
			延べ患者数(人)	5,958	5,958
			1日平均(人)	24.4	22.5
合 計			延べ患者数(人)	18,456	18,456

## (2) 予算額

## 歳入

(単位:千円)

区 分	7年度 ①	8年度 ②	比較増減 ②-①	説 明
1 診療収入	201,977	165,714	△36,263	
(1) 外来収入	201,970	165,707	△36,263	外来診療報酬 141,895 一部負担金 23,812
(2) 入院収入	7	7	0	入院診療報酬、一部負担金等
2 使用料及び手数料	1,589	1,557	△32	
(1) 使用料	20	20	0	施設使用料
(2) 手数料	1,569	1,537	△32	診断書料
3 財産収入	71	71	0	
(1) 財産運用収入	1	1	0	診療所財政調整基金利子
(2) 財産貸付収入	70	70	0	自動販売機設置に係る貸付収入
4 繰入金	174,575	183,563	8,988	
(1) 一般会計繰入金	137,095	135,499	△1,596	一般会計繰入金
(2) 事業勘定繰入金	37,480	48,064	10,584	運営費交付金 36,223 医療施設整備交付金 275 特別費用 11,566
5 諸収入	19,744	18,044	△1,700	保健事業受託収入 14,001 特養施設協力料 3,405 原子力立地交付金等 638
× 県支出金	1,365	0	△1,365	
歳入合計	399,321	368,949	△30,372	

## 歳出

(単位:千円)

区 分	7年度 ①	8年度 ②	比較増減 ②-①	説 明
1 総務費	303,767	298,008	△5,759	
(1) 施設管理費	303,205	297,538	△5,667	職員人件費 124,909 一般管理費 172,137 団体負担金 492
(2) 研究研修費	562	470	△92	研修旅費、医学書籍購入費等
2 医業費	82,998	68,738	△14,260	医薬品衛生材料費 38,079 医療用機械器具費 24,560 医療用消耗機材費 6,099
3 公債費	11,555	1,202	△10,353	地方債元利償還金 くろかわ 1,202
4 諸支出金	1	1	0	過年度過納返還金
5 予備費	1,000	1,000	0	予備費
歳出合計	399,321	368,949	△30,372	

## (3) 診療所別収支

(単位：千円)

区 分	牧		くろかわ	吉川	清里	
	医科	歯科				
運営形態	直営	直営	業務委託	直営	直営	
延べ患者数見込み (人)	1,146	2,243	4,180	4,929	5,958	
歳入 ①	診療収入	13,966	19,281	37,632	37,519	57,316
	使用料及び手数料	181	-	284	433	659
	財産収入	14	14	-	42	-
	事業勘定繰入金	7,245	7,244	10,867	6,152	16,556
	諸収入	1,663	954	1,965	5,269	8,193
	合 計	23,069	27,493	50,748	49,415	82,724
歳出 ②	人件費	39,051	30,650	-	44,593	52,438
	旅費	40	12	-	77	224
	需用費	5,392	5,499	300	23,493	13,127
	役務費	322	215	223	736	1,018
	委託料	5,707	6,387	26,076	11,059	12,744
	使用料及び賃借料	1,103	111	-	844	4,496
	備品購入費	45	-	-	6,557	6,351
	負担金等	2,361	183	55,465	172	118
	公債費	-	-	1,202	-	-
	合 計	54,021	43,057	83,266	87,531	90,516
収支 (①-②)	△30,952	△15,564	△32,518	△38,116	△7,792	

※上記は診療所別に区分できない経費（一般会計繰入金、予備費等）を除いた額

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第8号
提出課	高齢者支援課

## 令和8年度上越市介護保険特別会計予算の概要

### 1 事業の目的

第9期介護保険事業計画・第10期高齢者福祉計画に基づき、要介護状態になることを予防するための事業を実施し、高齢者の健康維持・増進を図るとともに、要介護状態にある人には、有する能力に応じて自立した日常生活が営めるよう介護保険サービスの給付を行う。

### 2 令和8年度の主な事業内容

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく日常生活を続けることができるよう、高齢期の特性を踏まえた健康づくりと介護予防・フレイル予防を推進するとともに、複合的な課題に対応するため、地域包括支援センターの相談機能向上を図る。また、地域で高齢者を支え合う環境づくりに取り組むほか、介護予防・重度化防止に向けた取組を継続し、健康寿命の延伸につなげる。さらには、高齢者の出番を創出し、生きがいを持って暮らせるまちづくりを推進する。

これらの事業の実施により、次の第9期介護保険事業計画・第10期高齢者福祉計画に掲げる3つの基本目標の達成を目指す。

#### <基本目標>

- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境づくりの推進
- 利用者の自立を支え、介護する家族等を支援する介護保険サービスの充実
- 一人ひとりの出番を創出し、生きがいを持っていきいきと暮らせるまちづくりの推進

#### 【具体的取組（主なもの）】

- (1) 健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進
  - ・健診・医療・介護データを一体的に分析し活用することで、介護予防・重度化防止の推進につなげる。
  - ・「通いの場」への医療専門職派遣などを通じてフレイル予備群を把握し、保健指導や健康相談等の支援に取り組むほか、地域包括支援センターと連携して医療や介護予防事業等につなぐ取組を進める。
- (2) 地域支え合い事業の推進
  - ・生活支援コーディネーター研修会を継続し、生活支援コーディネーターの育成と介護予防効果の高い事業の実施につなげる。
  - ・事業受託団体や町内会等による協議体会議において、定期的に情報共有等を行い、参加者数を増やす方法を検討するとともに、人材やサービス等の地域ニーズを把握し、地域で支え合う体制づくりを進める。

- (3) 地域包括支援センターの機能強化
- ・高齢者の介護予防や自立支援に向け、研修等を通して地域包括支援センター職員の相談対応力の向上を図る。
  - ・フレイルのリスクが高い高齢者を早期に把握するため、潜在的なニーズを確認できるよう、実態把握を行う。
- (4) 認知症施策の推進
- ・認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせるよう「共生」と「予防」を両輪として施策を進める。
  - ・認知症の人や家族の困りごとを支援につなぐ仕組みであるチームオレンジを整備するための取組を進める。
- (5) 介護人材の確保及び業務効率化の推進
- [新]・市内における介護事業所の人手不足解消及び高齢者等の健康増進・社会参加の拡大を図るため、民間企業が提供する有償ボランティアマッチングサービスを試行的に活用する。
- (6) 上越市第10期介護保険事業計画・第11期高齢者福祉計画の策定
- ・第9期介護保険事業計画における各事業の評価と介護保険制度の見直しを見据え、令和9年度から11年度までの3か年を計画期間とする「第10期介護保険事業計画・第11期高齢者福祉計画」を策定する。

# I 介護保険特別会計総括表

(歳入)

(単位：千円)

区 分	令和7年度 当初予算	令和8年度 当初予算	比較増減
保険料	5,114,389	5,239,698	125,309
現年度分特別徴収保険料	4,682,058	4,800,859	118,801
現年度分普通徴収保険料	423,625	430,811	7,186
滞納繰越分普通徴収保険料	8,706	8,028	△678
使用料及び手数料	430	526	96
国庫支出金	5,766,195	5,665,545	△100,650
介護給付費負担金	4,044,101	3,962,643	△81,458
国庫補助金	1,722,094	1,702,902	△19,192
調整交付金	1,345,791	1,318,650	△27,141
地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)	143,784	140,417	△3,367
地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)	174,738	185,740	11,002
保険者機能強化推進交付金	18,818	18,896	78
介護保険保険者努力支援交付金	38,963	39,199	236
支払基金交付金	6,286,972	6,174,307	△112,665
介護給付費交付金	6,092,864	5,984,743	△108,121
地域支援事業支援交付金	194,108	189,564	△4,544
県支出金	3,467,136	3,421,845	△45,291
介護給付費負担金	3,289,902	3,241,214	△48,688
県補助金	177,234	180,631	3,397
地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)	89,865	87,761	△2,104
地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)	87,369	92,870	5,501
財産収入	284	3,263	2,979
繰入金	3,663,307	3,634,351	△28,956
一般会計繰入金	3,631,279	3,634,351	3,072
介護給付費繰入金	2,820,770	2,770,714	△50,056
地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業)	89,865	87,761	△2,104
地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)	87,369	92,870	5,501
低所得者保険料軽減繰入金	163,149	153,076	△10,073
その他一般会計繰入金	470,126	529,930	59,804
介護保険財政調整基金繰入金	32,028	0	△32,028
繰越金	1	1	0
諸収入	403	433	30
延滞金、加算金及び過料	305	331	26
第1号被保険者延滞金	304	330	26
第1号被保険者加算金	1	1	0
雑入	98	102	4
第1号被保険者保険料還付金	0	1	1
広告料	98	101	3
合 計	24,299,117	24,139,969	△159,148

(歳出)

(単位：千円)

区 分	令和7年度 当初予算	令和8年度 当初予算	比較増減
総務費	470,654	530,557	59,903
一般管理費	189,143	261,047	71,904
一般管理費職員人件費	158,060	163,606	5,546
一般経費	31,083	97,441	66,358
賦課徴収費	32,545	33,565	1,020
介護認定審査会費	248,682	235,336	△13,346
介護認定審査会費	75,261	70,993	△4,268
認定調査費等	173,421	164,343	△9,078
運営協議会費	284	609	325
保険給付費	22,568,779	22,167,876	△400,903
介護サービス等諸費	20,752,953	20,394,560	△358,393
居宅介護サービス給付費	7,174,377	6,791,567	△382,810
特例居宅介護サービス給付費	169,158	167,741	△1,417
地域密着型介護サービス給付費	4,325,771	4,335,719	9,948
特例地域密着型介護サービス給付費	1	1	0
施設介護サービス給付費	8,062,672	8,106,931	44,259
特例施設介護サービス給付費	1	1	0
居宅介護福祉用具購入費	23,352	24,109	757
居宅介護住宅改修費	44,915	34,795	△10,120
居宅介護サービス計画給付費	952,705	933,695	△19,010
特例居宅介護サービス計画給付費	1	1	0
介護予防サービス等諸費	608,880	605,863	△3,017
介護予防サービス給付費	364,050	365,563	1,513
特例介護予防サービス給付費	5,232	2,859	△2,373
地域密着型介護予防サービス給付費	84,504	87,762	3,258
特例地域密着型介護予防サービス給付費	1	1	0
介護予防福祉用具購入費	12,330	13,111	781
介護予防住宅改修費	38,210	29,808	△8,402
介護予防サービス計画給付費	104,552	106,758	2,206
特例介護予防サービス計画給付費	1	1	0
審査費	16,985	16,800	△185
高額介護サービス等費	482,954	465,402	△17,552
高額医療合算介護サービス等費	65,058	66,355	1,297
市町村特別給付費	2,614	2,158	△456
特定入所者介護サービス等費	639,335	616,738	△22,597

(単位：千円)

区 分	令和7年度 当初予算	令和8年度 当初予算	比較増減
地域支援事業費	1,172,787	1,184,531	11,744
介護予防・生活支援サービス事業費	671,912	666,294	△5,618
介護予防・生活支援サービス事業	625,882	620,746	△5,136
介護予防ケアマネジメント事業	46,030	45,548	△482
一般介護予防事業費	44,827	33,668	△11,159
包括的支援事業・任意事業費	453,867	482,442	28,575
包括的支援事業費	401,777	425,278	23,501
地域包括支援センター運営事業	321,272	321,323	51
在宅医療・介護連携推進事業	1,234	1,195	△39
生活支援体制整備事業	74,652	98,007	23,355
認知症総合支援事業	4,218	4,349	131
地域ケア会議推進事業	401	404	3
任意事業費	52,090	57,164	5,074
認知症サポーター等養成事業	3,399	3,807	408
シルバーハウジング生活援助員派遣事業	4,034	4,676	642
成年後見制度利用助成事業	11,832	17,377	5,545
在宅介護手当給付事業	1,620	1,329	△291
介護相談員派遣事業	2,692	3,116	424
認知症対応型グループホーム利用者負担金助成事業	21,642	19,686	△1,956
保険給付費等適正化事業	6,871	7,173	302
審査費	2,181	2,127	△54
基金積立金	284	165,797	165,513
諸支出金	46,613	51,208	4,595
予備費	40,000	40,000	0
合 計	24,299,117	24,139,969	△159,148

## II 介護保険の財政構造

### 1 「保険給付費」の財政構造

「保険給付費」・・・要介護・要支援認定を受けた人が利用する介護保険サービスに対し、  
給付される費用（居宅介護サービス給付費・地域密着型介護サービス  
給付費・施設介護サービス給付費・高額介護サービス費など）

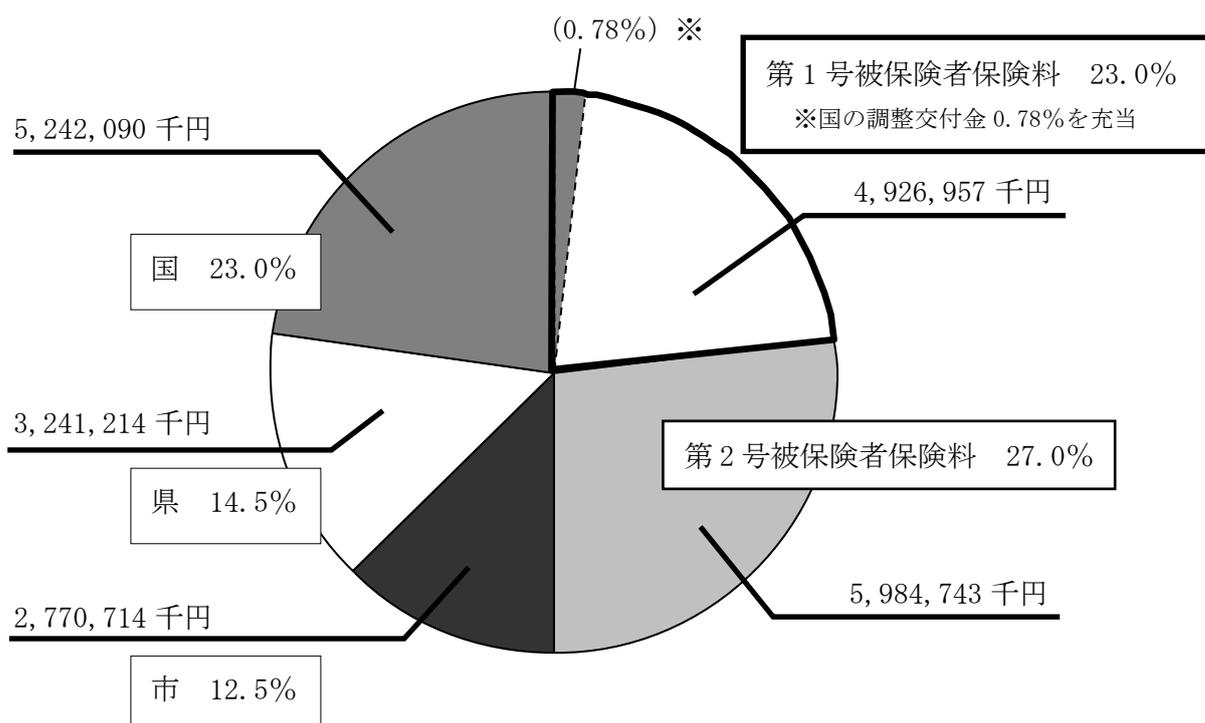
・保険給付費の財源は、国、県、市が50%を支出し、残り50%を65歳以上の第1号被  
保険者と40歳以上65歳未満の第2号被保険者の保険料によって賄う仕組みになって  
いる。

- ・第1号被保険者の負担率 23.0%
- ・第2号被保険者の負担率 27.0%

・なお、国負担のうち調整交付金は、市町村間の介護保険財政を調整するものであり、  
後期高齢者の割合が高い当市の場合、0.78%上乘せされると見込んだ。

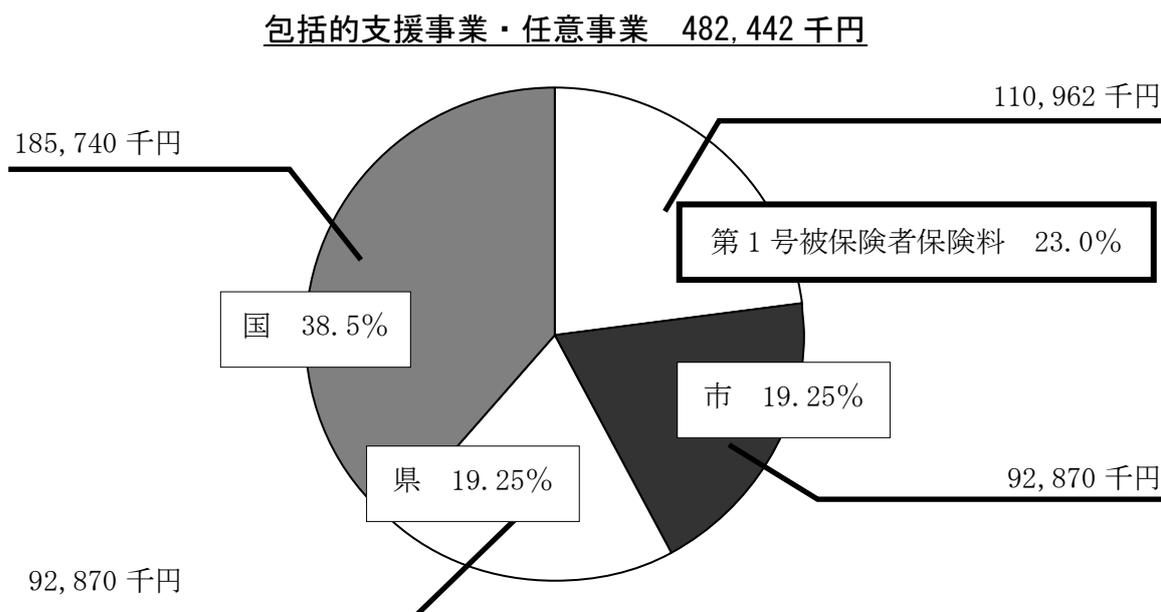
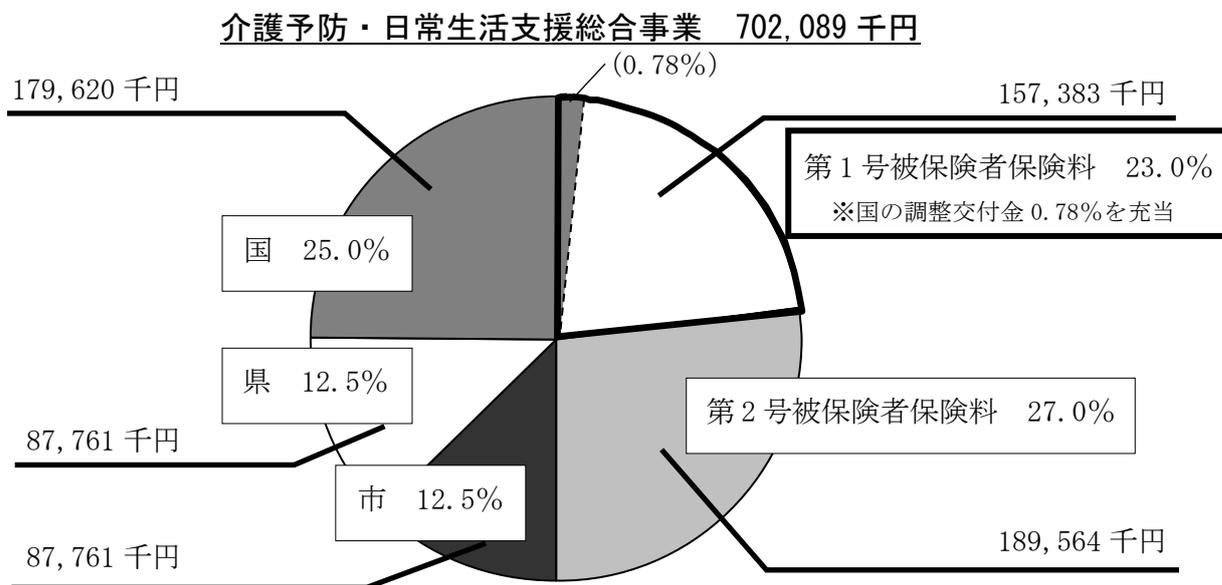
#### 保険給付費 22,165,718 千円

(市町村特別給付費 2,158 千円を除く)



## 2 「地域支援事業費」の財政構造

「地域支援事業費」・・・要支援認定を受けた人及びチェックリスト該当者に対して訪問型サービス・通所型サービスを提供する事業や、要支援・要介護状態になることを防ぐために実施する介護予防・日常生活支援総合事業のほか、地域包括支援センター運営事業などの包括的支援事業・任意事業に要する費用



### 3 「市町村特別給付費」の財政構造

「市町村特別給付費」・・・市町村の条例に定めることにより、要介護・要支援認定を受けた人に対して介護保険法で定められた保険給付以外に独自で支給できる給付費

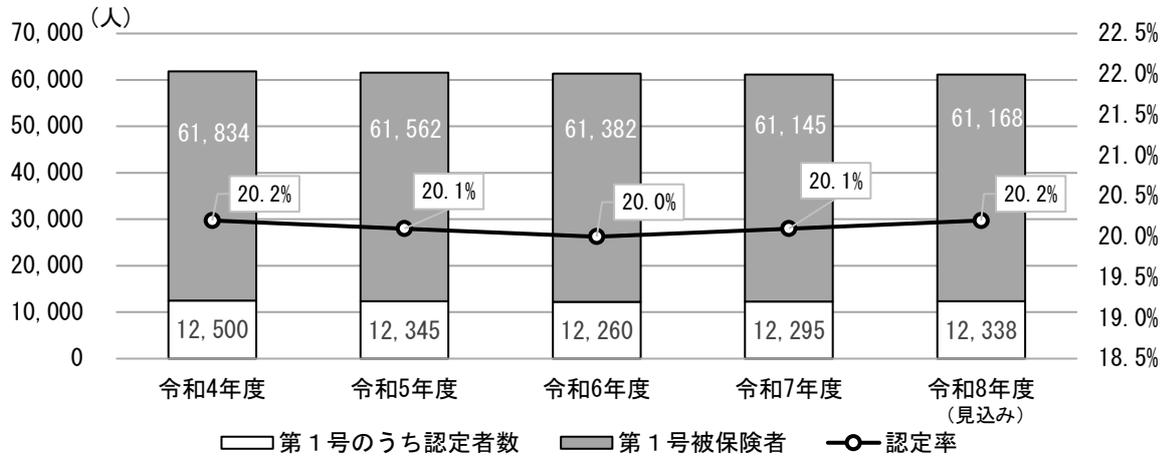
- ・市町村特別給付には公費負担はなく、第1号被保険者の負担割合が100%となる。

**市町村特別給付費 2,158 千円**

### Ⅲ 介護保険の現状

#### 1 認定者数等の推移

第1号被保険者 要介護認定者数の推移

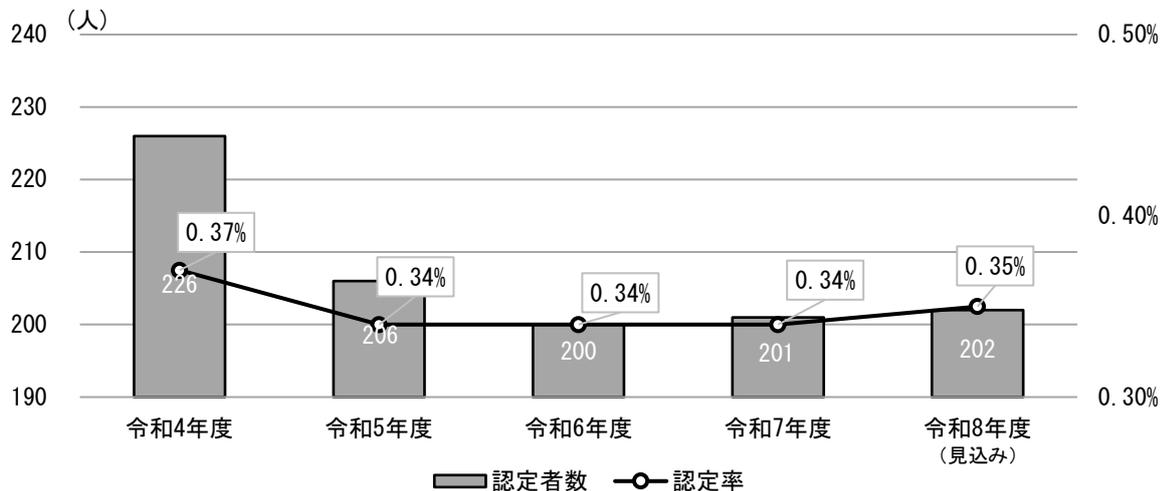


(単位：人)

区分	第8期		第9期		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度(見込み)
第1号被保険者数	61,834	61,562	61,382	61,145	61,168
認定者数	12,500	12,345	12,260	12,295	12,338
認定率	20.2%	20.1%	20.0%	20.1%	20.2%

※各年度10月1日現在

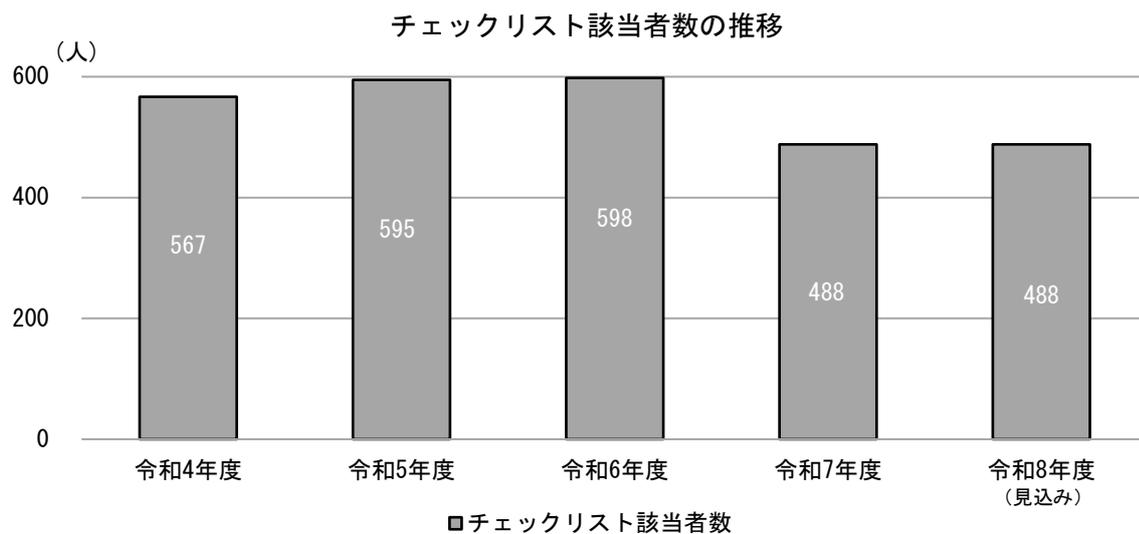
第2号被保険者 要介護認定者数の推移



(単位：人)

区分	第8期		第9期		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度(見込み)
40～64歳人口	60,284	59,869	59,337	58,734	58,263
認定者数	226	206	200	201	202
認定率	0.37%	0.34%	0.34%	0.34%	0.35%

※各年度10月1日現在

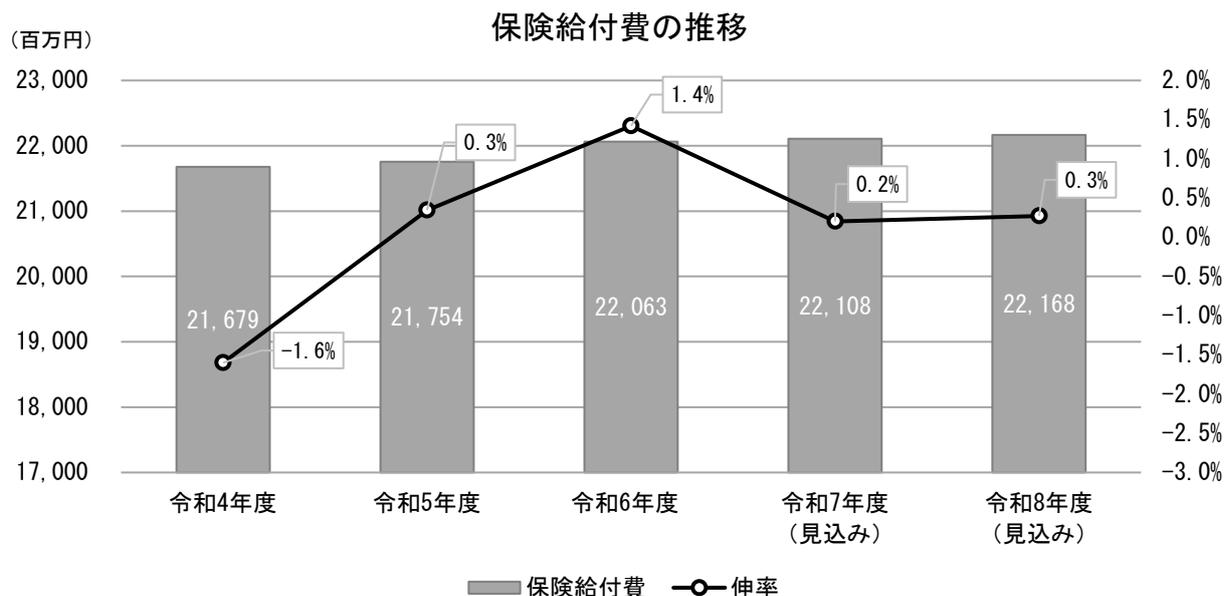


(単位：人)

区 分	第 8 期		第 9 期		
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度 (見込み)
チェックリスト 該当者数	567	595	598	488	488

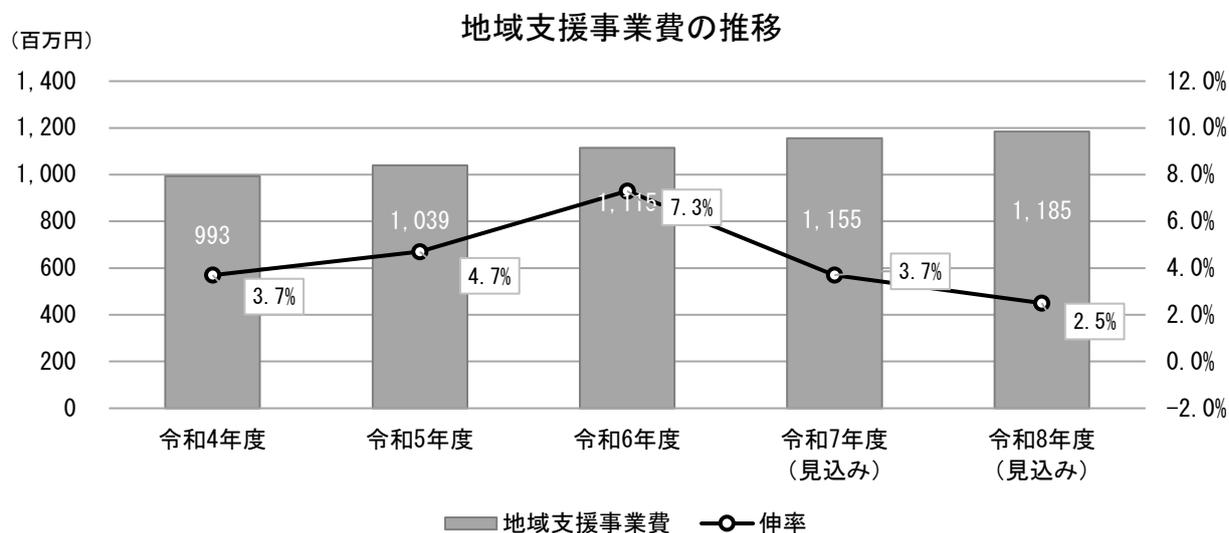
※各年度 10 月 1 日現在

## 2 保険給付費等の推移



(単位：千円)

区 分	第 8 期		第 9 期		
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度 (見込み)	令和 8 年度 (見込み)
保険給付費	21,678,435	21,753,147	22,062,030	22,107,288	22,167,876
伸率	△1.6%	0.3%	1.4%	0.2%	0.3%



(単位：千円)

区 分	第 8 期		第 9 期		
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度 (見込み)	令和 8 年度 (見込み)
地域支援事業費	992,017	1,038,840	1,114,525	1,155,361	1,184,531
伸率	3.7%	4.7%	7.3%	3.7%	2.5%

#### IV 公費による低所得者の介護保険料の軽減

国の低所得者に対する介護保険料軽減強化策<sup>(※)</sup>により、市民税非課税世帯（第1段階～第3段階）に係る介護保険料の負担軽減を図る。

<sup>(※)</sup> 令和元年10月の消費税率10%への引上げに伴い創設された軽減制度

・令和8年度の公費軽減割合等

保険料の段階等		公費軽減前 A	公費軽減割合等 B	公費軽減後 (A - B)
第1段階 (5,595人)	基準額に対する 負担割合 (%)	0.37	0.17	0.20
	保険料年額 (円)	28,700	13,200	15,500
第2段階 (4,978人)	基準額に対する 負担割合 (%)	0.46	0.20	0.26
	保険料年額 (円)	35,700	15,500	20,200
第3段階 (5,158人)	基準額に対する 負担割合 (%)	0.515	0.005	0.51
	保険料年額 (円)	39,900	400	39,500

※介護保険料基準額年額 77,400円

※対象者数は見込人数

・令和8年度公費軽減額 153,076千円（低所得者保険料軽減繰入金）

## V 地域支援事業の概要

### 地域支援事業の全体像

#### 【介護予防・日常生活支援総合事業】

- 1 介護予防・生活支援サービス事業（チェックリスト該当者・要支援1・2が対象）
  - 訪問型サービス  
（従前相当、基準を緩和した「訪問型サービスA」、有償ボランティアによる家事支援等「訪問型サービスB」）
  - 通所型サービス  
（従前相当、基準を緩和した「通所型サービスA」、住民組織等による介護予防教室「通所型サービスB」）
  - 介護予防ケアマネジメント事業（介護予防ケアプランの作成）
- 2 一般介護予防事業（おおむね65歳以上）
  - 通いの場（すこやかサロン、認知症カフェ、介護者家族の集い、介護予防教室）
  - ボランティア育成事業
  - 地域福祉ボランティア事業
  - 地域リハビリテーション活動支援事業

#### 【包括的支援事業・任意事業】

- 3 包括的支援事業
  - 地域包括支援センター運営事業
  - 在宅医療・介護連携推進事業  
（在宅医療・介護連携推進協議会、在宅歯科医療連携推進事業）
  - 生活支援体制整備事業（コーディネーターの配置、協議体の設置）
  - 認知症総合支援事業（認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等）
  - 地域ケア会議推進事業
- 4 任意事業
  - 給付費の適正化事業（保険給付費等適正化事業等）
  - 家族介護支援事業（在宅介護手当給付事業）
  - その他の事業  
（認知症サポーター等養成事業、シルバーハウジング生活援助員派遣事業、成年後見制度利用助成事業、介護相談員派遣事業、認知症対応型グループホーム利用者負担金助成事業）

## 1 介護予防・生活支援サービス事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業 620,746

① 訪問型サービス・通所型サービス 604,707

### 【目的】

チェックリスト該当者や要支援1・2の人に対し、一人一人の状態に応じた訪問型サービスや通所型サービスを提供することにより、介護予防を図る。

### 【実施内容】

介護保険事業所による従前相当及び緩和した基準によるサービス提供

・訪問型サービス

従前相当のサービス

緩和した基準によるサービス（訪問型サービスA）

・通所型サービス

従前相当のサービス

緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）

② 介護予防教室（通所型サービスB・「通いの場」の事業の一つ） 9,980

### 【目的】

運動機能低下、認知機能低下等のリスクが高く、定期的に専門的な指導を受ける必要がある人に対し、住民組織等による介護予防サービスを提供することにより、介護予防を図る。

### 【実施内容】

健康チェック、運動指導、脳トレーニングを実施する。

<実施状況>

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
実施回数(回)	1,380	1,476
延べ参加人数(人)	18,940	20,258

③ 有償ボランティアによる家事支援等（訪問型サービスB） 6,059

### 【目的】

チェックリスト該当者や要支援1・2の人に対し、有償ボランティアによる生活支援サービスを提供することにより、介護予防を図る。

### 【実施内容】

上越市社会福祉協議会に有償ボランティアの事務局運営を委託し、有償ボランティアによる家事支援などのサービス提供とサービス利用者の調整を行う。

(2) 介護予防ケアマネジメント事業 45,548

### 【目的】

チェックリスト該当者や要支援1・2の人が自立した生活を送ることができるよう、ケアプランを通じて生活を支援する。また、チェックリスト該当者、要支援1・2及び要介護1・2の人で脳血管疾患の既往のある人の再発を予防し、重度化を防止する。

### 【実施内容】

地域包括支援センターがチェックリスト該当者や要支援1・2の人に対し、心身のアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じ、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成する。

また、チェックリスト該当者、要支援1・2及び要介護1・2の人で脳血管疾患の既往のある人に対して、介護支援専門員と保健師・栄養士が連携してケアプランを作成する。

- ・原則的なケアマネジメント（従前相当の通所型・訪問型サービス利用者）
- ・簡略化したケアマネジメント（通所型サービスA・訪問型サービスAの利用者）
- ・初回のみでのケアマネジメント（通所型サービスB・訪問型サービスBの利用者）

<実施状況>

（単位：件）

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
原則的なケアマネジメント	1,800	1,854
簡略化したケアマネジメント	11,220	11,332
初回のみでのケアマネジメント	12	13

## 2 一般介護予防事業

(1) 通いの場 31,746

### 【目的】

高齢者が気軽に集い、交流する場を提供することにより、閉じこもりや心身の機能低下予防等につなげる。また、認知症の人と家族等の交流の場を提供することにより、在宅介護における負担や不安の軽減を図る。

### 【8年度目標】

- ・事業受託団体によるこれまでの効果的な取組事例を共有し実践することにより、参加者数を前年度以上とする。
- ・「通いの場」が、高齢者の閉じこもりや心身の機能低下の予防につながることを周知し、地域住民が主体となり、地域の特徴をいかした介護予防事業を展開できるよう支援する。

### 【実施内容】

高齢者が気軽に集い交流する場として「すこやかサロン」を開催するほか、「認知症カフェ」や「介護者家族の集い」を開催する。

- ① すこやかサロン
- ② 認知症カフェ・・・認知症の人と家族等の集いの場
- ③ 介護者家族の集い・・・介護をしている家族の人の交流の場
- ④ 介護予防教室・・・通所型サービスB（再掲）

<実施状況>

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
延べ実施回数（回）	3,586	3,991
延べ参加人数（人）	41,643	45,992

(2) ボランティア育成事業 1,228

【目的】

有償ボランティアについての基本的な知識や技術を学ぶ講座等を実施し、訪問型サービスBの担い手を養成するとともに、担い手のスキルアップを図る。

【8年度目標】

登録者数を前年度以上とする。

【実施内容】

訪問型サービスBの担い手として必要な基本的知識や技術を学ぶ講座を実施するとともに、担い手フォローアップ講座を開催する。

- ・ボランティア育成講座 年6回
- ・担い手フォローアップ講座 年2回

(参考)

令和7年度登録者数(見込み) 110人

(3) 地域福祉ボランティア事業 94

【目的】

高齢者の活躍の場を創出し、高齢者の介護予防・生きがいつくりの増進を図るとともに、市民が介護や福祉への理解を深めるよう支援する。

【8年度目標】

登録者数を前年度以上とする。

【実施内容】

市民が福祉施設等で地域福祉ボランティアとして活動できる環境づくりを行う。

- ① ボランティア登録者  
15歳以上(中学生を除く)の要介護認定を受けていない人
- ② ボランティア受入先  
福祉施設(介護保険事業所、障害福祉サービス事業所等)
- ③ ボランティアの活動内容  
話し相手、お茶出し、配膳補助、草取り、その他補助的作業等  
※ボランティア登録者が65歳未満の場合は、一般会計で事業を実施する。

(参考)

令和7年度登録者数(見込み) 45人

(4) 地域リハビリテーション活動支援事業 600

【目的】

ケアプランの作成に当たり、リハビリテーション専門職が関与することにより、高齢者の在宅生活における介護予防の取組を支援する。

**【8年度目標】**

必要とする全ての人に対し、リハビリテーション専門職が関わりケアプランを作成する。

**【実施内容】**

リハビリテーション専門職が介護支援専門員とともに高齢者宅を訪問し、身体機能評価や課題分析等、高齢者の有する能力を評価した上で、一人一人の状態に応じた介護予防に関する助言を行う。

<実施状況>

(単位：人)

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
利用人数	32	50

**3 包括的支援事業****(1) 地域包括支援センター運営事業 321,323****【目的】**

きめ細やかな相談対応や一人一人の状態に応じた支援を実施することにより、高齢者や障害のある人等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにする。

**【8年度目標】**

相談対応や実態把握を通じて支援が必要な人を早期に把握し、必要な支援につなげる。

**【実施内容】**

- ・高齢者や障害のある人、生活困窮者等の相談対応を行い、保健・福祉・医療サービス等を総合的に調整する。
- ・在宅で介護サービス等を利用せずに生活している高齢者（75歳以上で3歳刻みの年齢に該当する人）を対象に、調査票を送付し、フレイルや困り事を抱える高齢者の実態を把握するとともに、課題を抱えている人や回答が無かった人を訪問し、必要な支援につなげる。

**(2) 在宅医療・介護連携推進事業 1,195****【目的】**

在宅医療及び在宅介護に関する関係者が連携し、包括的かつ継続的に、医療と介護のサービスを一体的に提供することにより、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるようにする。

**【8年度目標】**

医療と介護の専門職を対象とした研修会や意見交換を行うことにより、入退院支援が円滑にできる環境を整える。

**【実施内容】****① 在宅医療・介護連携推進協議会**

- ・妙高市と合同で在宅医療・介護連携推進協議会を開催し、医療・介護の専門職の連携強化に向けた取組について意見交換を行う。

- ・専門部会において、専門職の資質向上のための研修会等を企画し、開催する。

② 在宅歯科医療連携推進事業

在宅における歯科診療に関する相談や医療機関との連絡・調整、市民への普及啓発を行うため、上越歯科医師会が設置している「在宅歯科医療連携室」の運営に係る費用の一部を補助する。

(3) 生活支援体制整備事業（「通いの場」のコーディネーター等） 98,007

【目的】

地域自治区の区域を単位として、地域支え合い事業の受託団体や町内会等による協議体を設置するとともに、生活支援コーディネーターを配置し、地域で高齢者を支える体制整備を推進する。

【実施内容】

- ・地域自治区ごとに生活支援コーディネーターを配置し、通いの場などの企画や運営を実施する（28人）。
- ・生活支援コーディネーターの研修会を開催する。
- ・地域自治区ごとに協議体を設置し、多様な職種が参画した協議体会議を開催する。
- ・通いの場を運営している住民組織等に対して、一定の参加率を超えた場合に委託料を増額するほか、参加率が高い地区の住民組織等を表彰する。また、事例発表会などを通じて効果的な取組事例を共有し、地域の支え合いによる介護予防事業を一層推進する。

(4) 認知症総合支援事業 4,349

【目的】

認知症の人やその家族等へ適切な支援を行い、認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続できるようにする。

【8年度目標】

専門職による相談支援により、認知症の人やその家族の状態に応じた医療やサービス等につなげる。

【実施内容】

- ・認知症初期集中支援チームや地域包括支援センター、認知症地域支援推進員による相談支援
- ・医師による無料の認知症相談会の開催 年3回
- ・認知症初期集中支援チーム員検討会（事例検討会）年12回

(5) 地域ケア会議推進事業 404

【目的】

町内会長や民生委員・児童委員、医療・福祉の専門職等の支援者が、高齢者等の現状や課題について話し合い、支援内容や地域の連携体制を検討することにより、誰もが地域において自立した生活を継続できるようにする。

**【8年度目標】**

高齢者等が自立した生活を継続できるよう、必要な取組について検討することにより、地域の支援者との連携体制等を構築する。

**【実施内容】**

- ① 地域ケア個別会議  
医療・福祉の専門職とともに、高齢者の自立に向けて必要な取組について検討する。
- ② 地域ケア推進会議  
町内会長や民生委員・児童委員、医療・福祉・介護関係者、行政等が、高齢者等の現状や課題を共有し、必要な取組やネットワークの構築につなげる。

**4 任意事業**

- (1) 認知症サポーター等養成事業 3,807

**【目的】**

認知症になっても尊厳と希望をもって生活できるよう、「共生」の地域づくりを推進し、認知症の人とその家族を支援する環境を整える。

**【8年度目標】**

- ・ 認知症サポーターの養成人数を前年度以上とする。
- ・ 地域において認知症の人とその家族を支援するチームオレンジを整備する。

**【実施内容】**

認知症サポーターの養成や、認知症の人や家族の困りごとを支援につなぐ仕組みであるチームオレンジの整備等に関する業務を上越市社会福祉協議会に委託して実施する。

**(参考)**

令和7年度認知症サポーター養成人数（見込み） 1,500人

- (2) シルバーハウジング生活援助員派遣事業 4,676

**【目的】**

シルバーハウジング（高齢者世話付住宅）に居住する高齢者に生活援助員を派遣し、安全かつ快適な在宅生活を支援する。

**【実施内容】**

市内の社会福祉法人に委託し、シルバーハウジングに居住する世帯に対し、生活援助員を派遣して、各種相談、安否確認、緊急時の対応、日常生活に必要な援助等のサービスを提供する。

① 生活援助員の派遣状況

区分	世帯数	生活援助員の派遣元（所属施設）
県営安江住宅内	12	(福)上越老人福祉協会(特別養護老人ホーム新光園)
市営子安住宅内	14	(福)上越老人福祉協会(介護老人保健施設高田の郷)

② 生活援助員の派遣体制

平日の日中は各施設に1人常駐し、休日・夜間は受託者の施設職員が対応する。

(3) 成年後見制度利用助成事業 17,377

【目的】

身寄りのない高齢者等の人権や財産を守るための成年後見制度の利用に係る経費の助成等を実施することで、地域で自立した生活を確保する。

【実施内容】

身寄りのない高齢者又は親族による申立てが見込めない認知症高齢者等について、成年後見の申立てを行うとともに、生活保護受給者及び生活保護に準ずると認める人を対象に、成年後見人へ支払う報酬費等を助成する。

＜市長申立て及び利用助成の状況＞ (単位：件)

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
市長申立て件数	10	12
成年後見制度利用助成件数	60	70

(4) 在宅介護手当給付事業 1,329

【目的】

介護保険サービスを利用していない中重度の要介護者を在宅で介護している人に介護手当を給付し、介護者を慰労する。

【実施内容】

- ① 対象者：介護保険サービスを利用していない、要介護3～5の認定を受けた人を在宅で介護している人
- ② 給付額：月額3,000円

(5) 介護相談員派遣事業 3,116

【目的】

介護保険サービス事業所等におけるサービス利用者の疑問や不満を解消し、苦情や事故に至る状態を未然に防ぐとともに、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を図る。

【実施内容】

介護相談員が2人1組で定期的に事業所を訪問する。

＜実施状況＞ (単位：回)

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
延べ訪問回数	108	216

(6) 認知症対応型グループホーム利用者負担金助成事業 19,686

【目的】

認知症対応型グループホームにおける食材料費・居住費等の一部を助成し、低所得者が介護保険サービスを利用しやすい環境を整える。

【実施内容】

特に生計が困難な人が認知症対応型グループホームを利用した際に支払う費用の一部を助成する。

- ① 対象者：市民税非課税世帯であり、次の全ての要件に該当する人
- ・年間収入額が次の額以下であること  
単身世帯：150万円、2人世帯：200万円（以降、世帯員1人増ごとに50万円加算）
  - ・預貯金等の額が次の額以下であること  
単身世帯：350万円、2人世帯：450万円（以降、世帯員1人増ごとに100万円加算）
  - ・日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
  - ・負担能力がある親族等に扶養されていないこと
  - ・介護保険料を滞納していないこと
- ② 助成対象経費  
食材料費、居住費、光熱水費
- ③ 助成額  
低所得者の所得区分に応じて月15,400円から45,000円までの範囲で助成

<助成状況> (単位：人)

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
助成人数	50	48

(7) 保険給付費等適正化事業 7,173

【目的】

介護保険事業所に対し、利用者が必要とする適切な介護保険サービスを提供するよう促し、適正な給付につなげる。

【8年度目標】

居宅介護支援事業所及び介護付有料老人ホーム等を対象とするケアプラン点検を年間27事業所に対し実施する。

【実施内容】

- ・利用者の自立支援に資するケアプランとなるよう、介護支援専門員の資格を持つ給付適正化推進員が、介護保険事業所の介護支援専門員とともにケアプランの検証・確認を行う。
- ・縦覧点検・医療情報との突合を通じて、請求内容の誤りや医療と介護の重複請求の確認を行い、請求内容に疑義が生じた場合は、介護保険事業所に確認し、必要に応じて、請求内容の修正を依頼する。

## VI 市町村特別給付の概要

### 1 権利擁護等利用助成事業

(1) 権利擁護等利用助成事業 2,158

#### 【目的】

判断能力が不十分な高齢者に対し、成年後見制度の申立て等に係る費用の助成を行い、高齢者が地域で安心して暮らすことができるようにする。

#### 【実施内容】

① 成年後見制度利用助成 1,625

- ・対象者 要介護・要支援認定者
- ・助成内容 成年後見制度利用の申立て等に係る費用を対象者の利用者負担割合に応じ、9割から7割を助成する。

<助成状況> (単位：件)

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
助成件数	10	13

② 日常生活自立支援事業利用助成 533

- ・対象者 要介護・要支援認定者
- ・助成内容 日常生活自立支援事業の生活支援員による援助(福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理等)に係る費用を対象者の利用者負担割合に応じ、9割から7割を助成する。

<助成状況> (単位：件)

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
延べ助成件数	285	300

## VII その他

法令で国の標準仕様書に適合するシステムに移行すること(標準準拠化)が義務付けられている基幹系業務システムを令和9年度に標準準拠化するため、債務負担行為として32,502千円の限度額を設定する。

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第 9 号
提 出 課	国保年金課

## 令和 8 年度上越市後期高齢者医療特別会計予算の概要

### 1 事業の目的

高齢期における適切な医療を確保するとともに、健康診査等を実施し、高齢者の福祉の増進を図ることを目的に、保険者である新潟県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）と運営に係る事務を分担し、市は保険料の徴収、各種申請受付及び資格確認書の引渡しなどの業務を確実に実施する。

### 2 事業の概要

#### (1) 後期高齢者医療保険料

- ・保険者である広域連合において、2年に一度保険料率の見直しを実施しており、国から示された基礎数値と、今後予想される被保険者数や医療費の動向を踏まえて、保険料率の算定を行った結果、今後2年間を通じて財政均衡を保つためには財源不足が見込まれることから、令和8年度及び令和9年度は保険料率を引き上げることとされた。保険料率の引上げに当たっては、医療財政調整基金（剰余金）を活用することで、被保険者の負担の増加を可能な限り抑制している。
- ・また、子ども・子育て支援制度の創設に伴い、加入している医療保険を通じて子ども・子育て支援金を納付することになるため、支援納付金を賦課する。
- ・団塊の世代が全て後期高齢者へ移行した後も、被保険者数は引き続き増加傾向にあることから、令和8年度の被保険者数を36,161人と推計し、後期高齢者医療保険料予算額を26億1,108万円、対前年度比4億2,773万円の増と見込んだ。
- ・収納率の向上を図るため、令和8年度も引き続き新規加入者へ口座振替を促し、新たな滞納者の発生防止に努める。

#### (2) 保険給付

保険給付費は、被保険者数及び1人当たり保険給付費の増加を踏まえ、対前年度比6.7%増、276億7,791万円を見込んだ。

#### (3) 保健事業

- ・後期高齢者の重症化予防に向け、高血圧等の生活習慣病で重症化する恐れのある被保険者への訪問等の個別保健指導を実施するほか、地域の高齢者を対象とした生活習慣病重症化・介護予防のための健康教室、健康相談を実施し、健診の受診勧奨や生活習慣の改善を支援する。財源は、広域連合の高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業を活用し、健康づくり推進課の事業（一般会計）で実施する。
- ・高齢者歯科健診を実施し、全身疾患の予防に努めるとともに、自主的な歯科健診の受診や口腔内ケアの重要性の意識啓発を図る。
- ・人間ドック健診費用の一部助成について、広域連合の特別対策補助金を引き続き活用して実施する。

### 3 令和8年度当初予算

#### (1) 予算額内訳

##### ○ 歳入

(単位：千円)

区 分	令和7年度 当初予算	令和8年度 当初予算	比較増減
1 後期高齢者医療保険料	2,183,344	2,611,081	427,737
現年度分	2,178,344	2,606,081	427,737
滞納繰越分	5,000	5,000	0
2 使用料及び手数料	1	1	0
3 国庫支出金	11,997	4,672	△7,325
4 繰入金	633,884	761,903	128,019
保険基盤安定繰入金	590,678	671,440	80,762
事務費繰入金	43,206	90,463	47,257
5 繰越金	1	4,674	4,673
6 諸収入	15,452	26,087	10,635
合 計	2,844,679	3,408,418	563,739

##### ○ 歳出

(単位：千円)

区 分	令和7年度 当初予算	令和8年度 当初予算	比較増減
1 総務費	64,882	110,865	45,983
一般管理費	34,770	78,119	43,349
人間ドック費用助成	8,706	10,297	1,591
歯科保健事業	4,133	4,561	428
徴収費	17,272	17,887	615
滞納処分費	1	1	0
2 後期高齢者医療広域連合納付金	2,774,023	3,282,522	508,499
後期高齢者医療保険料分	2,183,345	2,611,082	427,737
保険基盤安定繰入金分	590,678	671,440	80,762
3 諸支出金	5,774	15,031	9,257
合 計	2,844,679	3,408,418	563,739

#### (2) 一般会計からの繰入金

(単位：千円)

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
保険基盤安定繰入金	560,982	671,440
事務費繰入金	35,175	90,463
合 計	596,157	761,903

### 4 加入者（被保険者）の推移

(単位：人)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (見込み)	令和8年度
被保険者数	32,731	33,680	34,606	35,426	36,161
障害認定者	306	306	276	313	322

※被保険者数は、3月末から翌年2月末までの年間平均

## 5 令和8年度の後期高齢者医療制度の改正内容

### (1) 高齢者負担率の見直し

後期高齢者の医療給付費を後期高齢者と現役世代で公平に支え合うため、後期高齢者負担率が12.67%から13.27%に引き上げられる。

### (2) 保険料賦課限度額の見直し

国の政令改正に伴い、賦課限度額を引き上げる。

<賦課限度額の引上げ>

区 分	現行の要件	改正後の要件
医療分	80万円	85万円
子ども・子育て支援金分	-	2.1万円

<令和8年度保険料率における限度超過被保険者数・影響見込額>

区 分	現行の要件	改正後の要件	影響見込額
医療分	163人	149人	△1,057万円
子ども・子育て支援金分	-	196人	602万円

※ 令和8年1月時点での試算

### (3) 保険料の軽減判定所得基準額の見直し

後期高齢者医療保険料の均等割額の法定軽減のうち、5割軽減及び2割軽減に係る軽減判定所得基準額を見直す。

軽減割合	現行の要件	改正後の要件
7割	基礎控除(43万円) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下	変更なし
5割	43万円+(30.5万円×被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+(31万円×被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下
2割	43万円+(56万円×被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+(57万円×被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下

※ 給与所得者等とは、被保険者及びその属する世帯の世帯主のうち、給与の収入額(専従者給与を除く)が55万円を超える者、または公的年金の収入額が65歳未満で60万円を、65歳以上で125万円を超える者をいう。

※ 波線部の計算は、給与所得者等の数が2以上の場合に計算する。

<影響人数・影響見込額>

軽減割合	現行の要件	改正後の要件	影響見込額
5割	6,387人	6,518人	322万円
2割	4,562人	4,572人	10万円

※ 令和8年1月時点での試算

## 6 後期高齢者医療保険料

### (1) 保険料率

区 分		現行保険料率	改定後保険料率	比較
医 療 分	均等割額	44,200 円	49,200 円	5,000 円の増
	所得割率	8.61%	8.61%	増減なし
	平均保険料	63,950 円	70,228 円	6,278 円の増
子 ど も 分	均等割額	-	1,354 円	
	所得割率	-	0.26%	
	平均保険料	-	2,013 円	

#### <保険料率の変遷>

区分	平成 30 年度 令和元年度	令和 2 年度 令和 3 年度	令和 4 年度 令和 5 年度	令和 6 年度 令和 7 年度
均等割額	36,900 円	40,400 円	40,400 円	44,200 円
所得割率	7.40%	7.84%	7.84%	8.61% (※7.98%)

※前年中の総所得金額等から基礎控除額 43 万円を除いた額が 58 万円以下の被保険者は、令和 6 年度の所得割率が 7.98%に緩和された。

#### <高齢者の医療費の財源>

高齢者の医療費の財源は、5 割を公費、約 4 割を後期高齢者医療制度以外の保険加入者の保険料、残り約 1 割を被保険者が保険料として負担する。

公費負担 5 割				後期高齢者交付金 約 4 割	保険料 (高齢者 負担率) 約 1 割
国 [3/6]	調整交 付金 [1/6]	県 [1/6]	市町村 [1/6]	74 歳までの人からの支援金 (後期高齢者医療制度以外の保険加入者)	

### (2) 収納対策

#### ① 収納体制

- ・収納課と連携し、引き続き適正かつ効果的・効率的な滞納整理を実施し、保険料収納率の向上を図る。
- ・予定収納率 99.77% (現年度分)

#### ② 納付相談の実施と柔軟な対応

- ・滞納者の納付相談や収納課の一斉催告と納付窓口開設など双方の取組において情報共有を行うとともに、滞納者の状況に応じて柔軟な対応を図る。
- ・新たな滞納者の発生を防ぐため、新規未納者への制度説明による納付の勧奨など、きめ細かな対応を継続していく。

#### ③ 口座振替率の向上

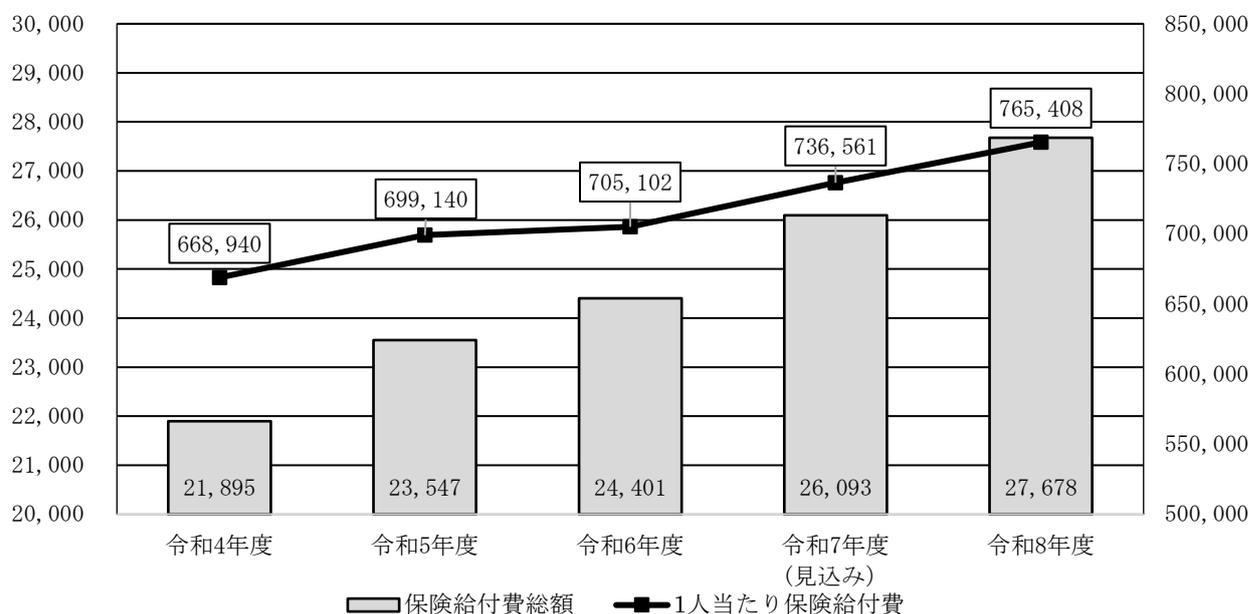
- ・収納率の向上には口座振替の利用率を高めることが有効であることから、引き続き口座振替手続の勧奨を行い、収納率の向上を図る。

## 7 保険給付

### (1) 保険給付費総額と1人当たり保険給付費の推移

(単位：百万円)

(単位：円)



#### < 保険給付費総額・1人当たり保険給付費 >

	令和7年度 (見込み)	令和8年度
被保険者数 (人)	35,426	36,161
保険給付費総額 (千円)	26,093,410	27,677,919
1人当たり保険給付費 (円)	736,561	765,408

## 8 保健事業

令和8年度も引き続き「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施」の取組として、KDB（国保データベース）を活用した健診・医療・介護データの分析により、リスクが高い高齢者の重症化予防や介護予防のための切れ目ない支援を実施していく。

### (1) 訪問指導事業

高齢者の重症化予防に向け、健診結果からハイリスク者を抽出して訪問し、健診結果や生活実態を踏まえた保健指導を実施し、高齢者の健康意識を高め、健康寿命の延伸を図る。

### (2) 生活習慣病予防対策事業

生活習慣病重症化・介護予防のための健康教室・健康相談を実施し、受診勧奨や生活習慣の改善を図る。

(3) 後期高齢者歯科健診事業

高齢者の口腔内機能を維持することにより、全身疾患の基となる糖尿病や動脈硬化に伴う心疾患、誤嚥性肺炎などの予防に努めるとともに、定期受診や口腔内ケアの重要性について意識啓発を図る。

対象者：後期高齢者医療被保険者のうち、76歳と80歳になる人

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
対象者	4,604人	5,238人
健診受診者	1,248人	1,419人
受診率	27.1%	27.1%

(4) 人間ドック健診費用助成

高齢者の健診受診の選択肢を維持し、人間ドックを含む定期健診により、疾病の早期発見や早期治療による重症化予防を図ることを目的に、健診費用の一部を助成する。

区 分	内 容
助成見込数	1,014人
受診期間	4月1日から翌年3月末日まで
助成額	10,000円
助成要件	受診日現在、市内に住所のある後期高齢者医療被保険者 ※後期高齢者医療保険料を滞納している人のほか、後期高齢者健康診査を受診した人、他制度の助成適用者を除く。

※令和6年度：593人、令和7年度見込み：780人

## 9 その他

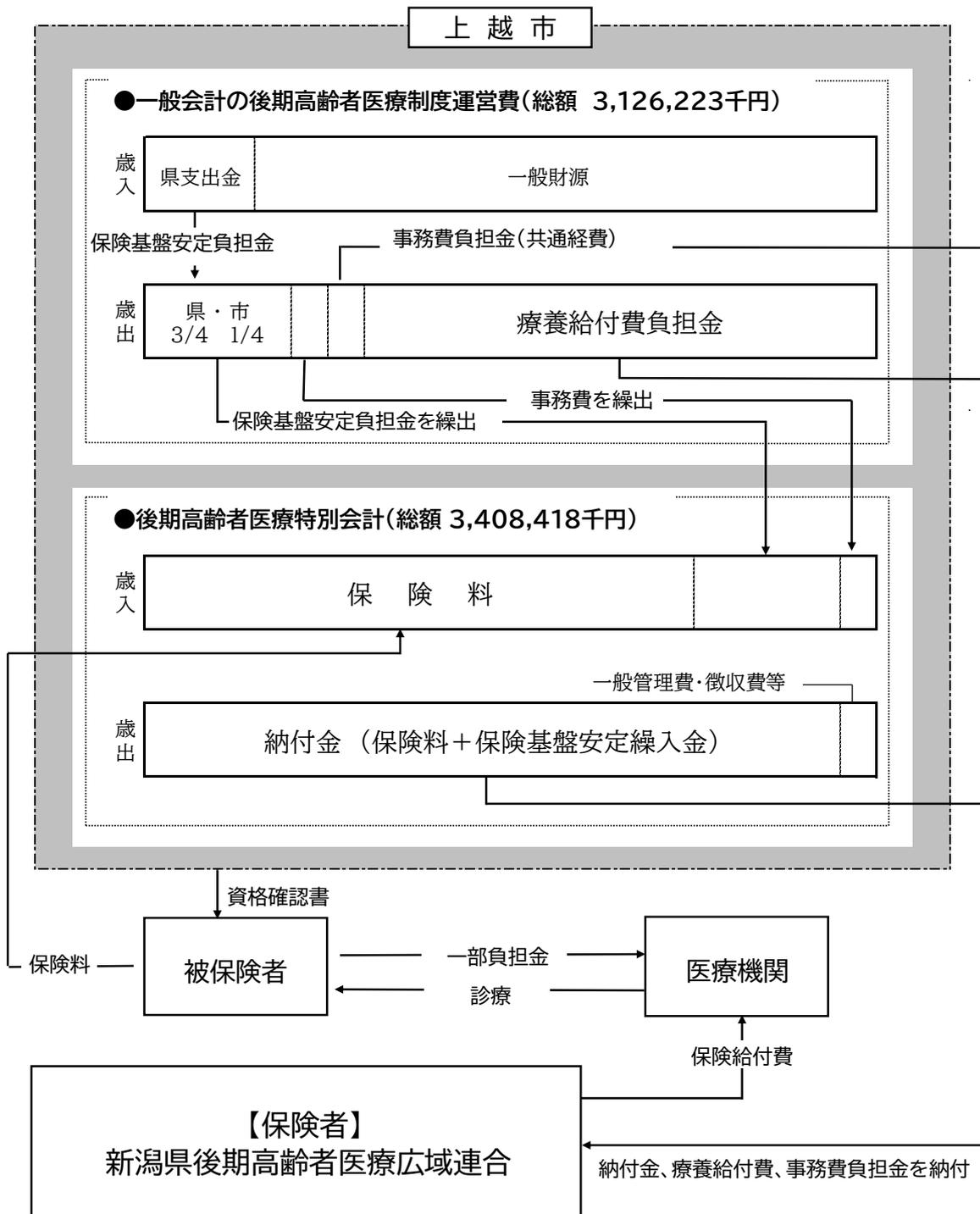
(1) 後期高齢者健康診査の受診環境改善

各地区の公民館や体育館などで実施している地区健（検）診について、受診時の暑さ対策、安全面の確保等の受診環境の改善を図るほか、健診会場の集約に当たり受診者の送迎を行う。

(2) 債務負担行為の設定

法令で国の標準仕様書に適合するシステムに移行すること（標準準拠化）が義務付けられている基幹系業務システムを令和9年度に標準準拠化するため、債務負担行為として23,789千円の限度額を設定する。

[参考] 後期高齢者医療制度関係予算の会計間・団体間の関連



所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第10号
提 出 課	地域医療推進課

## 令和8年度上越市病院事業会計予算の概要

### 1 事業の目的

上越地域医療センター病院の安定した運営を通して、開業医や急性期病院と連携した回復期、慢性期医療の提供や訪問看護事業、居宅介護支援事業などの在宅医療の強化に取り組む。

### 2 事業の概要

- ・回復期、慢性期医療の中核的な医療機関としての役割を果たすことができるよう、安定した運営に努め、良質な医療サービスを提供する。
- ・病院内に設置している地域包括支援センターや障害者相談支援事業所の機能をいかし、医療・介護・福祉の連携を図りながら、訪問看護事業や居宅介護支援事業等の在宅医療の取組を強化する。
- ・専門事業者の助言・指導の下、経営改善の取組を継続するとともに、病院改築後の収支見通しや上越地域医療構想調整会議における議論、病院の経営環境の変化を踏まえつつ、有識者の意見を聴きながら、基本計画を見直し、設計に着手する。

### 3 実施内容

#### (1) 病床数及び患者数・利用者数

区 分		令和7年度	令和8年度
稼働病床数		197床	197床
患者数・利用者数	入院	59,130人（162.0人/日）	60,225人（165.0人/日）
	外来	32,428人（134.0人/日）	40,488人（168.0人/日）
	訪問看護事業	9,922人（41.0人/日）	11,568人（48.0人/日）
	訪問リハビリテーション事業	6,050人（25.0人/日）	6,507人（27.0人/日）
	指定居宅介護支援事業	2,304人（192.0人/月）	2,640人（220.0人/月）
	短期入所事業	73人（0.2人/日）	73人（0.2人/日）

## (2) 職員数

(単位:人)

区 分	令和7年度 現員数※	令和8年度	内 訳
常勤医師	13	16	内科 8、整形外科 1、脳神経外科 1、 リハビリテーション科 2、麻酔科 1、 歯科口腔外科 3
非常勤医師	19	19	
看護師	135	141	
医療技術者	73	76	薬剤師 5、放射線技師 5、 検査技師 6、理学療法士 27、 作業療法士 21、言語聴覚士 6、 管理栄養士 2、歯科衛生士 3、 歯科技工士 1
その他	71	74	事務員 23、介護福祉士 18、 社会福祉士 2、介護支援専門員 5、 看護助手 18、薬剤助手 1、 事務補助 3、リハ助手 1、 歯科受付 1、病棟クラーク 2
合 計	311	326	

※現員数は令和8年1月現在

## (3) 診療科目

- ・内科（総合診療科）、整形外科、脳神経外科、リハビリテーション科、麻酔科、婦人科、  
歯科口腔外科

## (4) 運営形態 指定管理

- ・指定管理者 一般財団法人 上越市地域医療機構
- ・指定期間 平成30年4月1日～令和10年3月31日（10年間）
- ・重点的取組事項
  - ① 病院改築に向け安定的な病院運営を確保するための収支改善の取組と検証
  - ② 訪問看護や居宅介護支援の充実などによる在宅医療支援の取組強化

## (5) 予算概要

## ① 収益的収支

(単位：千円)

区 分		令和7年度 ①	令和8年度 ②	比較増減 ②-①
収 入	病院事業収益 A	3,327,063	3,639,816	312,753
	医業収益	2,692,101	2,986,592	294,491
	入院収益	2,133,440	2,265,998	132,558
	外来収益	450,844	604,884	154,040
	その他医業収益	107,817	115,710	7,893
	医業外収益	634,961	653,223	18,262
	他会計負担金	531,565	498,916	△32,649
	補助金	315	315	0
	長期前受金戻入	93,537	142,045	48,508
	その他医業外収益	9,544	11,947	2,403
	特別利益	1	1	0
支 出	病院事業費用 B	3,327,063	3,639,816	312,753
	医業費用	3,245,434	3,538,956	293,522
	医業外費用	36,628	55,859	19,231
	特別損失	1	1	0
	予備費	45,000	45,000	0
収 支 (A - B)		0	0	0

## [主な経費の内容]

- ・ 医業費用
  - 職員給与費12,629、修繕費13,000、保険料3,966、指定管理料912,236、診療交付金2,086,462、
  - [充]経営改善支援業務委託料9,240、
  - [新]基本計画再検証支援業務委託料6,380、
  - [新]病院改築に関する有識者会議委員報償費・費用弁償250、
  - [新]設計事業者選定委員会報償費・費用弁償180、
  - 退職給付交付金引当金繰入額104,704、
  - 賞与交付金引当金繰入額151,388、減価償却費226,170
- ・ 医業外費用
  - 病院事業債償還利息14,658、一時借入金利息2,250、
  - 長期前払消費税額償却29,337、看護職員奨励金1,200

## ② 事業別の収益的収支

(単位：千円)

区 分	病院事業			介護サービス事業 (訪問看護事業)		
	令和7年度 ①	令和8年度 ②	比較増減 ②-①	令和7年度 ①	令和8年度 ②	比較増減 ②-①
収 入	3,161,470	3,453,001	291,531	86,381	97,745	11,364
支 出	3,174,355	3,465,210	290,855	86,806	92,763	5,957
収 支	△12,885	△12,209	676	△425	4,982	5,407

※特別利益、特別損失、予備費は病院事業に計上

区 分	介護サービス事業 (訪問リハビリテーション事業)			介護サービス事業 (指定居宅介護支援事業)		
	令和7年度 ①	令和8年度 ②	比較増減 ②-①	令和7年度 ①	令和8年度 ②	比較増減 ②-①
収 入	47,916	52,706	4,790	30,128	35,196	5,068
支 出	41,842	51,339	9,497	24,041	30,488	6,447
収 支	6,074	1,367	△4,707	6,087	4,708	△1,379

区 分	指定障害福祉サービス事業 (短期入所事業)			合 計		
	令和7年度 ①	令和8年度 ②	比較増減 ②-①	令和7年度 ①	令和8年度 ②	比較増減 ②-①
収 入	1,168	1,168	0	3,327,063	3,639,816	312,753
支 出	19	16	△3	3,327,063	3,639,816	312,753
収 支	1,149	1,152	3	0	0	0

## ③ 資本的収支

(単位：千円)

区 分		令和7年度 ①	令和8年度 ②	比較増減 ②-①
収 入	資本的収入 A	730,077	192,909	△537,168
	企業債	382,400	56,200	△326,200
	他会計負担金	167,023	136,709	△30,314
	補助金	180,654	0	△180,654
支 出	資本的支出 B	902,271	352,092	△550,179
	建設改良費	593,647	67,183	△526,464
	施設整備費	235,480	32,494	△202,986
	有形固定資産購入費	358,167	34,689	△323,478
	企業債償還金	268,624	244,909	△23,715
	予備費	40,000	40,000	0
収 支 (A-B)		△172,194	△159,183	13,011

収支不足額 159,183 千円は過年度分損益勘定留保資金等で補填する。

[主な経費の内容]

・施設整備費	受変電設備機器更新工事	29,854
	予備酸素マニホールド更新	1,980
	測量補正業務	660
・有形固定資産購入費	全自動散薬分包機	8,349
	ホルター記録器	5,995
	低床電動ベッド	6,022
	リクライニングスケール	3,003
	ベッドサイドモニター	1,320

#### 4 経営改善の取組

病院改築後の安定経営を見通すため、専門事業者の助言・指導を得て、患者層や診療機能、財務等のデータ分析、病院へのヒアリングを通じて策定した経営改善施策に取り組んでいる。

令和8年度は、引き続き専門事業者の助言・指導を受け、改善施策に取り組むとともに、診療報酬改定の詳細を把握し、適切な対応に努めるほか、今後のセンター病院の患者像や診療体制などを改めて整理し、持続可能な経営基盤の確立に向けた運営方針を検討する。

【経営改善による施策の効果額（見込み）】

（単位：千円）

取組項目	全施策実行後の効果額（※）	うち、令和8年度予算への反映額	今後の取組
生産性の向上	92,642	29,401	リハビリ単位数の増
施設基準の取得	53,580	9,176	新規加算の取得
入院患者の増加	157,219	1,298	病棟の稼働率向上
人員適正配置等	74,420	17,106	専門職の適正配置
合計	377,861	56,981	

※効果額は、センター病院の令和6年度末までの診療実績等を基に専門事業者が試算

#### 5 病院改築に向けた取組

全国的に病院の経営環境は極めて厳しい状況が継続しているが、上越地域の回復期・慢性期医療の中核を担う病院としての機能を発揮し続けるため、引き続き経営改善に鋭意取り組むとともに、老朽化した施設の早期改築に向けて取り組む必要がある。

改築に向けては、病院改築後の収支見通しや上越地域医療構想調整会議における議論、病院の経営環境の変化を踏まえつつ、新たに設置する有識者会議の意見を聴きながら、医療機能や改築規模等の検討を進め、基本計画の見直しを行った上で、設計に着手する。

## 上越地域医療センター病院改築事業に係る債務負担行為の設定について

### 1 内容

上越地域医療センター病院の改築に関する設計業務等について、令和8年度から令和9年度までの複数年度に渡ることから債務負担行為を設定するもの

### 2 限度額

108,477 千円

### 3 年度ごとの支出予定額

(単位：千円)

期 間	金 額
令和8年度	0
令和9年度	108,477
合 計	108,477

### 4 実施概要

上越地域医療センター病院改築に関する設計業務等の実施

### 5 今後のスケジュール

令和8年度 基本計画の見直し、設計事業者の募集・選定

令和9年度 設計